

越 監 公 表 第 1 号

地方自治法第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人から令和2年度包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表する。

令和3年（2021年） 4月 1日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 武 藤 智

越谷市監査委員 島 田 玲 子

令和2年度

越谷市包括外部監査報告書

消防事業に関する事務の執行について

令和3年3月

越谷市包括外部監査人

公認会計士長田慶洋

## 目次

I. 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 包括外部監査人及び補助者	2
5. 包括外部監査の対象部署・対象期間・実施期間	2
(1) 対象部署	2
(2) 対象期間	2
(3) 実施期間	2
6. 監査の着眼点	3
7. 監査の主な手続	3
8. 「監査の結果」と「意見」	3
9. 利害関係	4
II. 全般	5
1. 越谷市の概況	5
(1) 地勢	5
(2) 位置と面積	5
2. 越谷市消防本部の沿革	6
3. 越谷市の消防事業の概要	9
(1) 組織	9
(2) 主な業務内容(事務分掌)	10
(3) 消防署所の配置と受持区域	14
(4) 消防庁舎等の概要	15
(5) 職員の状況(職員配置状況及び定数)	16
(6) 消防団の状況	17
4. 消防本部の歳入・歳出	20
(1) 歳入決算額の推移	20
(2) 歳出決算額の推移	21
(3) 他消防本部との比較	23
5. 関連する主な法律等	25
III. 各論	26
1. 抽出した消防事務	26
2. 消防本部総務課(消防署及び分署、救急課を含む)	27
(1) 職員人件費	27
(2) 消防施設改修費	49
3. 予防課(消防署及び分署を含む)	57
(1) 火災予防事業	57
(2) 消防音楽隊活動	61
(3) 火災予防措置	62
(4) 消防設備等に関する事務	62
(5) 防火管理	67
(6) 立入検査	69
(7) 危険物規制業務	83
(8) 違反処理	87
(9) 違反対象物公表制度	88
4. 警防課(消防署及び分署を含む)	90
(1) 火災・救助活動事業	90

(2) 消防団員費.....	94
(3) 消防団活動費.....	101
(4) 消防団施設管理費.....	103
(5) 消防団施設整備事業.....	106
(6) 常備消防車両等整備事業.....	111
(7) 非常備消防車両等整備事業.....	114
(8) 消防水利整備事業.....	119
(9) 震災対応/消防団活動の拡大.....	123
5. 救急課(消防署及び分署を含む).....	129
(1) 救急活動事業.....	129
(2) 救急救命士養成事業.....	140
(3) 応急手当普及啓発事業.....	142
(4) 常備消防車両等整備事業.....	146
IV. 監査の結論.....	150
1. 監査のまとめ.....	150
2. 「監査の結果」の一覧表.....	151
3. 「意見」の一覧表.....	153

## 本報告書における表記

### 1. 金額の表記

本報告書の金額表示は、原則として千円未満を切り捨てて表示している。このため、表中の金額を合計しても、合計欄が一致しない場合がある。また、%は、表示未満四捨五入して記載している。

## I. 包括外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件

消防事業に関する事務の執行について

### 3. 事件を選定した理由

近年では、大規模災害時の消防活動に対する市民の関心の高まりや建築物の高層化、大規模化にともなう都市構造の変化など、消防を取り巻く環境は大きく変遷しており、消防に求められる役割はますます大きくなっている。火災予防では、建物火災の大半を占める住宅火災を未然に防ぐため、市民への防火意識の高揚や予防対策の充実が求められている。救急では、「救命」を目的に高度化が図られている。また、消防団は、消火活動のほか、災害時の救助、避難誘導など重要な役割を担っていることから、消防団員の確保や施設・装備の充実が求められている。越谷市の令和元年度予算における消防費は 3,476 百万円で一般会計 98,300 百万円の 3.5%であり大規模なものではない。しかし、火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助等により、災害等から市民の生命、身体及び財産を守る消防の責務は重要性を増しており、消防機能の充実は越谷市にとって大きな課題になっている。限られた予算と人員で市民の生命及び財産の安全という目標に効率的に対処することは市民にとって関心の高い事項と考えられる。「安全・安心な生活を育むまちづくり」の観点から消防という特殊な事業に対する市の取組みを検証することは、市民利益に有用であると判断し、監査テーマとして選定した。

#### 4. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	公認会計士	長 田 慶 洋
補助者	公認会計士	藤 原 拓 也
同	同	小 林 正 和
同	同	池 田 博 行

#### 5. 包括外部監査の対象部署・対象期間・実施期間

##### (1) 対象部署

消防本部	総務課
	予防課
	警防課
	救急課
	指令課
	消防署・分署

##### (2) 対象期間

令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）とする。なお、必要に応じて監査時点における状況及び平成30年度以前の年度についても対象としている。

##### (3) 実施期間

令和2年4月1日から令和3年3月8日まで

## 6. 監査の着眼点

### 1. 監査の主な着眼点

消防事業に関する事務の執行を監査するにあたっては、次の項目を主な着眼点とした。

- ① 市の人口・面積等に対し、消防体制が適切に構築されているか
- ② 消防本部の財務事務が法令、条例、規則等に準拠して実施されているか
- ③ 施設・備品等の整備、運営管理が適切に行われているか
- ④ 消防事業は事前又は事後的に検証され、評価されているか

上記の項目の適切性は、「合規性」、「経済性、効率性、有効性」、「公平性」、「適切な事業評価」4つの視点から検討した。

	視点	内容
1	合規性	消防事業の支出に関する事務手続が、関連諸法令に準拠し、適正に執行されているか
2	経済性、効率性、有効性	消防事業のサービス向上、経費削減努力は十分であるか
		消防事業の支出は適切な水準であるか、効果的な支出がなされているか
3	公平性	消防事業に係る事務の執行は、公平に実施されているか
4	適切な事業評価	消防事業に対する的確な評価を行い次の事業の見直しを行う仕組み、いわゆる PDCA サイクルが整備されているか

### 7. 監査の主な手続

監査にあたっての主な手続は次のとおりである。

- ① 関係各課に質問を実施した。
- ② 関係する書類を閲覧、突合した。
- ③ 関係資料に分析的手続を実施した。
- ④ 消防本部、消防署、各分署、消防団器具置場を往査した。
- ⑤ 法令、条例、規則等への準拠性を検討した。

### 8. 「監査の結果」と「意見」

上記の監査手続を実施した結果、報告すべき事項については地方自治法第 252 条の 37 第 5 項〔包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に、監査の結果に関する報告を決定し、これを包括外部監査対象団体の議会、長及び監査委員並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない〕に基づいて「監査の結果」として記載した。

また、包括外部監査人として「監査の結果」に添えて意見を提出する事項については地方自治法第 252 条の 38 第 2 項〔包括外部監査人は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該包括外部監査対象団体の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる〕に基づいて「意見」として記載した。



## 9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、市と包括外部監査人（包括外部監査人補助者を含む）との間には地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。



## 2. 越谷市消防本部の沿革

昭和 29 年	11 月	町村合併促進法（昭和 28 年法律 258 号）により町制を施行する。 旧越ヶ谷町、大沢町、旧桜井村、大袋村、荻島村、出羽村、蒲生村、大相模村、増林村、新方村の 2 町 8 カ村の各消防団を解き、新たに 10 分団を擁する越谷町消防団を結成する。
昭和 30 年	1 月 11 月	越谷町消防委員会条例の制定に伴い、委員 21 人が委嘱される。 草加町の一部、旧川柳村が越谷町に編入合併により 1 分団が増設され消防団本部の他、11 分団の消防団編成となる。
昭和 33 年	12 月	越谷町消防団条例が制定され、団員定数 1,400 人となる。
昭和 34 年	11 月 9 月 10 月	越谷市制施行に伴い、消防団の名称が越谷市消防団となる。 越谷市定数条例改正により、消防職員定数 18 人となる。 消防団条例が改正され、団員定数 500 人となる。 越谷市消防本部・消防署を開設する。職員 13 人、水槽付消防ポンプ自動車 1 台をもって発足する。 消防無線基地局、移動局、それぞれ 1 局を新設する。 大沢分団第 1 部を準常備部とし、団員 11 人、四輪ポンプ自動車 1 台をもって発足し、常備消防力の一翼を担う。
昭和 35 年	4 月 10 月	消防署及び越ヶ谷分団に消防無線移動局が増設される。 越谷市定数条例改正により、消防職員定数 22 人となる。
昭和 37 年	3 月 4 月	越谷市定数条例改正により、消防職員定数 26 人となる。 救急業務に関する規則の制定により、救急業務を開始する。
昭和 39 年	5 月	越谷市定数条例改正により、消防職員定数 32 人となる。
昭和 40 年	3 月	越谷市定数条例改正により、消防職員定数 40 人となる。
昭和 42 年	8 月	消防署庁舎新築、鉄筋コンクリート 3 階建てとなる。
昭和 43 年	4 月	越谷市定数条例改正により、消防職員定数 43 人となる。
昭和 44 年	1 月 4 月	消防署に消防広報、連絡、災害現場指揮等に使用するため、指令車を配置する。 越谷市機構改革に伴い、消防本部に 2 課（管理、予防）3 係（管理、予防、警防）を新設する。 越谷市定数条例改正により、消防職員定数 70 人、その他の職員 5 人の計 75 人となる。県下初の女性消防士 5 人を採用する。
昭和 45 年	2 月	日本消防協会から優良消防団として表彰される。
昭和 46 年	2 月 4 月	谷中分署（職員待機宿舎併設）を開署する。配置人員 24 人。テレビカメラによる監視を行う。 越谷市定数条例改正により、消防職員定数 85 人となる。
昭和 47 年	4 月	越谷市定数条例改正により、消防職員定数 115 人となる。
昭和 48 年	3 月 4 月	蒲生分署を開署する。配置人員 23 人。テレビカメラによる監視を行う。 越谷市定数条例改正により、消防職員定数 139 人となる。
昭和 49 年	2 月	消防本部の機構改革により、管理課 2 係、予防課 4 係となる。 指令室を新設、B 級指令台により業務を開始する。救急系無線局（復信式）を新設する。 無線局の改修により消防系無線基地局の更新及び移動局 2 局を増強する。
昭和 51 年	4 月	越谷市定数条例改正により、消防職員定数 174 人となる。
昭和 52 年	3 月 5 月	訓練塔付間久里分署を開署する。配置人員 25 人。テレビカメラによる監視を行う。 消防署望楼監視を廃止し、テレビカメラを新設する。
昭和 54 年	4 月 11 月 12 月	消防本部の機構改革により、管理課を総務課とし、消防機構の充実を図る。 消防本庁舎 2 階、3 階の一部を増築（9 月着工、11 月完了）する。 越谷市定数条例改正により、消防職員定数 190 人となる。
昭和 55 年	12 月	越谷市定数条例改正により、消防職員定数 207 人となる。
昭和 56 年	4 月 12 月	埼玉県救急医療情報システムの運営が開始される。 越谷市定数条例改正により、消防職員定数 229 人となる。
昭和 57 年	12 月	越谷市定数条例改正により、消防職員定数 252 人となる。
昭和 58 年	4 月 12 月	消防署、谷中分署の勤務体制を 3 部制に改める。 大相模分署を開署する。配置人員 37 人。 消防本部機構を改正し、消防長が消防正監、本部次長・署長が消防監、課長が消防司令長、本署に担当司令を置き、当直司令制度を導入し、消防機構の充実を図る。
昭和 59 年	10 月	蒲生分署、間久里分署、大相模分署の勤務体制を 3 部制に改める。 財団法人埼玉県消防協会から特別優良消防団として表彰旗が授与される。
昭和 62 年	10 月	越谷市消防団条例の改正により、団員定数 450 人以内となる。

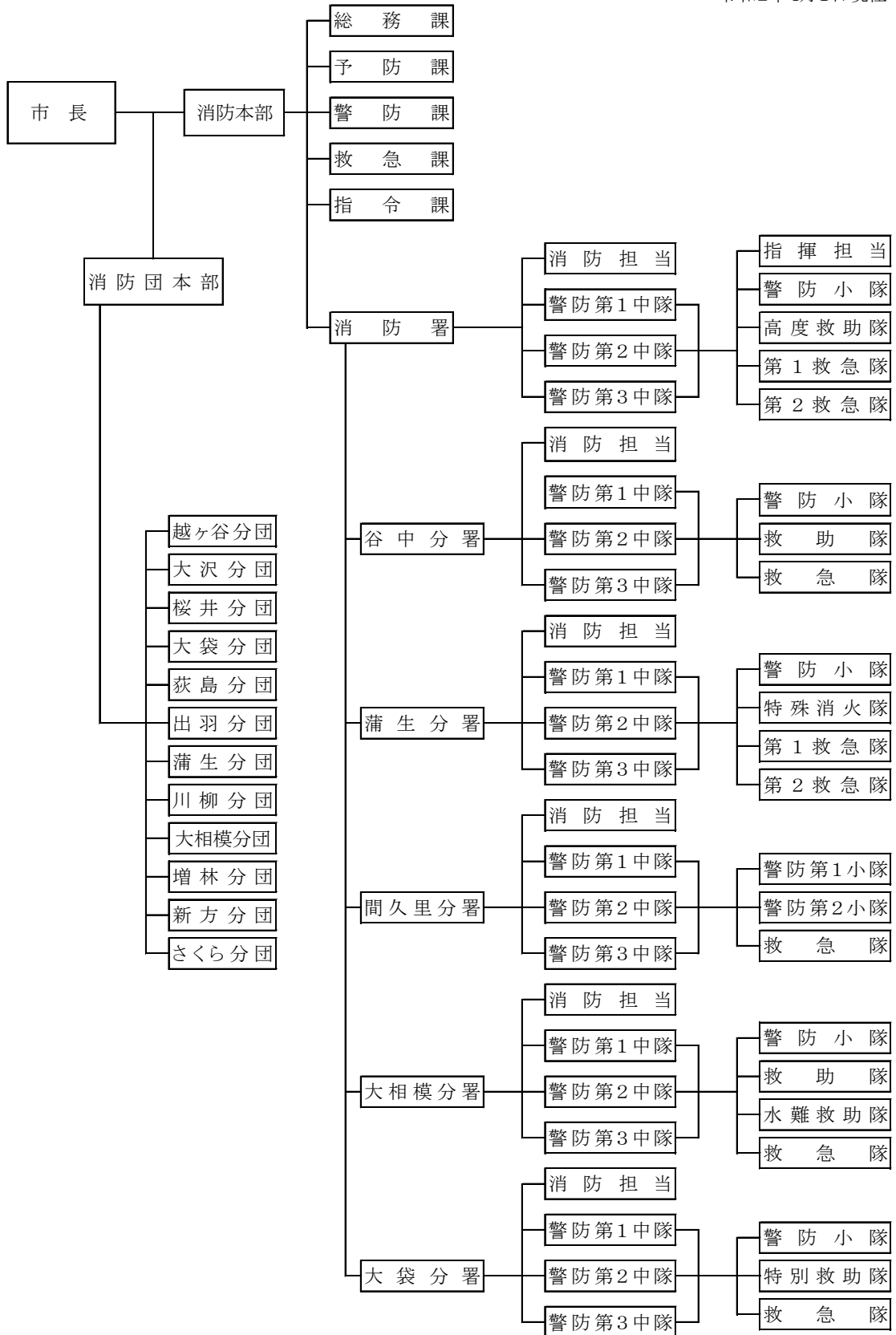
昭和 63 年	3 月	指令装置Ⅱ型、指揮台、無線統制台、指令伝送装置、地図検索装置等を導入する。
平成 4 年	2 月	間久里分署に訓練塔（簡易型）を設置する。
	3 月	谷中分署に鉄骨造 2 階建車庫兼倉庫を新築する。
	4 月	越谷市消防音楽隊を設置する。
平成 5 年	11 月	初の救急救命士が誕生する。
平成 6 年	1 月	越谷市定数条例改正により、消防職員定数 255 人となる。
	12 月	越谷市定数条例改正により、消防職員定数 265 人となる。
平成 7 年	10 月	緊急消防援助隊の発足により、救急部隊 1 隊及び消火部隊 1 隊を自治省消防庁に登録する。
平成 8 年	4 月	阪神・淡路大震災を契機に消防団の機動力を確保するため、各分団の合併を計画的に進める。 大沢分団第 2 部と第 3 部が合併し、大沢分団第 2 部となる。 大袋分署を開署する。配置人員 25 人。 彩の国レスキュー隊の発足により、救急隊 1 隊、消火隊 1 隊及び救助隊 1 隊を埼玉県に登録する。 消防団副団長 3 人制となる。
	9 月	群馬県高崎市等広域消防局と消防相互応援協定を締結する。
平成 9 年	4 月	桜井分団第 5 部と第 6 部が合併し、桜井分団第 5 部となる。
平成 10 年	4 月	蒲生分団第 2 部と第 5 部が合併し、蒲生分団第 2 部となる。 携帯電話からの 119 番通報受信転送体制を開始する。
	10 月	119 番通報（救急）受信時、口頭による応急手当指導を開始する。
平成 11 年	4 月	新方分団第 3 部と第 4 部が合併し、新方分団第 3 部となる。
平成 12 年	4 月	大相模分団第 1 部と第 2 部が合併し、大相模分団第 1 部となる。
平成 13 年	3 月	消防緊急通信指令装置Ⅱ型を更新し、運用を開始する。
平成 14 年	4 月	越谷市定数条例改正により、消防職員定数 270 人となる。 増林分団第 5 部と第 6 部が合併し、増林分団第 5 部となる。
平成 15 年	3 月	消防本庁舎を建て替える。
	4 月	越谷市定数条例改正により、消防職員定数 276 人となる。 消防本部組織改正を行い、総務・予防・警防・指令の 4 課体制となる。 33 年ぶりに女性消防士を採用する。
平成 16 年	4 月	荻島分団第 3 部と第 4 部が合併し、荻島分団第 3 部となる。
	7 月	新潟・福島豪雨災害に緊急消防援助隊埼玉県隊として、消火隊 1 隊、救急隊 1 隊、隊員 10 人が現地に赴き活動する。
	10 月	新潟県中越地震に緊急消防援助隊埼玉県隊として、消火隊 1 隊、隊員 5 人が現地に赴き活動する。
平成 17 年	4 月	越谷市定数条例改正により、消防職員定数 292 人となる。 消防署組織改正を行い、副署長（兼当直司令）3 人体制とする。消防署に指揮担当を設ける。 初の女性消防団員 9 人を任用する。
平成 18 年	3 月	大袋分署の庁舎を建て替え、移設する。
平成 19 年	4 月	越谷市定数条例の改正により、消防職員定数 301 人となる。
平成 20 年	10 月	消防署に救急隊 1 隊を増隊し、7 隊となる。
平成 21 年	3 月	越谷市消防委員会条例を廃止する。
	4 月	大袋分団第 4 部と第 5 部が合併し、大袋分団第 4 部となる。
平成 22 年	3 月	蒲生分署の庁舎を建て替える。
平成 23 年	3 月	東日本大震災に緊急消防援助隊埼玉県隊の消火隊、救急隊として 3 月 19 日から 3 月 31 日までの 13 日間、延べ 136 人が岩手県陸前高田市へ、後方支援部隊として 3 月 26 日から 4 月 6 日までの 12 日間、延べ 28 人、救急隊として 5 月 16 日から 5 月 28 日までの 13 日間、延べ 45 人が福島県本宮市へ赴き活動する。
平成 24 年	10 月	少量危険物貯蔵取扱所を消防本部に設置する。
平成 25 年	4 月	越谷市定数条例の改正により、消防職員定数 310 人となる。 消防署組織改正を行い、副署長（兼）当直司令 3 人体制を副署長 1 人、大隊長 3 人体制とする。 埼玉県危機管理防災部消防防災課へ職員 1 人を派遣する。
	9 月	竜巻が市域北部を横断し、住宅や公共施設などの破損、重症などの人的被害、電柱倒壊による停電など甚大な被害が発生する。埼玉県下消防相互応援協定に基づき、指揮隊、救助隊や救急隊など 31 隊、105 人の応援を受ける。
平成 26 年	3 月	消防・救急デジタル無線を整備する。
	4 月	消防・救急デジタル無線の運用を開始する。

平成 27 年	4 月	<p>蒲生分署の化学小隊の名称を特殊消火隊に改める。</p> <p>蒲生分署に救急隊 1 隊を増隊し、8 隊となる。</p> <p>越谷市が 4 月 1 日に特例市から中核市へ移行する。</p> <p>越谷市定数条例の改正により消防職員定数 322 人となる。</p> <p>消防本部の組織改正を行い、救急課を新設する。既設の総務・予防・警防・指令各課と合わせて 5 課体制となる。</p> <p>消防署の特別救助隊を再編して高度救助隊を設置する。</p> <p>大相模分署に水難救助隊を設置する。</p> <p>女性消防団員で構成する「さくら分団」が発足する。既設の 11 分団と合わせて 12 分団の消防団編成となる。</p>
平成 28 年	9 月	消防本部が埼玉県医師会長から「救急医療搬送業務功労機関」として表彰される。
	3 月	消防本庁舎に太陽光発電設備及び蓄電池設備を設置する。
平成 29 年	4 月	消防署高度救助隊が埼玉県特別機動援助隊（埼玉 SMART）に登録される。
	3 月	非常用救急自動車を増車し 2 台体制となる。
		消防指令センターを全面更新し、高機能型消防緊急情報指令装置Ⅱ型を導入する。新たに指令台の 1 席二事案対応型、消防車両に画像伝送装置を配備、救急車両の災害現場直近編成方式を採用し、運用を開始する。
	4 月	広域災害救急医療情報システムの一部改修に伴い、救急車にスマートフォンを配置する。
	7 月	谷中分署の用地を取得し、庁舎の移転と併せて訓練塔を設置する。
平成 30 年	4 月	越谷市消防団条例の改正により、消防団本部に「機能別団員」を設置、団員定数 480 人となる。
	12 月	越谷市消防団の学生機能別団員の取組みが高く評価され、特に学生消防団員の増加数が大きい消防団として対象に選ばれ、「平成 30 年度総務大臣感謝状」を受章する。
平成 31 年	2 月	学生機能別団員を設置した取組みが、地域住民の安全の保持や消防団員の確保につながる全国でも模範的な事業であると高く評価され、総務省消防庁長官から「消防団等地域活動表彰」を受章する。
令和元年	9 月	埼玉県の救急搬送体制の充実に貢献した功績により、埼玉県知事から「救急功労表彰」を受賞する。

### 3. 越谷市の消防事業の概要

#### (1) 組織

令和2年4月1日現在



(出所：消防本部総務課提供資料)

## (2) 主な業務内容(事務分掌)

「越谷市消防本部の組織に関する規則」によれば、消防本部においては、総務課、予防課、警防課、救急課、指令課が設置されている。分掌事務は次のとおりである。

### 【総務課】

- ①人事並びに消防行政施策の企画及び調整に関すること。
- ②予算及び決算の調整並びに経理に関すること。
- ③消防関係の条例及び規則の制定改廃に関すること。
- ④公印の管守に関すること。
- ⑤消防統計に関すること。
- ⑥職員の給貸与品に関すること。
- ⑦職員の福利厚生及び公務災害補償に関すること。
- ⑧消防長会に関すること。
- ⑨消防職員委員会に関すること。
- ⑩越谷市消防賞じゆつ金等審査委員会に関すること。
- ⑪職員の研修に関すること。
- ⑫職員の任免、分限、懲戒、服務その他身分に関すること。
- ⑬表彰に関すること。
- ⑭職員の安全衛生管理に関すること。
- ⑮消防庁舎の整備及び管理に関すること。
- ⑯消防本部に属する財産に関すること。
- ⑰庁用自動車(消防自動車等を除く。)に関すること。
- ⑱安全運転管理者に関すること。
- ⑲他の課に属しないこと。

### 【予防課】

- ①消防広報に関すること。
- ②消防用設備に関すること。
- ③越谷市住宅防火連絡協議会に関すること。
- ④建築物確認に対する同意に関すること。
- ⑤防火管理者及び防災管理者に関すること。
- ⑥防火対象物の消防計画及び訓練の指導に関すること。
- ⑦越谷市火災予防条例(昭和37年条例第16号)の実施に関すること。
- ⑧消防音楽隊に関すること。
- ⑨その他火災予防に関すること。
- ⑩越谷市幼少年婦人防火委員会に関すること。
- ⑪危険物の規制に関すること。
- ⑫少量危険物及び指定可燃物の規制に関すること。
- ⑬危険物製造所等の検査計画及び予防措置に関すること。
- ⑭危険物取扱者に関すること。
- ⑮液化石油ガスに関すること。
- ⑯火薬類の規制に関すること。
- ⑰高圧ガス、毒劇物等の火災予防措置に関すること。

- ⑱越谷市防火安全協会に関する事。
- ⑲産業廃棄物施設の意見書に関する事。
- ⑳査察計画及び技術に関する事。
- ㉑違反対象物の処理に関する事。
- ㉒予防査察に関する事。
- ㉓越谷市風俗営業所等防火安全対策連絡協議会に関する事。
- ㉔屋外における火災予防措置に関する事。
- ㉕り災証明に関する事。
- ㉖火災の原因及び損害の調査に関する事。
- ㉗火災等の統計に関する事。

#### 【警防課】

- ①警防救助業務に係る企画及び調整に関する事。
- ②消防相互応援協定及び緊急消防援助隊に関する事。
- ③消防水利の調整及び整備に関する事。
- ④越谷市まちの整備に関する条例(平成14年条例第51号)の消防に関する事。
- ⑤消防機械器具(救急自動車及び救急器具を除く。)の整備及び管理に関する事。
- ⑥高圧ガス製造施設の管理に関する事。
- ⑦消防救助技術の教育に関する事。
- ⑧救助統計に関する事。
- ⑨消防団及び消防団員に関する事。
- ⑩消防団の施設に関する事。
- ⑪消防協会に関する事。

#### 【救急課】

- ①救急業務の企画及び調整に関する事。
- ②救急救命士及び救急隊員の教育に関する事。
- ③救急自動車及び救急器具の整備及び管理に関する事。
- ④救急搬送証明に関する事。
- ⑤救急情報及び統計に関する事。
- ⑥応急手当の指導及び普及に関する事。
- ⑦医療機関等との連携に関する事。
- ⑧メディカルコントロール協議会に関する事。
- ⑨自動体外式除細動器(AED)に関する事。

#### 【指令課】

- ①緊急通報の受理及び出動の指令に関する事。
- ②消防用通信の管制業務に関する事。
- ③通信施設の維持管理に関する事。
- ④通信技術の指導に関する事。
- ⑤気象情報等の収集及び伝達に関する事。
- ⑥火災警報に関する事。
- ⑦埼玉県広域災害救急医療情報システムに関する事。



- ⑧携帯電話等 119 番通報受信・転送体制に関する事。
- ⑨埼玉県防災情報システムに関する事。
- ⑩衛星通信ネットワークシステムに関する事。
- ⑪消防庁舎の監視に関する事。
- ⑫加入電話の交換業務に関する事。
- ⑬消防分野における IT 化推進に関する事。
- ⑭緊急通報システムに関する事。
- ⑮越谷市防災行政無線に関する事。

「越谷市消防署の組織に関する規程」によれば、消防署及び分署においては、次のとおり消防担当及び中隊が設置されている。

名称	担当及び隊
越谷市消防署	指揮担当、警防小隊、高度救助隊、第 1 救急隊及び第 2 救急隊
越谷市消防署谷中分署	警防小隊、救助隊及び救急隊
越谷市消防署蒲生分署	警防小隊、特殊消火隊、第 1 救急隊及び第 2 救急隊
越谷市消防署間久里分署	警防第 1 小隊、警防第 2 小隊及び救急隊
越谷市消防署大相模分署	警防小隊、救助隊、水難救助隊及び救急隊
越谷市消防署大袋分署	警防小隊、特別救助隊及び救急隊

消防署及び分署の分掌事務は次のとおりである。

**【消防担当】**

- ①職員の教養訓練及び勤務に関する事。
- ②消防署に属する備品及び財産に関する事。
- ③公印の管守に関する事。
- ④火災の予防に関する事。
- ⑤消防広報に関する事。
- ⑥火災の警戒及び鎮圧に関する事。
- ⑦応急手当の普及に関する事。
- ⑧その他消防署に関する事。

**【警防第 1 中隊、警防第 2 中隊及び警防第 3 中隊】**

- ①災害の警戒及び防御に関する事。
- ②火災の原因及び損害の調査に関する事。
- ③救助活動及び救急活動に関する事。
- ④予防査察及び防火思想の普及に関する事。
- ⑤自主防災組織等が行う訓練の指導に関する事。
- ⑥消防活動に係る警防計画の作成に関する事。
- ⑦消防活動に係る警防訓練に関する事。
- ⑧消防活動に係る警防調査に関する事。
- ⑨消防車両及び消防機械器具の運用及び管理に関する事。
- ⑩越谷市火災予防条例(昭和 37 年条例第 16 号)第 45 条の規定による届出に関する事。
- ⑪消防水利の調査及び保全に関する事。
- ⑫職員の安全衛生に関する事。

- ⑬消防庁舎の管理に関する事。
- ⑭応急手当普及講習に関する事。
- ⑮署の庶務に関する事。
- ⑯その他警防中隊に関する事。

### (3) 消防署所の配置と受持区域

#### ①配置



(出所:消防年報)

## ②受持区域

「越谷市消防署の組織に関する規程」によれば、消防署及び分署の受持区域は、次のとおりとする。

名称	受持区域
越谷市消防署	大沢地区、北越谷地区、新方地区のうち船渡、大松及び大杉の地域を除いた区域、大袋地区のうち大房及び大林の地域、越ヶ谷地区のうち東武鉄道伊勢崎線以東の区域並びに増林地区のうち大字花田及び花田一丁目から花田七丁目までの地域
越谷市消防署谷中分署	出羽地区、荻島地区のうち元荒川右岸の区域、越ヶ谷地区のうち東武鉄道伊勢崎線以西の区域並びに南越谷地区のうち瓦曾根三丁目、南越谷二丁目から南越谷五丁目まで及び蒲生茜町の地域を除いた区域
越谷市消防署蒲生分署	蒲生地区、川柳地区並びに南越谷地区のうち瓦曾根三丁目、南越谷二丁目から南越谷五丁目まで及び蒲生茜町の地域
越谷市消防署間久里分署	桜井地区並びに新方地区のうち船渡、大松及び大杉の地域
越谷市消防署大相模分署	大相模地区並びに増林地区のうち大字花田及び花田一丁目から花田七丁目までの地域を除いた区域
越谷市消防署大袋分署	大袋地区のうち大房及び大林の地域を除いた区域並びに荻島地区のうち元荒川左岸の区域

## (4) 消防庁舎等の概要

区分 本部・署	所在地	敷地面積 (㎡)	構造	建築面積 (㎡)	しゅん工年月日
				延べ面積 (㎡)	
消防本部 ・ 消防署	越谷市大沢二丁目10番15号 電話 048(974)0101 (代) FAX 048(977)1199 (代)	2,974.23	鉄骨鉄筋コンクリート造 4階建	1,157.96	平成15年 3月20日
				3,590.62	
				6.55	
少量危険物 貯蔵取扱所			コンクリートブロック造 平屋建	6.55	平成24年 10月26日
谷中分署	越谷市谷中町四丁目9番地1 電話 048(964)9119 FAX 048(964)9130	5,729.00	鉄筋コンクリート造2階建 一部鉄骨造 2階建	1,246.79	平成29年 7月31日
訓練塔A棟			鉄筋コンクリート造 6階建	83.73	平成29年 7月31日
訓練塔B棟			鉄筋コンクリート造 2階建	333.65	平成29年 7月31日
			鉄骨造 平屋建	93.16	平成29年 7月31日
自家用給油 取扱所			鉄骨造 平屋建	163.94	8.00
蒲生分署	越谷市蒲生寿町4番6号 電話 048(986)9119 FAX 048(986)9121	1,336.17	鉄筋コンクリート造3階建 一部鉄骨造 平屋建	597.98	平成22年 3月12日
				1,200.77	
間久里分署	越谷市大字下間久里1004番地1 電話 048(976)9119 FAX 048(976)9148	1,835.55	鉄筋コンクリート造 2階建	315.84	昭和52年 3月20日
訓練塔			鉄筋コンクリート造 5階建	594.05	
				36.37	
大相模分署	越谷市相模町五丁目2番地 電話 048(986)2119 FAX 048(986)2134	2,704.04	鉄筋コンクリート造 2階建	455.43	昭和58年 11月21日
大袋分署	越谷市大字大道3番地 電話 048(971)0119 FAX 048(971)0143	2,895.65	鉄筋コンクリート造2階建 一部鉄骨造 平屋建	760.17	平成18年 2月27日
				1,079.55	

(出所:消防年報)

(5) 職員の状況(職員配置状況及び定数)

令和2年4月1日現在  
(単位：人)

所 属	階 級	消 防 吏 員							そ の 他 の 職 員	合 計	
		消 防 正 監	消 防 監	消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長			消 防 士
消 防 本 部	消防長	1									1
	次長		1								1
	総務課			1	1	1	2	2		2	9
	再任用職員					2					2
	派遣職員										
	県消防学校					1					1
	県消防防災課					1					1
	県防災航空隊					1					1
	予防課			1	2	1	1	3	7		15
	再任用職員					5					5
	警防課			1	2	2			4		9
	再任用職員					2					2
	救急課			2		1	1	2			6
	再任用職員					2					2
指令課			2	3	5	3	1	3		17	
再任用職員					4					4	
消 防 署	消防署長		1								1
	副署長		1								1
	大隊長			3							3
	消防署			7	9	5	10	16	8		55
	消防担当				1	2	1				4
	再任用職員					4					4
	谷中分署			1	3	4	10	10	10		38
	消防担当										0
	再任用職員					4					4
	蒲生分署			1	3	6	13	14	12		49
	消防担当										0
	再任用職員					2					2
	間久里分署			1	3	11	7	6	12		40
	消防担当										0
再任用職員					2					2	
大相模分署			1	3	4	8	8	15		39	
消防担当										0	
再任用職員					2					2	
大袋分署			1	3	9	4	13	10		40	
消防担当										0	
再任用職員					2					2	
消防職員(現職)計		1	3	22	33	54	60	75	81	2	331
再任用職員計						31				0	31
合 計											362
消防職員条例定数											平成27年4月1日改正 322人

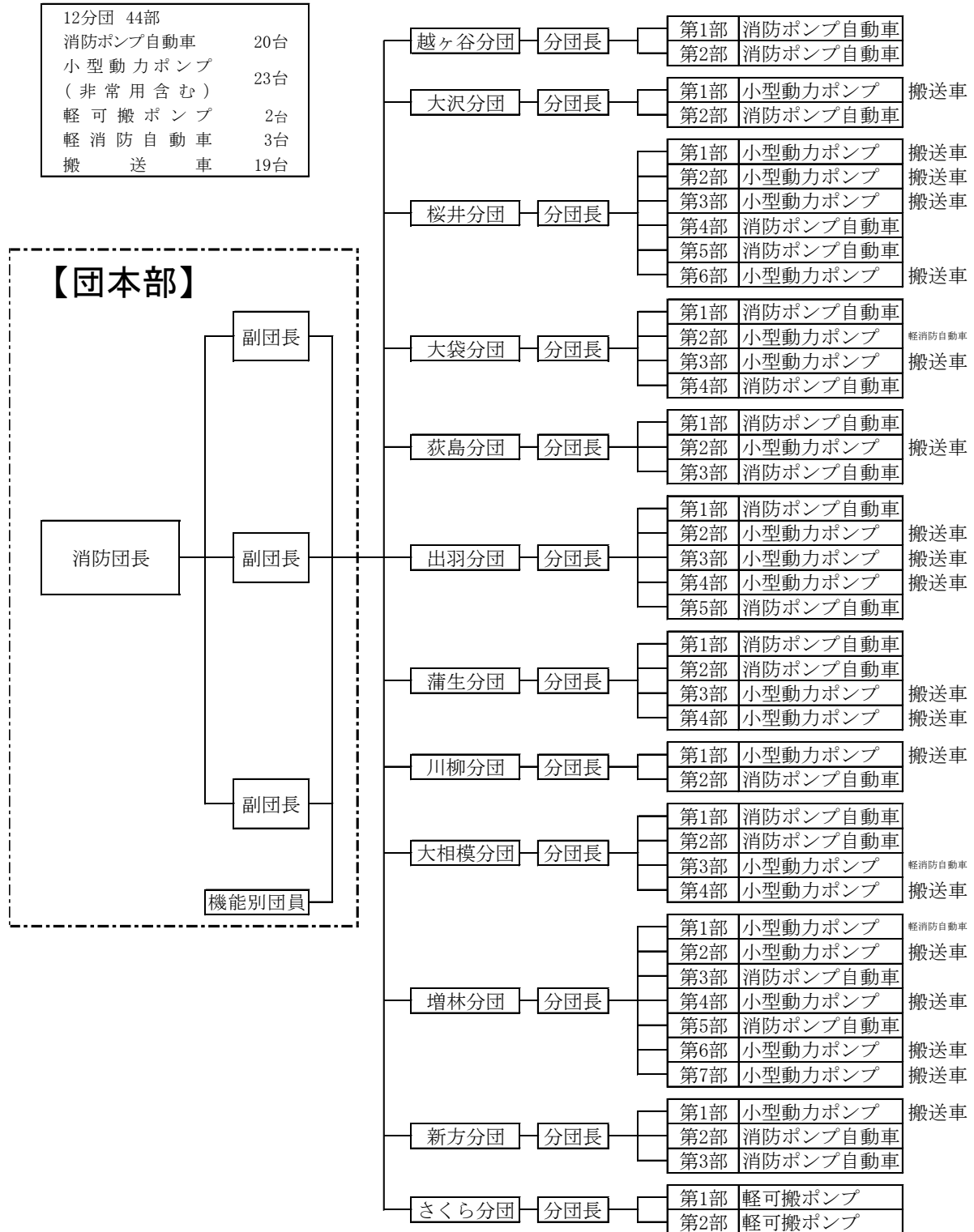
※再任用職員を含む。

(出所：消防年報)

## (6) 消防団の状況

### ① 消防団の編成図

令和2年4月1日現在



②分団区域別の人口

令和2年4月1日現在

分団	区分	人口(人)	世帯数(世帯)	団員数(人)
団本部 (機能別団員含む)				24
越ヶ谷		26,798	12,934	18
大沢		24,228	11,557	19
桜井		38,084	16,493	51
大袋		55,188	25,335	27
荻島		11,941	5,368	28
出羽		34,449	15,374	43
蒲生		58,313	28,526	27
川柳		9,945	4,183	16
大相模		35,260	14,910	38
増林		33,477	14,397	59
新方		16,999	7,376	24
さくら (女性団員)				27
合計		344,682	156,453	401

※分団の区域は、越谷市消防団規則による。

③消防団器具置場の概要

令和2年4月1日現在

分団名	部 名	所 在 地	構 造	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)
越ヶ谷	第1部	越谷市越ヶ谷一丁目636番6号	木造2階建	43.46	86.92
	第2部	越谷市越ヶ谷三丁目832番	木造平屋建	22.93	22.93
大沢	第1部	越谷市大沢四丁目3730番10号	鉄骨造平屋建	9.72	9.72
	第2部	越谷市東大沢五丁目10番地	鉄骨造平屋建	28.80	28.80
桜井	第1部	越谷市大字大里849番地	木造平屋建	9.72	9.72
	第2部	越谷市大字下間久里1339番地	木造平屋建	9.72	9.72
	第3部	越谷市千間台東三丁目7番地9	鉄骨造平屋建	9.72	9.72
	第4部	越谷市大字大泊62番地3	木造2階建	43.46	86.92
	第5部	越谷市大字平方373番地	木造2階建	11.34	22.68
	第6部	越谷市大字平方1028番地1	木造2階建	9.72	19.44
大袋	第1部	越谷市大字大竹160番地1	木造平屋建	23.19	23.19
	第2部	越谷市大字恩間150番地7	鉄骨造平屋建	39.74	39.74
	第3部	越谷市北越谷四丁目12番3号	鉄骨造平屋建	19.44	19.44
	第4部	越谷市大字三野宮862番地1	木造平屋建	89.43	89.43
荻島	第1部	越谷市大字南荻島190番地1	RC造2階建	22.50	45.00
	第2部	越谷市大字小曾川433番地1	木造平屋建	9.72	9.72
	第3部	越谷市大字西新井489番地1	鉄骨造2階建	44.71	89.42
出羽	第1部	越谷市七左町四丁目248番地1	鉄骨造平屋建	78.00	78.00
	第2部	越谷市大間野町一丁目180番地2	木造2階建	11.175	22.35
	第3部	越谷市新川町一丁目280番地	木造平屋建	9.72	9.72
	第4部	越谷市谷中町二丁目333番地2	木造平屋建	19.44	19.44
	第5部	越谷市宮本町二丁目164番地1	木造2階建	43.46	86.92
蒲生	第1部	越谷市蒲生一丁目15番12号	木造2階建	43.46	86.92
	第2部	越谷市登戸町33番16号	RC造3階建	8.44	25.31
	第3部	越谷市瓦曾根一丁目13番11号	木造2階建	9.72	19.44
	第4部	越谷市南町二丁目23番12号	木造平屋建	9.72	9.72
川柳	第1部	越谷市川柳町五丁目284番地1	木造平屋建	19.44	19.44
	第2部	越谷市川柳町二丁目507番地3	木造2階建	43.46	86.92
大相模	第1部	越谷市相模町三丁目57番地1	鉄骨造2階建	44.71	89.42
	第2部	越谷市大成町二丁目141番地	木造平屋建	24.57	24.57
	第3部	越谷市東町二丁目165番地3	鉄骨造平屋建	39.74	39.74
	第4部	越谷市東町五丁目331番地	木造2階建	9.72	19.44
増林	第1部	越谷市大字増林705番地3	木造平屋建	39.74	39.74
	第2部	越谷市大字増林3989番地6	鉄骨造平屋建	42.03	42.03
	第3部	越谷市増林三丁目4番地1	鉄骨造平屋建	81.00	81.00
	第4部	越谷市増森二丁目43番地	木造平屋建	9.72	9.72
	第5部	越谷市東越谷七丁目7番地11	鉄骨造平屋建	44.71	89.42
	第6部	越谷市中島二丁目91番地2	木造平屋建	39.74	39.74
	第7部	越谷市大字増森1657番地1	木造平屋建	9.72	9.72
新方	第1部	越谷市大字船渡1420番地1	木造2階建	9.72	19.44
	第2部	越谷市大字北川崎113番地1	木造2階建	43.46	86.92
	第3部	越谷市大字大吉470番地1	RC造3階建	38.50	38.50



#### 4. 消防本部の歳入・歳出

##### (1) 歳入決算額の推移

(単位:千円)

細目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
使用料	行政財産使用料	62	60	67	73	75
		62	60	67	73	75
手数料	危険物申請手数料	848	848	917	870	1,248
	火薬類申請手数料	18	18	18	18	18
	検査手数料	401	317	473	387	618
	諸証明手数料	15	19	19	17	7
		1,282	1,203	1,428	1,292	1,892
国庫補助金	消防費国庫補助金		19,866	24,276	35,207	3,741
委託金	消防団加入促進支援事業				1,741	
寄付金	消防費寄付金	100	900	100	100	100
繰越金	繰越明許費に係る分			5,500		
雑入	消防団員退職報償金	5,982	7,611	11,454	8,380	8,616
	自動車損害等共済金	2,852	573	95	878	2,063
	建物損害等共済金					604
	コミュニティ事業助成金	400	400	1,400		400
	消防福祉共済返戻金 及び事務費	94	93	95	97	101
	埼玉県都市競艇組合補助金					100
	自動車重量税払戻金				20	79
	自動車リサイクル料					52
	東越谷土地区画整理事業 清算金					50
	自動車損害保険料返還金			2	0	20
	建物損害保険料返還金		1	0	0	9
	全国消防グループ保険 事務手数料	6	5	5	5	4
	貸付施設損害保険料	1	0		0	0
	公共施設移設等補償料	37				
	弁償金				467	
	リサイクル手数料返還金	72	23			
		9,448	8,709	13,053	9,850	12,104
1 市債	消防施設整備事業債	355,100	557,400	801,300	161,100	243,100
	消防本部の歳入計	365,992	588,139	845,726	209,364	261,013

(出所:消防本部提供資料)

## (2) 歳出決算額の推移

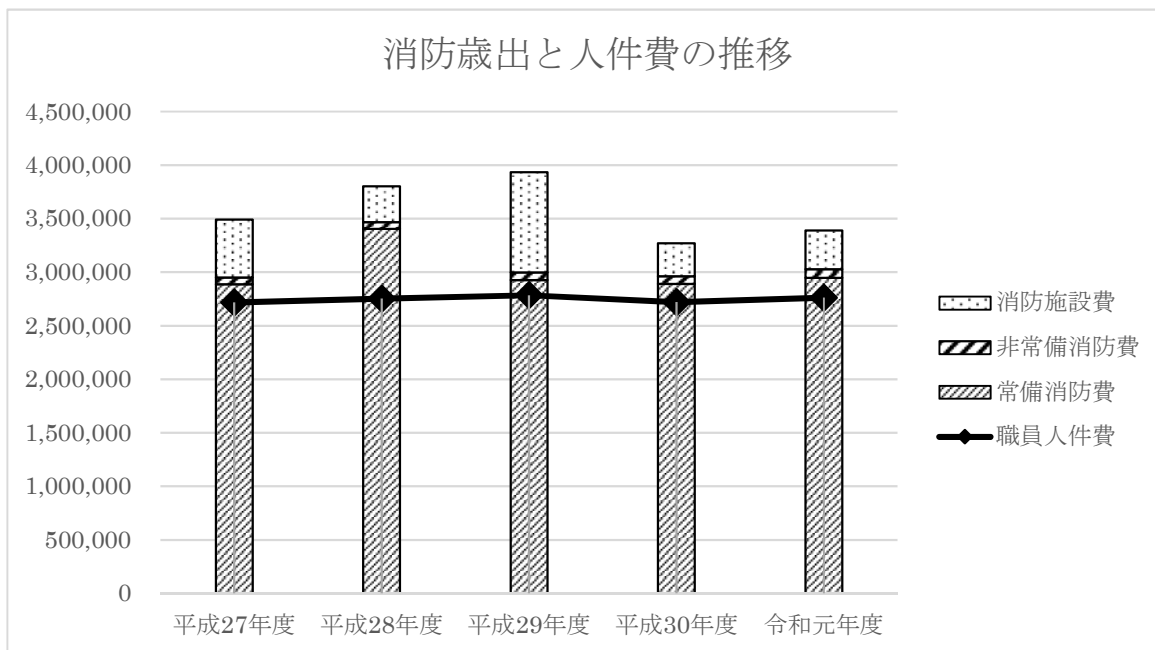
(単位:千円)

細目	細々目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
常備消防費	<b>常備消防事務費</b>					
	職員人件費	2,717,101	2,752,555	2,784,266	2,720,013	2,762,230
	一般事務経費	29,596	30,782	32,903	35,473	34,648
	<b>常備消防事務費合計</b>	2,746,698	2,783,338	2,817,170	2,755,487	2,796,878
	<b>消防活動事業</b>					
	火災予防事業	7,529	43,789	8,917	8,243	9,057
	通信指令事業	68,310	*1 511,742	25,283	50,846	59,907
	火災・救助活動事業	16,965	16,333	23,618	22,057	26,625
	救急活動事業	19,692	20,461	22,602	22,378	24,789
	職員研修費	13,800	13,289	12,753	12,668	13,735
	救急救命士養成事業	7,111	7,266	7,647	7,549	7,457
	応急手当普及啓発事業	6,270	6,203	6,329	9,336	8,744
	<b>消防活動事業合計</b>	139,682	619,086	107,152	133,080	150,319
	<b>その他常備消防費</b>					
	その他常備消防費	863	886	886	896	891
	<b>その他常備消防費合計</b>	863	886	886	896	891
		2,887,243	3,403,312	2,925,209	2,889,464	2,948,090
非常備消防費	<b>消防団費</b>					
	消防団員費	49,357	52,163	55,965	56,402	52,696
	消防団活動費	10,702	9,945	13,668	12,719	26,356
	消防団施設管理費	2,035	1,432	1,655	2,133	1,733
	<b>消防団費合計</b>	62,095	63,541	71,289	71,255	80,786
		62,095	63,541	71,289	71,255	80,786
消防施設費	<b>施設管理費</b>					
	消防施設管理費	34,512	31,493	32,320	37,441	36,557
	消防施設改修費	27,100	4,991	2,984	200	3,321
	<b>施設管理費合計</b>	61,612	36,485	35,304	37,641	39,879
	<b>消防施設整備事業</b>					
	消防署所整備事業	243,179	184,589	*2 677,532	27,302	0
	消防団施設整備事業	5,805	22,777	48,781	2,103	53,065
	消防水利整備事業	42,160	61,577	50,135	84,146	65,896
	<b>消防施設整備事業合計</b>	291,145	268,944	776,449	113,552	118,961
	<b>消防車両等整備事業</b>					
	常備消防車両等整備事業	189,864	29,845	125,161	137,230	192,907
	非常備消防車両等整備事業	0	0	0	19,980	7,999
	<b>消防車両等整備事業合計</b>	189,864	29,845	125,161	157,210	200,906
		542,622	335,275	936,915	308,404	359,748
<b>消防費</b>		3,491,961	3,802,128	3,933,414	3,269,124	3,388,624

(出所:決算書)

\*1 通信指令事業では、平成 28 年度に消防緊急情報システム機器 464 百万円を購入している。

\*2 消防署所整備事業では、谷中分署の建替え及び訓練塔の建設に伴い工事費が 645 百万円発生している。



常備消防費が平成28年度に多くなっているのは、通信指令事業で消防緊急情報システム機器464百万円を購入したことによる。消防施設費が平成29年度に多くなっているのは、消防署所整備事業で谷中分署の建替え及び訓練塔の建設に伴い工事費が645百万円発生したためである。職員人件費は概ね27億円で推移しており、大きな増減はない。

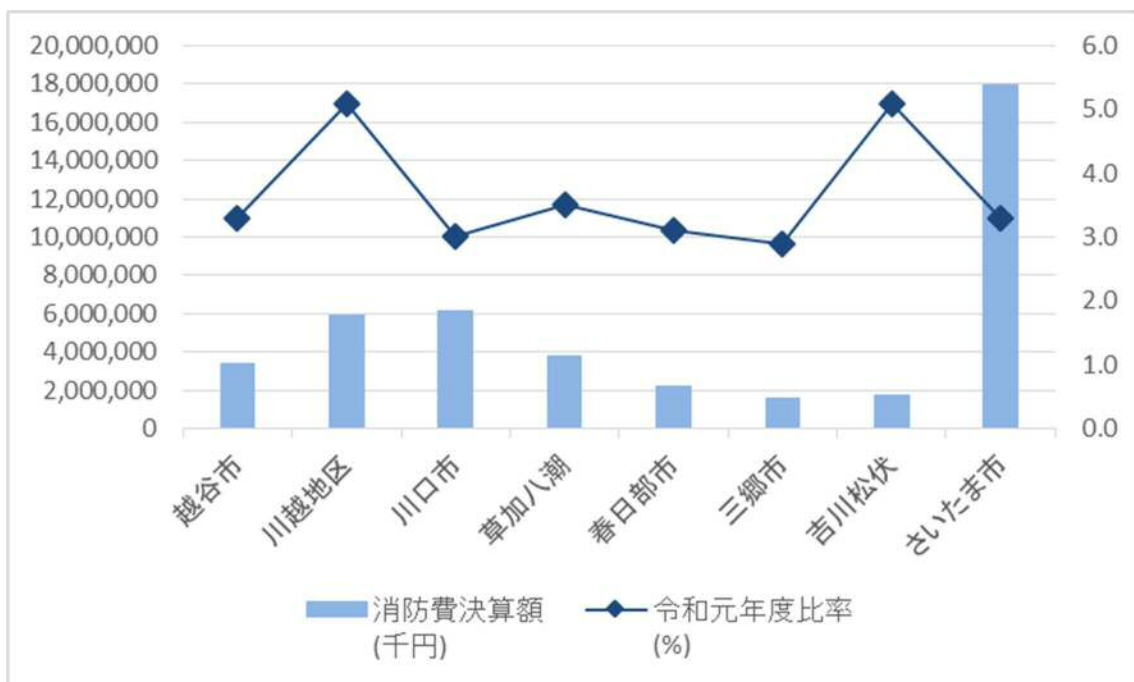
### (3) 他消防本部との比較

#### ①一般会計に占める消防費決算額

令和2年4月1日現在

消防本部名	一般会計歳出決算額 (千円)	消防費決算額 (千円)	令和元年度比率 (%)	平成30年度比率 (%)
越谷市	101,759,575	3,388,624	3.3	3.3
川越地区	115,762,318	5,926,671	5.1	4.9
川口市	201,986,098	6,151,136	3.0	3.2
草加八潮	107,066,492	3,744,376	3.5	3.5
春日部市	69,804,051	2,190,984	3.1	3.4
三郷市	54,504,174	1,594,401	2.9	3.2
吉川松伏	34,190,001	1,746,928	5.1	6.1
さいたま市	545,551,131	17,958,304	3.3	3.3

(出所:消防財政の概況)



越谷市の消防費決算額は、33億8千万円であり、人口で同規模の草加八潮(消防組合)の37億4千万円に比べ3億5千万円少なくなっている。又、越谷市と人口規模も近く、中核市としても共通する川越地区(消防組合)の59億2千万円にくらべ25億3千万円少なくなっている。

令和元年度の一般会計歳出決算額に占める消防費決算額の割合は、越谷市では3.3%となっている。さいたま市も3.3%であり同様の比率である。川越地区(消防組合)5.1%、吉川松伏(消防組合)5.1%、草加八潮(消防組合)3.5%と比べると、越谷市の3.1%は低い比率になっている。

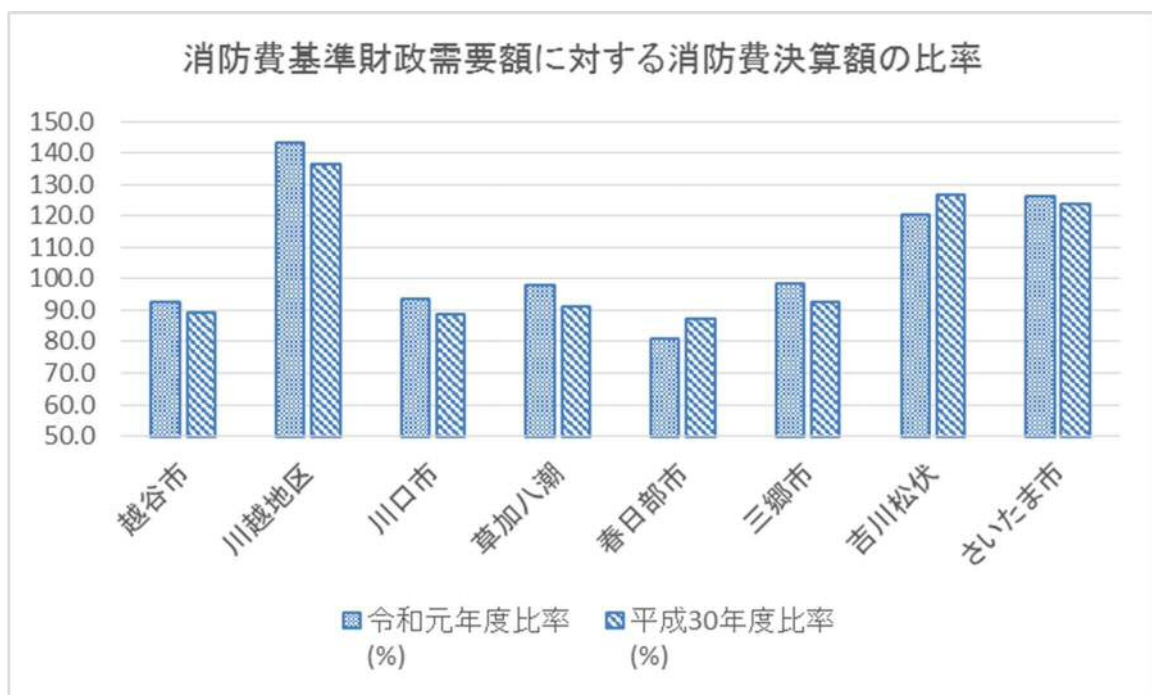
人口は70万人超であるが、越谷市と同じ中核市である川口市3.0%であり、近隣市である春日部市3.1%、三郷市2.9%に比べると、越谷市の3.1%は高い比率になっている。

## ②消防費基準財政需要額に対する消防費決算額

令和元年度

消防本部名	消防費基準財政需要額 (千円)	消防費決算額 (千円)	令和元年度比率 (%)	平成30年度比率 (%)
越谷市	3,653,550	3,388,624	92.7	89.3
川越地区	4,136,569	5,926,671	143.3	136.2
川口市	6,554,791	6,151,136	93.8	88.6
草加八潮	3,811,908	3,744,376	98.2	91.1
春日部市	2,702,869	2,190,984	81.1	87.4
三郷市	1,620,145	1,594,401	98.4	92.6
吉川松伏	1,453,677	1,746,928	120.2	126.5
さいたま市	14,240,113	17,958,304	126.1	123.7

(出所:消防財政の概況)



基準財政需要額は、地方団体における個々具体的な財政支出の実態を捨象して、その地方団体の自然的・地理的・社会的諸条件に対応する合理的でかつ妥当な水準における財政需要として算定されたものである。(出所：総務省ホームページ)

越谷市の令和元年度における消防費決算額は33億8千万円であり、消防費基準財政需要額36億5千万円よりも2億6千万円少なくなっている。

越谷市における消防費基準財政需要額に対する消防費決算額の比率は令和元年度92.7%、平成30年度89.3%であり、いずれの年も100%を下回っている。令和元年度の川越地区(消防組合)143.3%、草加八潮(消防組合)98.2%に比べ、越谷市の92.7%は低い比率となっている。令和元年度の比率を近隣市と比較すると、春日部市81.1%よりは高いが、さいたま市126.1%、吉川松伏(消防組合)120.2%、三郷市98.4%、川口市93.8%よりも越谷市の92.7%は低い比率になっている。

## 5. 関連する主な法律等

### 【法律】

消防組織法（昭和 22 法律 226）  
消防組織法の施行に関する政令（昭和 23 政令 52）  
消防法（昭和 23 法律 186）  
消防法施行令（昭和 36 政令 37）  
消防法施行規則（昭和 36 自治省令 6）  
消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

### 【告示】

市町村消防計画の基準  
消防力の整備指針  
消防団の装備の基準  
消防水利の基準

### 【条例】

越谷市職員定数条例  
越谷市消防本部及び消防署の設置等に関する条例  
越谷市消防本部の組織に関する規則  
越谷市消防署の組織に関する規程  
越谷市警防規程  
越谷市消防安全管理規程  
越谷市救急業務に関する規程  
越谷市救助業務規程  
越谷市消防本部水難救助規程  
越谷市消防機械器具管理規程  
越谷市消防通信規程  
越谷市消防音楽隊規程  
越谷市消防団条例  
越谷市消防団規則  
越谷市火災予防条例  
越谷市火災予防規則  
越谷市危険物の規制に関する規則  
越谷市火災警報発令に関する規則  
越谷市火災調査規程  
消防用設備等の検査に関する規程  
越谷市火災予防査察規程  
越谷市火災予防違反処理規程

### Ⅲ. 各論

#### 1. 抽出した消防事務

消防事業に関する事務の執行の監査にあたり、以下の消防事務を監査対象とした。

- (1) 職員人件費
- (2) 消防施設改修費
- (3) 火災予防事業
- (4) 火災・救助活動事業
- (5) 消防団員費
- (6) 消防団活動費
- (7) 消防団施設管理費
- (8) 常備消防車両等整備事業
- (9) 非常備消防車両等整備事業
- (10) 消防水利整備事業
- (11) 救急活動事業
- (10) 救急救命士養成事業
- (11) 応急手当普及啓発事業

通信指令事業 59,907 千円の内訳を確認したところ、49,007 千円が委託料(消防緊急情報システム機器保守管理委託料 41,489 千円、無線機保守管理委託料 6,537 千円、気象観測装置保守管理委託料 981 千円)であった。越谷市では、令和元年度の包括外部監査において「業務委託に関する事務の執行について」を監査テーマとしている。監査内容の重複を避けるために通信指令事業(指令課)については詳細な検討を省略した。

消防施設管理費 36,557 千円の内訳を確認したところ、光熱水費 19,393 千円、委託料 8,472 千円の 2 項目が金額の大部分を占めていた。光熱水費は他の項目に比べ、検討の重要性は低いものと判断され、委託料は令和元年度に監査テーマとしていることから、消防施設管理費については詳細な検討を省略した。

## 2. 消防本部総務課(消防署及び分署、救急課を含む)

### (1) 職員人件費

#### ① 概要

事業名	職員人件費		
事業目的	—		
事業概要	職員人件費 361 人分 (再任用 29 人含む)		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
決算額(千円)	2,784,266	2,720,013	2,762,230

#### ② 監査の手続

- (ア) 常備消防の人件費に係る詳細な資料を入手して閲覧・比較・分析等を実施した。
- (イ) 消防本部総務課に質問を実施した。
- (ウ) 常備消防に係る人件費の概要を把握するとともに、関連する法令、条例、規則等を閲覧した。
- (エ) 時間外勤務手当及び各種手当について、サンプルを抽出し、時間外勤務等命令書等を閲覧及び照合した。

#### ③ 監査の結論

##### (ア) 給料表

###### i 消防白書による見解

消防白書(令和元年版)第2章では、消防防災の組織と活動として給料及び諸手当について記載されている。

###### 「給料及び諸手当

消防の組織は、緊急時の部隊活動等に必要な指揮命令系統を明示し組織の統一性を確保するため、階級制度がある。行政職給料表を適用した場合、各階級に一定の割合の人数が必要となるという特徴を持つ消防組織においては、階級制度を維持しつつ、給料の水準を適正に保つということが難しい。このため消防職員の給料については、その職務の危険度及び勤務の態様の特殊性等を踏まえ、一般職員と異なる特別給料表(現在の国の公安職俸給表(一)に相当)を適用することとされている(昭和26年国家消防庁管理局长通知)行政職給料表を採用しつつ、号給の加算調整や特殊勤務手当の支給により職員の給与水準の維持を図るなどの対応は、明確性及び透明性の観点から問題があり、条例により一般職員と異なる特別給料表(現在の国の公安職俸給表(一)に相当)を採用することが望ましい。」

###### ii 越谷市消防本部の状況

消防本部総務課によれば、越谷市の消防職員については次の方法で給与が算定されている。



「越谷市職員の給与に関する条例」第3条(1)行政職給料表を採用し、第7条の給料の調整額に基づき、越谷市職員の給料の調整額に関する規則第1条により調整数を加算している。

越谷市の消防職員の給与の算定方法は、総務省消防庁(消防白書)では、明確性及び透明性の観点から問題があるとされる、行政職給料表を採用しつつ、号給の加算調整や特殊勤務手当の支給により職員の給与水準の維持を図る方法によっている。

### iii 国家消防庁管理局長通知

「昭和26年国家消防庁管理局長通知」では次のとおり定められている。

地方公務員法の施行に伴う消防職員に関する条例及び規則の取扱いについて(抄)

昭26・3・16 国消管発第58号

各都道府県知事あて 国家消防庁管理局長通知

#### 1 消防職員の給与について

消防職員の給料については、その職務の危険並びに勤務の態様の特殊性等に鑑み、一般職員と異なる特別給料表(別紙1※現在の国の公安職俸給表(一)に相当)を適用すること。但し、同表によりがたい上級職員(同表8級8号に相当する者以上の上級職員)については、一般給料表によるものとする。

条例の制定に当っては、原則として先般地方自治庁から示された「職員の給与に関する条例案」に基づく市町村給与条例の中に織込まれたい。

なお、地方公務員法第25条第3項第4号(現行第3項第5号)に基づく手当については、別に特殊勤務手当に関する条例準則に示す予定であるから、それによられたい。

なお、従来給与品、貸与品と呼ばれていたものについては、従前のおりの取扱いをされたい。

#### 2 消防職員の勤務時間について

条例の準則は消防職員の勤務の特殊性に鑑み、追って示す予定である。

(出所:地方公務員法実例判例集―第五次改訂―)

この通知は昭和26年のものであるが、消防職員の職務の危険度と勤務態様の特殊性等については現在でも変わることはない。また、令和元年版消防白書で引用されていることから、現在でも廃止されていないと考えられる。

iv 他市事例

消防職員について一般職員と異なる給料表を採用しているか確認するため、埼玉県、千葉県、神奈川県、栃木県、群馬県の中核市と政令市、近隣市の状況を各市の例規集で査閲した。

中核市	川越市	○	政令市	さいたま市	○	近隣市	草加市・八潮市	○
	川口市	×		千葉市	×		春日部市	×
	柏市	×		横浜市	○			
	船橋市	×		川崎市	○			
	横須賀市	×		相模原市	○			
	宇都宮市	○						
	前橋市	○						
	高崎市	×						

○ 消防職員用の給料表を作成している      × 消防職員用の給料表は作成していない

(出所:各市、消防組合の条例を確認し監査人が作成)

8つの中核市のうち3つの市、5つの政令市のうち4つの市で消防職員用の給料表が作成されていた。また、近隣の市では草加八潮消防組合が「草加八潮消防組合職員の給与に関する条例」において給料表を定めている。

消防職員は職務の危険並びに勤務の態様に特殊性をもつことから、一般行政職の職員とは異なる勤務状況になっている。勤務態様の特殊性は主に階級制度と各階級で一定の人数が必要とされる点である。消防の組織には、緊急時の部隊活動等に必要な指揮命令系統を明示し組織の統一性を確保するため、階級制度があり、また、各階級に一定の割合の人数が必要となるという特徴を持つ。この点は越谷市消防本部においてもあてはまる。また、他市事例としても越谷市と同じ中核市である川越市、政令市であるさいたま市、近隣市である草加市・八潮市でも消防職員については一般行政職とは異なる独自の給与表を採用している。以上より、越谷市においても消防職員の給料については一般職員と異なる特別給料表の採用を検討することが望ましい。

**【意見1】 消防職員の給料表**

消防の組織は、緊急時の部隊活動等に必要な指揮命令系統を明示し組織の統一性を確保するため、階級制度がある。また、消防組織は、各階級に一定の割合の人数が必要となるという特徴を持つ。階級制度を維持しながら、給料の水準を適正に保つために、消防職員の給料については一般職員と異なる特別給料表の採用を検討することが望ましい。

(イ) 特殊勤務手当

i 定義

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて支給される手当である。

ii 法律上の定め

地方公務員の給与に関しては、地方自治法、地方公務員法に定められており、給与、特殊勤務手当についての定めは以下のとおりである。

**地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）**

施行日： 令和二年十二月一日 令和三年六月一日 令和四年四月一日

（平成三十年法律第九十五号による改正）

**第二百四条** 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

## 第四節 給与、勤務時間その他の勤務条件

## （給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

3 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。

4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当っては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

## （給与に関する条例及び給与の支給）

第二十五条 職員の給与は、前条第五項の規定による給与に関する条例に基づいて支給されなければならない。また、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も職員に支給してはならない。

2 職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。

3 給与に関する条例には、次に掲げる事項を規定するものとする。

一 給料表

二 等級別基準職務表

三 昇給の基準に関する事項

四 時間外勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当に関する事項

五 前号に規定するものを除くほか、地方自治法第二百四条第二項に規定する手当を支給する場合には、当該手当に関する事項

六 非常勤の職その他勤務条件の特別な職があるときは、これらについて行う給与の調整に関する事項

七 前各号に規定するものを除くほか、給与の支給方法及び支給条件に関する事項

4 前項第一号の給料表には、職員の職務の複雑、困難及び責任の度に基づく等級ごとに明確な給料額の幅を定めていなければならない。

5 第三項第二号の等級別基準職務表には、職員の職務を前項の等級ごとに分類する際に基準となるべき職務の内容を定めていなければならない。

## iii 越谷市消防本部の特殊勤務手当

越谷市消防本部に係る特殊勤務手当は、「越谷市職員の特殊勤務手当に関する条例」で定められている。夜間特殊業務手当、通信指令管制業務手当、機関員勤務手当、はしご搭乗手当、災害出動手当、救急出動手当、防疫作業手当（2種類）の8つあり、その内容は次のとおりである。

種類	支給要件	支給額
夜間特殊業務手当	深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間)にわたり正規の勤務時間として勤務したとき	勤務1回につき ・5時間をこえる場合 1,100円 ・2時間以上5時間以下 730円 ・2時間未満 410円
通信指令管制業務手当	通信、指令、管制業務に従事したとき	勤務1日につき 150円

種類	支給要件	支給額
機関員勤務手当	消防自動車の運転及びポンプの操作等機関員の勤務に従事したとき	勤務1日につき180円
はしご搭乗手当	はしご車搭乗、点検等の業務に従事したとき	勤務1日につき100円
災害出動手当	火災及び水災事故等の災害に出動したとき	出動1回につき400円
救急出動手当	交通事故、災害等の救急現場に出動し、傷病者を病院等に収容し、又は現場手当を施したとき	出動1回につき150円
防疫作業手当	新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護する為に、緊急に行われた措置に係る業務であって市長が定めるものに従事したとき	勤務1日につき3,000円
防疫作業手当	新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他市長がこれに準ずると認める業務に従事したとき	勤務1日につき4,000円

(出所：消防本部総務課提供資料)

特殊勤務手当の支給状況は次のとおりである。

(単位：千円)

種類	支給額	平成29年度	平成30年度	令和元年度
夜間特殊業務手当	勤務1回につき ・5時間をこえる場合 1,100円 ・2時間以上5時間以下 730円 ・2時間未満 410円	10,978	10,866	10,815
通信指令管制業務手当	勤務1日につき150円	1,044	1,045	1,057
機関員勤務手当	勤務1日につき180円	2,237	2,328	2,168
はしご搭乗手当	勤務1日につき100円	593	577	590
災害出動手当	出動1回につき400円	1,395	1,639	1,273
救急出動手当	出動1回につき150円	7,998	7,794	7,925
防疫作業手当	勤務1日につき3,000円			
防疫作業手当	勤務1日につき4,000円			
特殊勤務手当総額	—	24,245	24,249	23,828

(出所：消防本部総務課提供資料、越谷市の給与・定員管理について)

iv 裁判例

消防職員の特殊勤務手当と給料については次のような裁判例が示されている。

消防吏員の特殊勤務手当

福岡高裁昭 59・9・26 判決 昭 56(ネ)135 号

○判決要旨

本件特殊勤務手当条例は、給与上考慮すべき勤務の特殊性についても、基本的には給料で考慮することを原則とし、例外的措置としてのみ特殊勤務手当としてこれを支給する旨の定めをしているものと考えられる。

しかるときは、職員が給与上考慮されるべき特殊な勤務に従事している場合であっても、その特殊性が給料の面で考慮されているならば、その特殊性については、当該職員は特殊勤務手当の支給対象とならないものと解するのが相当である。

本件第一種勤務差手当の支給により考慮されるべき勤務時間の特殊性については、控訴人から第一種勤務差手当の支給対象とならないものというべきである。

これによると、「職員が給与上考慮されるべき特殊な勤務に従事している場合であっても、その特殊性が給料の面で考慮されているならば、その特殊性については、当該職員は特殊勤務手当の支給対象とならない。」との判断が示されている。消防職員の給料のなかでどの程度勤務の特殊性が考慮されているかを確かめるため、近隣市及び近隣県にある中核市の特殊勤務手当を条例から把握した。

v 近隣他市事例

消防事業に関する特殊勤務について近隣他市の状況を確認するため、消防本部総務課より提示された「消防財政の概況(令和2年版)埼玉県消防長会」を査閲し、中核市である川越市、川口市、政令市であるさいたま市、近隣市(町)である草加市・八潮市、春日部市、三郷市、吉川市・松伏町の消防本部に関する特殊勤務手当を比較した。結果は次の表のとおりである。

消防本部名	休日勤務手当	夜間勤務手当	仮眠時間帯の勤務に対する手当	特殊勤務手当					その他
				火災出動手当	救急出動手当	救助出動手当	機関員手当	はしご搭乗手当	
川口市	実績×135/100	実績×25/100	22:00～5:00 勤務日 実績×150/100 週休日・休日 実績×160/100 5:00～6:30 勤務日 実績×125/100 週休日・休日 実績×135/100	1回520 3時間以上従事400加算	1回330	消防隊員 1回520 救助隊員(水難隊員) 1回700 3時間以上従事400加算	日額180		救急救命士手当 月額4,000
さいたま市	実績×135/100	実績×25/100	22:00～5:00 勤務日 実績×150/100 週休日・休日 実績×160/100 5:00～6:30 勤務日 実績×125/100 週休日・休日 実績×135/100	1回 機関員600 隊員450	1回 機関員450 隊員280 救命士600	1回 機関員600 隊員510		1回690	・火災調査業務 1件320 ・試験、検査等業務 日額390 ※査察指導課職員が火災類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく保安検査を実施した場合 ・管理職特別勤務手当 1回 【週休日等】 (職務)2時間以上,4時間以上,6時間超 (局長/理事/部長)6,000, 12,000, 18,000 (署長/副理事/次長/副署長/参事/課長/室長)5,000, 10,000, 15,000 (出張所長/副参事)4,000, 8,000, 12,000 【平日深夜勤務】 (職務)2時間以上 (局長/理事/部長)6,000 (署長/副理事/次長/副署長/参事/課長/室長)5,000 (出張所長/副参事)4,000
川越地区(組)	実績×135/100	実績×25/100	22:00～5:00 勤務日 実績×150/100 週休日・休日 実績×160/100 月60時間を超える超過勤務 勤務日 実績×175/100 週休日・休日 実績×175/100 20:00～22:00 5:00～6:30 勤務日 実績×125/100 週休日・休日 実績×135/100 月60時間を超える超過勤務 勤務日 実績×150/100 週休日・休日 実績×160/100	1回400	1回120 救急救命士が救命処置を実施した場合 1回280加算	1回400		2時間未満 300 2時間以上 5時間未満 350 5時間以上 480	管理職特別手当(日額) 6時間以下 消防長 12,000 次長級 10,000 課長級 8,000 副課長級 6,000 6時間を超える場合 日額×150/100 勤務日深夜(午前0時から午前5時まで) 1時間以上 消防長6,000 次長級 5,000 課長級4,000 副課長級3,000
越谷市	実績×135/100	実績×25/100	22:00～5:00 勤務日 実績×150/100 週休日・休日 実績×160/100 5:00～6:30 勤務日 実績×125/100 週休日・休日 実績×135/100	1回400 (火災及び水災事故等の災害)	1回150		1日180	1日100	通信指令管制業務手当 1日150 防疫作業手当 1日290 防疫作業手当の特例 新型コロナウイルス感染症防疫業務手当 1日3,000 新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他市長がこれに準ずると認める業務に従事した場合 1日4,000
草加八潮(組)	実績×135/100	実績×25/100	22:00～5:00 勤務日 実績×150/100 週休日・休日 実績×160/100 5:00～6:30 勤務日 実績×125/100 週休日・休日 実績×135/100	夜間災害出動手当 22:00～5:00 1回750 死体処理手当 1件 1,000 緊急消防援助隊 出動手当 日額5,000	夜間災害出動手当 22:00～5:00 1回750 死体処理手当 1件 1,000 緊急消防援助隊 出動手当 日額5,000	夜間災害出動手当 22:00～5:00 1回750 死体処理手当 1件 1,000 緊急消防援助隊 出動手当 日額5,000		2時間未満 160 2時間以上 5時間未満 200 5時間超 300	管理職員特別勤務手当 週休日等 部長級 12,000 次長級 10,000 課長級 8,000 副課長級 6,000 ※6時間超は150/100を乗じた額 ※1時間未満は支給しない 週休日等以外の午前零時から午前5時までの正規の勤務時間外 部長級 6,000 次長級 5,000 課長級 4,000 副課長級 3,000
春日部市	実績×135/100	実績×25/100	22:00～5:00 勤務日 実績×150/100 週休日・休日 実績×160/100 5:00～6:30 勤務日 実績×125/100 週休日・休日 実績×135/100	1回500	1回300			2時間未満 410 2時間以上 5時間未満 520 5時間	管理職員特別勤務手当(日額) 課長級 6時間以下 7,000 6時間超 10,000 主幹級 6時間以下 6,000 6時間超 9,000 防疫作業手当 1件 500 ※特例 新型コロナウイルス感染

消防本部名	休日勤務手当	夜間勤務手当	仮眠時間帯の勤務に対する手当	特殊勤務手当					その他	
				火災出動手当	救急出動手当	救助出動手当	機関員手当	はしご搭乗手当		夜間特殊勤務手当
									以上780	症日額3,000又は4,000
三郷市	実績×135/100	実績×25/100	22:00～5:00 勤務日 実績×150/100 週休日・休日 実績×160/100 5:00～6:30 勤務日 実績×125/100 週休日・休日 実績×135/100	1回300	1回180 救急救命士が特定行為実施の場合 1回300	1回300				潜水手当1回 1,000 管理職特別勤務手当 部長・次長 12,000 課長級 10,000 補佐級 8,500 6時間を越えて勤務した場合 上記金額×150/100
吉川松伏(組)	当番7時間 45分非番7 時間45分 ×135/100	実績×25/100	22:00～5:00 勤務日 実績×150/100 週休日・休日 実績×160/100 5:00～6:30 勤務日 実績×125/100 週休日・休日 実績×135/100	1回200(その他災害出動含む)	1回200 救急救命士法第44条第1項の救急処置を実施したとき1回500		1回250			潜水手当水難現場で潜水業務に従事した時 1回500 死体取扱手当 災害と現場に出勤し著しい損傷の遺体の死体取扱に従事した時 1回500 夜間通信管制手当交替制勤務職員が午後10時から翌日の5時までの間に災害通報受信、指令業務に従事した時2時間未満200 2時間以上5時間未満400 5時間以上650 緊急消防援助隊手当 1日3,000 防疫作業手当(1)火災等出動手当及び救急出動手当の支給の範囲に該当する場合で、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある患者に接触し救出、観察、救急自動車への搬送等を行う作業に従事したとき、(2)救急出動手当の支給の範囲に該当する場合で、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある患者に長時間にわたり接し医療機関その他の場所に搬送する作業に従事したとき、(3)前各号の作業により病原体の付着若しくはその疑いのある資機材、救急自動車等を消毒する作業に従事したとき。 (1)(2)は1日4,000、(3)は1日3,000

※(組)は組合消防

越谷市、川越地区(組)、草加八潮(組)、春日部市、さいたま市では深夜(午後10時から翌午前5時まで)に勤務したときに夜間特殊勤務手当が支給されている。さいたま市では1回690円なのに対し、他の4消防では勤務時間に応じ支払額が異なっている。なかでも越谷市は2時間以上5時間以下で730円、5時間超で1,100円を支払っており、他市に比べ手厚く処遇されている。

また、川口市、さいたま市、川越地区(組)、三郷市、吉川松伏(組)の5消防は、救急業務に関して救急救命士の処置について手当を支給している。川口市は月額4,000円を支給し、残りの4消防は救急救命士による処置1回ごとに救急出動手当が支払われている。

消防本部総務課によれば、越谷市の消防職員に関係する特殊勤務手当は一律昭和55年3月26日に制定され、その後の変更はないとのことである。救急救命士は平成3年に救急救命士法の施行により導入されている。

#### vi 他の中核市における救急救命士手当

越谷市と同じ中核市である川越市、川口市で救急救命士の資格に基づき手当が支給されていることから、他の中核市において同資格に基づく手当がどのように支給されているか、50ある中核市の条例を確認した。その結果、50の中核市のうち救急業務に関する手当がない市が2市(函館市、長崎市)、ある市が48市であった。48市のうち38市で救急救命士資格に基づく手当が支給されていた。(3市が定額によるものであり、35市が1回あたりの手当である。)それ以外の10市は、救急業務に特殊性を認め、手当を支給しているが、救急救命士資格に基づく手当とはしていない。中核市50市のうち、76%にあたる38市が救急救命士資格に基づく業務について「困難な勤務その他著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない」と判断していた。これに対し、越谷市消防本部の救急出動手当は「出動1回につき、150円」が支給されており、現状では、救急救命士資格に基づく業務に特殊性を認めていない。越谷市消防本部では、全国の50中核市の76%にあたる38市とは異なる判断をしている。



地域性を考慮して、一都三県(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)及び近隣県(栃木県、群馬県、長野県)の中核市 10 市について検討したところ、いずれの市においても救急救命士資格に基づく処置に特殊性を認め、なんらかの特殊勤務手当を支給していた。結果は次のとおりである。

【中核市 10 市の状況】

対象市	救急出動手当	救急救命士への月額手当
川口市	1 回 330 円	救急救命士手当 月額 4,000 円
船橋市	救急手当 1 回 140 円 救急救命処置のうち市長が指定する処置を行った救急救命士 1 回 510 円	
横須賀市	1 回 150 円 救急救命処置を行った救急救命士 510 円	
八王子市 (東京消防庁)	救急隊員のうち、救急救命処置等の活動に従事した救急救命士(機関員を除く。) 1 回 1 時間未満 360 円 1 時間以上 500 円 傷病者が心肺機能停止状態であるときに、救急救命処置等の活動に従事した救急救命士の機関員(救急隊員に限る。) 1 回 1 時間未満 360 円 1 時間以上 500 円	
柏市	救急手当 1 回 200 円	技術手当 月額 5,000 円
川越市 (組)	1 回 120 円 救急救命士が救命措置を実施した場合 1 回 280 円加算 救急救命処置手当は、救急出場手当と併給することができる。	
高崎市 (組)	救急業務に従事した職員 救急救命士法(平成 3 年法律第 36 号)第 3 条の規定による厚生労働大臣の免許を有する職員が救急救命士法施行規則(平成 3 年厚生省令第 44 号)第 21 条に規定する救急救命処置を行った場合については 510 円	
長野市	出動作業手当 救急現場に出動し、救急業務に従事した職員 ア 出動 1 回 250 円(救急救命士にあつては出動 1 回 300 円) イ 消防長が特に認める患者等を搬送した場合 出動 1 回 750 円	
宇都宮市	救急業務に従事した職員 1 回 250 円(現場業務に従事しなかった場合 200 円) 救急業務に従事した救急救命士 勤務 1 回につき 400 円(現場業務に従事しなかった場合は 200 円)	
前橋市	救急業務に従事した職員 1 回 200 円 救急救命士の資格を有し、その職務にもっぱら従事した職員 勤務 1 回につき 300 円	

※(組)は組合消防

対象市	救急出動手当	救急救命士への月額手当
越谷市	1 回 150 円	

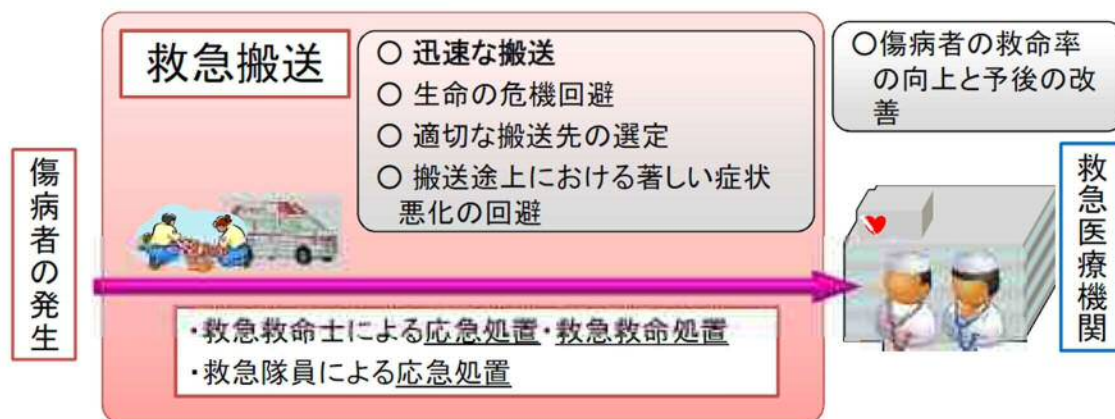
(出所:各市の条例・規則、川越市と川口市については消防本部総務課資料)

救急救命士への手当を定額で支給している中核市は川口市と柏市の 2 市である。その金額額は、川口市が月額 4,000 円、柏市が月額 5,000 円となっている。

1 回あたりの救急救命処置に対する手当を支給している中核市は 8 市あり、その支給額は 1 回あたり 300 円～750 円の範囲になっている。長野市は 300 円～750 円/回。船橋市、横須賀市、高崎市(組)は 510 円/回、八王子市(東京消防庁)は 360 円～500 円/回、川越市(組)、宇都宮市は 400 円/回、前橋市は 300 円/回となっている。

## vii 救急救命士資格制度と処置範囲の拡大

救急救命士は、厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示のもとに、重度傷病者が病院又は診療所に搬送されるまでの間に救急救命処置を行うことを業とする者である。(救急救命士法第2条第2項)



(出所：今後の救急救命処置のあり方と運用について 厚生労働省医政局地域医療計画課)

令和元年版消防白書では、救急救命士制度について次のように記載されている。

「平成3年(1991年)8月15日に、救急現場及び搬送途上における応急処置(プレホスピタル・ケア)の充実と救命率の向上を図るため、救急救命士法が施行され、現場に到着した救急隊員が傷病者を病院又は診療所に搬送するまでの間、医師の指示の下に一定の救急救命処置を行うことを業務とする救急救命士の資格制度が新設された。

救急救命士の資格は、消防職員の場合、救急業務に関する講習を修了し、5年又は2,000時間以上救急業務に従事したのち、6か月以上の救急救命士養成課程を修了し、国家試験に合格することにより取得することができる。資格取得後、救急救命士が救急業務に従事するには、病院実習ガイドラインに従い、160時間以上の病院実習を受けることとされており、その後も2年ごとに128時間以上(うち、病院実習は最低でも48時間程度)の再教育を受けることが望ましいとされている。

救急救命士の処置範囲は順次拡大されており、その経過は次のとおりである。

### 【処置範囲拡大の経過】

#### 〔1〕除細動

平成3年の救急救命士法の施行以来、医師の具体的指示の下に救急救命士が実施していた除細動については、平成15年4月から、プロトコルの作成及び普及、講習カリキュラムに沿った必要な講習の実施、プロトコルに沿った処置の実施等に関する事後検証体制の整備など、事前及び事後におけるメディカルコントロール体制の整備を条件に、医師の包括的指示の下で実施することが可能となった。

#### 〔2〕気管挿管

気管挿管については、平成16年7月から、事前及び事後のメディカルコントロール体制の整備を条件に、一定の講習及び病院実習を修了し、認定を受けた救急救命士に認められることとなった。

また、気管内チューブによる気道確保を実施する場合に、ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を使用すると、気道確保の安全性や確実性が高まることから、平成23年8月より、一定の講習及び病院実習を修了し、認定を受けた救急救命士はビデオ硬性挿管用喉頭鏡の使用が可能と

なっており、今後も、地域メディカルコントロール協議会等で運用について検討されることが期待されている。

### 〔3〕薬剤投与（アドレナリン）

薬剤投与については、平成18年4月から、事前及び事後のメディカルコントロール体制の整備を条件に、一定の講習及び病院実習を修了し、認定を受けた救急救命士に認められることとなった。

さらに、平成21年3月から、アナフィラキシーショックにより生命が危険な状態にある傷病者があらかじめ自己注射が可能なアドレナリン製剤を処方されている者であった場合には、救急救命士がアドレナリンの投与を行うことが可能となった。

### 〔4〕心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びにブドウ糖溶液の投与

心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与については、平成26年4月から、事前及び事後におけるメディカルコントロール体制の整備を条件に、一定の講習を受講し、認定を受けた救急救命士に認められることとなった。」

平成3年の救急救命士制度の導入を契機として、救急搬送の内容が変化していることが分かる。迅速な搬送に加え、生命の危機回避、適切な搬送先の選定、搬送途上における著しい症状悪化の回避を図るよう処置範囲が順次拡大され、傷病者の救命率の向上と予後の改善が図られている。

## viii 検討

消防本部総務課によれば、越谷市消防本部の救急出動手当は昭和55年3月26日に制定された後変更されていない。昭和55年当時には救急救命士制度はなく、救急業務は搬送業務が中心であったと考えられる。その当時、越谷市消防本部においては、救急搬送業務についてその特殊性を認め、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと判断したものと考えられる。平成3年に救急救命士資格が制定され、救急搬送の内容が搬送に加え、適切な搬送先の選定や搬送途上での著しい症状悪化の回避など処置範囲が拡大されている。搬送業務と拡大後の救急救命士の処置内容を比較した場合、後者のほうがより専門性を求められる業務と思われる。しかしながら、救急出動手当の金額が昭和55年以降変更されていない。

消防本部総務課では、特殊勤務手当について埼玉県内の27消防本部の職員の給与と比較して検討しているが、近隣県の中核市職員の給与については考慮されていない。越谷市は平成27年4月に中核市に移行している。地方公務員法第24条第2項による「他の地方公共団体の職員の給与その他の事情を考慮」する際には、近隣県の中核市の事情を斟酌することも有用と思われる。この点、東京都、千葉県、神奈川県、栃木県、群馬県、長野県の10中核市（川口市、船橋市、横須賀市、八王子市、柏市、川崎市、高崎市、長野市、宇都宮市、前橋市）の消防本部について確認したところ、いずれの市においても救急救命士資格に基づく業務について、その特殊性を認め特殊勤務手当を支給している。また、全国の50中核市のうち76%にあたる38中核市が同様に対応していることが確認された。

地方公務員法第24条第1項では、「職員の給与は、その職務と責任に應ずるものでなければならない。」と規定されている。救急救命士制度の制定とその後の処置範囲拡大を考慮のうえ、多くの中核市では救急救命士業務の「職務と責任」に大きさを認め特殊勤務手当を支給するよう判断したものと想定される。

令和2年4月1日現在越谷市消防本部には63人の救急救命士が在籍している。仮に青森市と同じ6,300円を全員に月額の手当として支給した場合、支給総額は1月で396,900円、1年で4,762,800円となる。

救急救命士による処置範囲の拡大、近隣中核市の職員の給与の状況等を鑑み救急業務に関する特殊勤務手当のあり方について検討することが望ましい。

**【意見2】 救急業務手当**

救急救命士による処置範囲の拡大、近隣中核市の職員の給与の状況等を鑑み救急業務に関する特殊勤務手当のあり方について検討することが望ましい。

## ix 中核市の救急業務手当

	対象市	救急出動手当
1	越谷市	1回 150 円
2	川口市	1回 330 円 救急救命士手当 月額 4,000 円
3	川越市(組)	1回 120 円 救急救命士が救命措置を実施した場合 1回 280 円加算 救急救命処置手当は、救急出場手当と併給することができる。
4	函館市	なし
5	旭川市	イ 救急現場に緊急出動する消防職員 (ア) 救急救命士 1回 280 円 (イ) 機関員 1回 270 円 (ウ) (ア) 及び (イ) に掲げる以外の職員 1回 250 円
6	青森市(組)	(救急救助業務手当) 第 8 条 救急救助業務手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 救急業務に従事するため救急自動車等で出動し、患者等を搬送した職員又は救助工作車等で出動し、災害事故等の現場において人命の救助業務に従事した職員 (2) 救急救命業務等に従事する救急救命士 2 前項第 1 号の手当の額は、出動 1 回につき 250 円とし、同項第 2 号の手当の額は、月額 6,300 円とする。
7	八戸市(組)	(救急業務手当) 第 5 条 救急業務手当は、消防職員が緊急患者の搬送等の業務に従事したときに支給する。 2 前項の手当の額は、業務に従事 1 回につき 150 円とする。
8	盛岡市(組)	(救急業務手当) 第 6 条 救急業務手当は、救急業務に従事した消防職員に対して支給する。 2 前項の手当の額は、救急業務 1 件につき、700 円の範囲内で規則の定める額とする。 (昭 46 条例 22・昭 48 条例 2・昭 49 条例 2・昭 50 条例 4・昭 53 条例 3・昭 62 条例 4・平 3 条例 6・平 6 条例 4・平 11 条例 2・一部改正) (救急業務手当)←規則 第 5 条 条例第 6 条第 2 項に規定する手当の額は、救急業務 1 件につき次のとおりとする。 (1) 救急救命士が救急業務に従事した場合 700 円 (2) 前号以外の職員が救急業務に従事した場合 330 円 (昭 46 規則 22・昭 48 規則 6・昭 49 規則 2・昭 50 規則 5・昭 53 規則 2・昭 62 規則 6・平 3 規則 2・平 6 規則 5・平 11 規則 1・一部改正)
9	秋田市	救急手当 1 回につき 370 円以内
10	郡山市(組)	救急業務 1 回につき 救急救命士 300 円 その他の職員 200 円 高所業務等従事職員の特殊勤務手当 1 当務につき 200 円
11	いわき市	(消防職員の特殊勤務手当) 第 12 条 消防職員の特殊勤務手当は、次のとおり区分する。 (2) 救急業務手当 (5) 高所作業手当 3 救急業務手当は、消防職員が消防法(昭和 23 年法律第 186 号。以下この条において「法」という。)第 2 条第 9 項に規定する業務に従事したときに支給する。 6 高所作業手当は、消防職員がおおむね 10 メートル以上の高所において救助、消火の作業又は危険物の検査に従事したときに支給する。 10 第 1 項に規定する特殊勤務手当の額は、次の各号に掲げる手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の範囲内で市長が規則で定める額とする。 (2) 救急業務手当 当該業務に従事した 1 回について 510 円 (5) 高所作業手当 当該作業に従事した 1 回について 300 円
12	柏市	(救急手当)救急手当は柏市救急業務条例(平成 18 年柏市条例第 31 号)第 2 条に規定する救急業務に従事した消防職員に支給し、その額は 1 回につき 200 円とする。 (技術手当) 第 11 条 技術手当は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を支給する。 (3) 救急救命業務に従事した救急救命士 1 月につき 5,000 円

	対象市	救急出動手当
13	船橋市	救急手当 1回 140円 救急救命処置のうち市長が指定する処置を行った救急救命士 1回 510円
14	高崎市(組)	救急業務に従事した職員 救急救命士法(平成3年法律第36号)第3条の規定による厚生労働大臣の免許を有する職員が救急救命士法施行規則(平成3年厚生省令第44号)第21条に規定する救急救命処置を行った場合については510円
15	前橋市	救急業務に従事した職員 1回 200円 救急救命士の資格を有し、その職務にもつばらに従事した職員 勤務1回につき300円
16	宇都宮市	救急業務に従事した職員 1回 250円(現場業務に従事しなかった場合 200円) 救急業務に従事した救急救命士 勤務1回につき400円(現場業務に従事しなかった場合は200円)
17	八王子市 (東京消防庁)	救急手当(1)については、(2)の受給者を除く。(3)について、ア、イ及びウは、互いに併給しない。 (1) 傷病者の医療機関への搬送、救急処置その他の救急業務等の活動に従事した救急隊員(機関員を除く。) 1回 1時間未満 270円 1時間以上 380円 (2) 救急隊員のうち、救急救命処置等の活動に従事した救急救命士(機関員を除く。) 1回 1時間未満 360円 1時間以上 500円 (3)ア 傷病者の医療機関への搬送、救急処置その他の救急業務等の活動に従事した機関員(救急隊員に限る。)及び救急隊員以外の職員のうち当該活動に従事した職員 1回 1時間未満 200円 1時間以上 280円 イ 傷病者が心肺機能停止状態であるときに、傷病者の医療機関への搬送、救急処置その他の救急業務等の活動に従事した機関員(救急隊員に限る。) 1回 1時間未満 270円 1時間以上 380円 ウ 傷病者が心肺機能停止状態であるときに、救急救命処置等の活動に従事した救急救命士の機関員(救急隊員に限る。) 1回 1時間未満 360円 1時間以上 500円 (4) 車内消毒等を必要とする救護に従事した職員 1回 210円
18	横須賀市	1回 150円 救急救命処置を行った救急救命士 510円
19	富山市	消防業務手当 (2) 火災等の出動時に次のいずれかの業務に従事したとき。1回 400円 イ 10メートル以上の高所作業 (3) 救急救命士が救急救命業務に従事したとき。1回 400円 (4) 救急救命士及びその他の職員が前号以外の救急業務に従事したとき。1回 200円
20	金沢市	救急業務を行った出動1回につき180円(ただし、救急救命士の資格を有する者が救急救命士法(平成3年法律第36号)第2条第1項に規定する救急救命処置を行った場合にあっては、510円)
21	長野市	出動作業手当 (2) 救急現場に出動し、救急業務に従事した職員 ア 出動1回 250円(救急救命士にあつては出動1回 300円) イ 消防長が特に認める患者等を搬送した場合 出動1回 750円
22	岐阜市	救急出場手当は消防職員が救急業務に従事するため救急自動車で出場したときに支給し、その額は出場1回につき、救急救命士については450円、その他の隊員については240円とする。
23	豊橋市	消防手当 緊急出動により行う救急業務 救急自動車の運転業務 1回につき 250円 救急救命士が行う救急業務 1回につき 400円 上記以外の者が行う救急業務 1回につき 200円
24	岡崎市	(1) 消防職員が、傷病者の救護(次号に掲げる場合を除く。)若しくは搬送の業務又はこれらを補助する業務(規則で定めるものに限る。)に従事した場合 200円 (2) 救急救命士法(平成3年法律第36号)の規定による救急救命士が診療の補助として救急救命処置を行う業務に従事した場合 250円
25	豊田市	救急出動業務 ア 車両の運転を伴う場合 1回 300円 イ 車両の運転を伴わない場合 1回 250円

	対象市	救急出動手当
		ウ 救急救命士が、医師からの包括的指示による救急救命処置その他市長が認めた処置を行った場合 1回 350円
26	大津市	(消防業務手当) 救急現場での救急業務 ア 救急救命士(救急救命士法(平成3年法律第36号)第2条第2項に規定する救急救命士をいう。)が、救急現場に出動し、同法第44条第1項の厚生労働省令で定める救急救命処置を行ったとき 500円(深夜における業務の場合は、750円) イ 救急現場に出動し、救急業務を行ったとき(アの業務に従事した場合を除く。)。200円(深夜における業務の場合は、300円)
27	豊中市	(1) 緊急の用務のため、消防用自動車又は救急用自動車の運転業務に従事したとき 勤務1回につき 300円 (2) 市規則で定める特に危険な場所における消火活動等、救急業務若しくは救助業務又は火災の原因等の調査業務に従事したとき 出動1回につき 600円 (3) 救急救命に係る業務に従事したとき 勤務1回につき 1,000円
28	高槻市	規則で定める職員が救急救命業務に実地に従事したとき。 1勤務につき 600円
29	牧方市(組)	救急出場手当 (1) 2時間以上の救急事故に出動した交替制勤務職員 管理隊長又は小隊長 1回 220円 上記以外 1回 170円 (2) 2時間未満の救急事故に出動した交替制勤務職員 管理隊長又は小隊長 1回 160円 上記以外 1回 110円 救急隊員の出火出動を含む。
30	八尾市	1回 220円以内
31	東大阪市	(消防出動手当) 第14条 消防出動手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。(2) 救急業務のために緊急出動したとき。 2 消防出動手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。(2) 前項第2号に掲げる業務 1回の出動につき 50円(消防職給料表の職務の級の3級以上の給料月額を受ける者については、200円)。ただし、救急車両の機関業務に従事したとき又は救急救命士が救急救命業務に従事したとき(救急車両の機関業務に従事した救急救命士が救急救命業務に従事した場合を含む。)は、50円を加算した額
32	姫路市	(出動手当) 第30条 出動手当は、次に掲げる場合に支給する。 (2) 救急救命士の資格を有する消防職員が救急救命士法(平成3年法律第36号)第2条第1項に規定する救急救命処置の業務に従事した場合 (3) 消防職員が次に掲げる救急活動に従事した場合(前号に掲げる場合を除く。) ア 医療機関その他の場所への傷病者の搬送 イ 医師の管理下に置かれるまでの間にある傷病者の応急手当 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる場合 機関員にあつては1回につき 400円、その他の者にあつては1回につき 300円 (2) 前項第2号に掲げる場合 1回につき 500円 (3) 前項第3号に掲げる場合 機関員にあつては1回につき 250円、その他の者にあつては1回につき 200円(救急救命士の資格を有する者の場合にあつては、それぞれの額に100円を加算した額)
33	尼崎市	救急活動手当 救急現場に出動し、傷病者等を収容する業務 救急隊員又は救急救命士 240円/回 救急救命士法施行規則(平成3年厚生省令第44号)第21条に規定する救急救命処置に係る業務 救急救命士 320円/回 高所作業手当 はしご車又は高所放水車に登はんする隊における登はん業務 訓練 170円/回 災害現場 310円/回
34	西宮市	1 出動1回について 200円(救急救命士法(平成3年法律第36号)第2条第2項に規定する救急救命士の資格を有する者が救急救命業務に従事した場合は、出動1回について 300円)
35	奈良市	(消防業務手当) 第12条 消防業務手当は、危険業務に従事した消防職員のうち規則で定める消防職員

	対象市	救急出動手当
		<p>に支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、日額で定めるものについては4,000円を、1回につき定めるものについては500円を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>(消防活動手当)</p> <p>第13条 消防活動手当は、次に掲げる消防職員のうち規則で定める消防職員に支給する。</p> <p>(2) 救急業務に従事した消防職員</p> <p>2 前項の手当の額は、1回につき510円を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>(消防活動手当)</p> <p>第12条 条例第13条第1項の規則で定める消防職員及び同条第2項の規則で定める額は、次のとおりとする。</p> <p>(3) 救急業務に従事した消防職員のうち、救急救命士の資格を有する消防職員で消防長が認める救命業務に従事した消防職員 1回につき510円</p> <p>(4) 救急業務に従事した消防職員のうち、前号に規定する消防職員以外の消防職員 1回につき200円</p>
36	和歌山市	<p>消防業務手当</p> <p>消防職員が、救急現場に出動したとき。</p> <p>救急救命士の資格を有する消防職員 1回 300円</p> <p>(イ) (ア)に掲げる消防職員以外の消防職員 1回 200円</p> <p>消防職員が、心肺機能停止状態の者に対して胸骨を繰り返し圧迫する心臓マッサージを行ったとき、又は救急救命士の資格を有する消防職員が、救急救命士法(平成3年法律第36号)第2条第1項に規定する救急救命処置を行ったとき。 1件 500円</p>
37	倉敷市	<p>消防職員に対する手当</p> <p>救急に出動し搬送に従事したとき。</p> <p>救急救命士が、救急救命処置に従事したとき。 1回 500円</p> <p>上記以外 1回 230円</p>
38	呉市	<p>(消防救急手当の支給を受ける業務及び手当の額)</p> <p>第4条 条例第5条第1項の規則で定める救急活動は、所属長の命を受けた救急隊員等が行う消防法(昭和23年法律第186号)第2条第9項に定める救急業務をいう。</p> <p>2 条例第5条第2項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 救急活動において患者を一人以上搬送した場合 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 救急救命処置の活動に従事した救急救命士 510円</p> <p>イ アに掲げる者以外の者 210円</p> <p>(2) 患者の搬送はしないが、応急手当等消防長が特に認める救急活動をした場合 130円</p> <p>(3) 災害現場に出動し、応急対応及び指揮活動をした場合 330円</p>
39	福山市(組)	<p>救急業務に従事する職員</p> <p>ア 救急救命士でその業務に従事したもの 1当務につき 300円</p> <p>イ 消防署に勤務する職員で救急業務に従事したもの 搬送1件につき 250円</p> <p>高所作業(はしご付消防ポンプ自動車登り作業及び危険物貯蔵タンク上での検査作業)に従事した者</p> <p>1勤務日当たり 250円</p>
40	下関市	<p>救急出動手当</p> <p>救急の出動指令により出動した消防職員(当該業務が火災に起因する場合は、火災出動手当を支給し、救急出動手当は、支給しない。) 出動1回につき330円(機関員として出動した者については520円)</p> <p>救急救命士手当</p> <p>救急救命士の資格を有する消防職員で、救急業務に従事した者 1当務につき700円</p>
41	高松市	<p>救急業務手当(1) 救急救命士の資格を有する消防吏員で、救急救命処置の業務に従事するもの月額 7,000円(2) 救急業務に従事する消防吏員(前号に定める者を除く。)月額 3,400円</p>
42	松山市	<p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第5条 災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる業務に直接従事した場合に支給する。</p> <p>(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある現場で行う応急作業、巡回監視、調査等の業務</p>



	対象市	救急出動手当
		<p>(2) 火災、事故等に伴う消火、救急、救助等の業務(消防署に勤務する職員が従事する場合に限る。)</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号の業務 業務に従事した日1日につき730円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(2) 前項第2号の業務 出動1回につき200円</p> <p>3 前項第1号の規定にかかわらず、第1項第1号の業務が日没時から日出時までの間に行われた場合にあつては前項第1号に定める額の100分の50に相当する額の範囲内において規則で定める額を、第1項第1号の業務が著しく危険であると市長が認める区域で行われた場合にあつては前項第1号に定める額の100分の100に相当する額の範囲内において規則で定める額を同号に定める額に加算することができる。</p> <p>4 第2項第2号の規定にかかわらず、第1項第2号の業務に従事した場合で次の各号に掲げるときは、業務に従事した日1日につき当該各号に定める額を第2項第2号に定める額に加算することができる。</p> <p>(1) 救急救命士が従事したとき。 250円</p> <p>(2) はしご車等を使用して高所その他危険性の高い現場で業務に従事したとき。 220円</p> <p>5 第2項第1号の規定にかかわらず、第1項第1号の業務以外の業務に係る特殊勤務手当を支給されることとなった職員が当該特殊勤務手当の支給対象日に同号に規定する業務に従事した場合にあつては、第2項第1号の規定により支給されることとなる日額の100分の50に相当する額を第1項第1号の業務に対する手当の額とする。</p>
43	高知市	<p>(消防業務手当)</p> <p>第11条 隔日勤務の消防吏員の消防業務手当は、その1勤務につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。ただし、当該1勤務になされた業務が2以上の消防業務手当の支給要件に該当することとなる場合は、その支給額の上位の区分による消防業務手当を、その支給額の区分が同じときは、その主たる業務に対する消防業務手当を支給するものとする。</p> <p>(6) 救急車による救急業務のために出動した職員 360円</p> <p>(7) 前号に定めるもののうち、救急車の運転手であつて機関整備に従事した職員 540円</p> <p>(8) 第6号に定めるもののうち、救急救命士の資格を有する職員 590円</p>
44	久留米市(組)	<p>(救急業務手当)</p> <p>第14条 救急業務手当は、消防職員が、救急業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、次の区分に応じた額とする。</p> <p>(1) 応急手当及び患者搬送等の救急出動1回につき100円</p> <p>(2) 救急救命士として、従事した勤務1回につき610円</p> <p>(高所作業手当)</p> <p>第14条の2 高所作業手当は、消防職員が、地上15メートル以上の不安定な箇所での作業に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、従事した勤務1回につき140円とする。</p>
45	長崎市	なし
46	佐世保市	<p>消防出動手当</p> <p>消防職員が、次に定める業務に従事したとき。</p> <p>ロ 人命救助のための救急自動車による病人、負傷者等の収容業務</p> <p>出動1回につき機関員 300円</p> <p>その他の職員 190円</p>
47	大分市	<p>消防職員</p> <p>(ア) 救急救命士法(平成3年法律第36号)第44条第1項に規定する厚生労働省令で定める救急救命処置に従事した救急救命士である職員 1回につき450円</p>
48	宮崎市	<p>(消防業務に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第8条 消防業務に従事する職員の特殊勤務手当は、消防職員手当、救急業務手当、水・火災等出動手当、はしご手当、夜間特殊業務従事手当及び緊急消防援助隊派遣手当とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合に支給する。</p> <p>(2) 救急業務手当 消防吏員が救急業務に従事したとき。</p> <p>(4) はしご手当 消防吏員がはしご付ポンプ自動車に乗務して消防業務に従事したとき。</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>

	対象市	救急出動手当
		(2) 前項第2号の手当 搬送1回につき300円(救急救命処置(救急救命士法(平成3年法律第36号)第44条第1項に規定する厚生労働省令で定める救急救命処置をいう。)を行った救急救命士にあつては、510円) (4) 前項第4号の手当 従事した日1日につき220円
49	鹿児島市	(消防特殊業務手当) 第11条 消防特殊業務手当は、次に掲げる場合に支給する。 (1) はしご付消防自動車及び屈折はしご付消防自動車の業務に従事する消防吏員が災害現場に出動し、高所における作業に従事したとき。 (2) 消防吏員である救急救命士が、市長の指定する救急救命処置を行ったとき。 2 前項の手当の額は、従事した回数1回につき400円とする。
50	那覇市	(救急活動手当) 第11条 救急活動手当は、消防局及び消防署に勤務する職員が緊急通報に基づき出動し次に掲げる業務に従事したときに、出動1回につき、それぞれ次に掲げる額を支給する。ただし、1回の出動において、第1号及び第2号の業務に従事したときは、高い方の額のみを支給する。 (1) 救急車両の運転 250円 (2) 救急活動 200円(職員が救急救命士であるときは、300円)

※(組)は組合消防

(ウ) 超過勤務

i 越谷市職員の時間外勤務(超過勤務)の状況

時間外勤務は、公務のため臨時の必要がある場合等において、あらかじめ割り振られた正規の勤務時間を超える勤務及び週休日（閉庁部門にあつては土・日曜日）の勤務をいう。令和元年度の職員1人あたりの時間外勤務の平均は、年間108.5時間（1か月9.0時間）であった。（令和元年度 越谷市人事行政の運営等の状況）これに対して、消防本部の職員1人あたりの時間外勤務の平均は、年間178.2時間（1か月14.9時間）である。このうち、救急隊の隊員1人あたりの時間外勤務の平均は、年間328.0時間（1か月27.3時間）である。救急隊の隊員は越谷市の職員全体の平均と比べて約3倍の時間外勤務に従事している。

ii 消防本部職員の残業時間

消防本部総務課より職員ごとの残業時間に関するデータを入手し分析した。平成31年4月1日の職員数362人から管理職の54人を引いた308人のうち、休日出勤分も含め、残業時間が年間400時間以上の職員が7名、300時間以上400時間未満の職員が48名となっている。300時間以上の職員合計55名のうち救急隊員が53人であった。救急隊に属する職員は相対的に残業時間が長い傾向がある。職員の所属ごとに残業時間を集計すると次のとおりになる。

(単位:時間)

	消防本部	消防署	谷中分署	蒲生分署	間久里分署	大相模分署	大袋分署	総計
救急隊		6,705	2,505	5,677	3,466	2,518	2,702	23,573
警防隊・救助隊		4,118	3,028	3,277	3,268	3,191	3,274	20,156
総務課	325							325
予防課	682							682
警防課	1,680							1,680
救急課	446							446
指令課	2,010							2,010
総計	5,172	10,823	5,778	8,954	6,734	5,709	5,702	48,872

(出所:消防本部総務課提供資料から監査人が作成)

消防署・分署は24時間勤務で休日勤務もあることから残業が多くなっている。指令課は当直勤務者と日勤者(管理職と再任用者)がおり、当直勤務者について超過勤務が発生している。各分署に配置されている警防関係の隊は2隊ずつであり、警防・救助隊の残業時間は概ね3,000~3,300時間の範囲にあることから、各分署による大きな違いはない。

iii 救急隊の残業時間

救急隊については、消防署、蒲生分署が2隊、谷中分署、間久里分署、大相模分署、大袋分署は1隊が配備されている。救急隊1隊あたりの時間を消防署・各分署で算定すると次のようになる。

	消防署	谷中分署	蒲生分署	間久里分署	大相模分署	大袋分署	総計
残業時間	6,705	2,505	5,677	3,466	2,518	2,702	23,573
隊数	2	1	2	1	1	1	8
1隊あたりの残業時間	3,352.5	2,505	2,838.5	3,466	2,518	2,702	2,946.6

(出所:消防本部総務課提供資料から監査人が作成)

救急隊 1 隊あたりの残業時間は、間久里分署が最も多く 3,466 時間、次いで消防署で 3352.5 時間、残りの分署では 2,000 時間台になっている。もっとも少ない谷中分署と最も多い間久里分署では 961 時間の差がある。警防隊・救助隊に比べ残業時間の長い救急隊のなかでも、所属する消防署・分署により大きな差が生じている。

救急隊のなかでも特定の隊に業務負担が偏る傾向は是正することが望まれる。この点、間久里分署と谷中分署では、試験的に相互の救急隊を入れ替えたこともある。しかし、救急出動の状況により、必ずしも定時に勤務が終了するとは限らず、引継ぎに課題が残った。又、出動から戻り分署で行う事務作業について、所属する分署に資料があると対応が難しい。更に、昭和 50 年代に建設された間久里分署には女性用の施設が整備されていない。

以上のような課題や困難さはあるが、救急活動を持続可能なかたちで維持するには、分署間における救急隊の残業時間の偏りをなくすことも一つの方法と考えられる。分署間での業務資料の共有、施設整備の状況が同様の分署間での救急隊の移動等の対応をとりながら、救急隊の業務負担が平準化できるような体制を構築できないか検討することが望ましい。

**【意見 3】 救急隊の業務負担の平準化**

救急隊の業務負担が平準化できるような体制を構築できないか検討することが望ましい。

iv 救急隊の超過勤務時間の偏重の解消

「消防職員の勤務時間等の適正な管理と運用について（通知）」には次のように記されている。

「救急隊員に関する適切な労務管理

近年、救急出場件数が増加の一途をたどっている状況から勘案すると、出場区域に人口密集地域や繁華街等を有する救急隊では、深夜に救急出場が多発し、これが恒常化していることが危惧される。救急出場に伴う時間外勤務については、時間外勤務手当の支給等により適正に処理されなければならないが、心身の疲労回復に資するべき休憩時間（仮眠時間）が恒常的に確保できない状況は、労務管理面からは好ましいことではない。

このため、このような救急隊が存する消防本部にあっては、出場件数、走行距離、時間外勤務時間等、客観的に把握、管理できる指標が一定の基準を上回った時点で救急隊員の交替、休養の付与を行うなど、特定の消防職員に対する業務量の偏重を防止するための取組、工夫が必要である。」

救急隊の時間外勤務時間の長さは、消防本部としても解決すべき課題である。解決のための方法には、①救急車の適正利用の促進、②救急隊の増隊、③119 番受信から医師への引継ぎまでの時間短縮が考えられる。①～③は長期的には必要な対策と考えられる。しかし、①は利用者側の問題であり時間をかけた啓発が必要である。②は救急車の増車と職員の配置が必要になる。③は受入先の病院側の問題になる。現行の人員配置のもとで救急隊の超過勤務時間の偏重を解消する方法としては、ジョブローテーションも考えられる。

間久里分署では、ポンプ車隊 3 名（うち 1 名は救急隊長経験者）の職員が予備の救急車で出場できる体制を取っている。救急活動、警防・救助活動ともに求められる業務が多様化し、内容も高度化・専門化しているとのことであるが、ジョブローテーションにより一時的に救急活動に従事できる警防・救助の職員が増えれば、救急隊間における超過勤務時間の偏重の

解消に貢献することが期待される。また、業務間で兼任可能な消防職員が増えればライフステージに応じた多様な働き方も可能になると考えられる。ジョブローテーションが実施できるよう、警防・救助活動と救急活動を担える人材育成を計画的に行えないか検討することが望ましい。

**【意見 4】 ジョブローテーションを可能とする人材育成**

ジョブローテーションが実施できるよう、警防・救助活動と救急活動を担える人材育成を計画的に行えないか検討することが望ましい。

## (2) 消防施設改修費

### ① 概要

事業名	消防施設改修費		
事業目的	災害時の消防活動拠点施設としての機能を確保する		
事業概要	消防施設の改修を行う。 ⇒ 1 大相模分署トイレ改修工事 2 大袋分署車庫前等地盤沈下改修工事 3 消防本庁舎3階バルコニー等防水工事		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
決算額(千円)	2,984	200	3,321

### ② 監査の手続

- (ア) 消防施設の改修に関する事業の概要を把握するとともに、関連する法令、条例及び規則等を閲覧した。
- (イ) 消防施設の改修費について内容を把握した。
- (ウ) 消防本部総務課、間久里分署、大相模分署に質問を実施した。
- (エ) 越谷市公共施設等総合管理計画 公共施設等の実態 白書編を査閲した。
- (オ) 越谷市公共施設等総合管理計画 第1次アクションプランを査閲した。
- (カ) 消防本部総務課に質問を実施した。

### ③ 監査の結論

#### (ア) 仮眠室の状況

越谷市消防本部、消防署、消防分署における仮眠室の整備状況は次のとおりである。

		職員数 (人)	仮眠室数	個室数	パーティションで 区切られた部屋 (人)	大部屋 (人)
		A	B	C	D	E
消防本部(指令課)		5	1室 (5区分)		1部屋 (5区分)	
消防署		19	4部屋 (19区分)		4部屋 (19区分)	
消防分署	谷中分署	12	12室	12室		
	蒲生分署	16	3室 (16区分)		3部屋 (16区分)	
	間久里分署	13	2室			2室
	大相模分署	13	2室			2室
	大袋分署	13	3室 (13区分)		3部屋 (13区分)	

(出所: 消防本部総務課提供資料)

平成 29 年度に建築された谷中分署では全室個室が整備されている。平成 14 年度に建築された消防本部・消防署、平成 17 年度に建築された大袋分署、平成 21 年度に建築された蒲生分署はパーティションで区切られた仮眠室が整備されている。これに対して、昭和 51 年度に建築された間久里分署、昭和 58 年度に建築された大相模分署は 2 つの大部屋(警防小隊・救助隊と救急隊のもの)が仮眠室となっている。建築年度が新しくなるにつれて、大部屋→パーティション→個室として仮眠室が整備されている。

「新型コロナウイルス感染症の再度の感染拡大に備えた 消防本部の業務継続等のための当面の留意事項について」によれば、仮眠室については、距離を 2m 程度保つ、又は間仕切りで区切る等の対策が求められている。この点、個室化されている谷中分署、パーティション化されている消防本部(指令課)、消防署、蒲生分署、大袋分署では間仕切りで区切る等の対策が施されている。これに対し、間久里分署と大相模分署は 13 人の隊員が 2 つの大部屋で仮眠をとっている。両分署ともビニールシートを天井から吊るし仕切りをつくってはいる。また、大相模分署においては警防小隊・救助隊では会議室を仮眠室に転用しベッドの距離を離す措置を取っている。

間久里分署、大相模分署の仮眠室の状況は以下のとおりである。

#### 【間久里分署】







間久里分署においては、警防小隊2隊の10名、救急隊3名がそれぞれ一つの仮眠室を利用している。仮眠室に転用できる会議室はなく警防小隊10名が同じ部屋で過ごしている。いずれの部屋もパーティションはなく、天井からビニールシートを吊るしている。ベッドとベッドは2mに満たない間隔になっている。

#### 【大相模分署】



大相模分署においては、警防小隊2隊の10名、救急隊3名がそれぞれ一つの仮眠室を利用している。新型コロナウイルス感染症対策として、会議室を仮眠室に転用し警防小隊の5名分のベッドを移動している。このため、警防小隊の隊員については概ね2mの距離を確保できている。一方で、救急隊の仮眠室では2m程度の間隔を確保することなくベッドが置かれている。いずれの部屋もパーティションはなく、天井からビニールシートを吊るしている。



(イ) 新型コロナウイルス感染症拡大に備えた対策

i 令和2年6月30日消防庁消防・救急課長通知

新型コロナウイルス感染症の対応について、令和2年6月30日に消防庁消防・救急課長から「新型コロナウイルス感染症の再度の感染拡大に備えた 消防本部の業務継続等のための当面の留意事項について」が公表されている。この中では、救急隊員をはじめとした消防職員が安心して活動できる環境整備を行っていくこと、今後、再度の感染拡大も想定される中、消防本部において喫緊に取り組むべき当面の留意事項について次のように記載されている。

「1 消防職員の感染防止のための取組

(2) 消防本部内での感染防止対策の徹底

消防機関における新型インフルエンザ対策のための業務継続計画ガイドライン（改訂版）等を参考に、改めて、消防本部内の感染防止対策を徹底すること。特に、新型コロナウイルス感染症対策においては、職員に感染者が出た際に、執務室や仮眠室等において適切な対策がとられていない場合、職員間でさらなる感染が拡大する恐れがある。このため、仮に職員の中から感染者が出たとしても、その他の職員への感染を防ぐために、事前に専門家や関係機関から執務室や仮眠室などにおいて職員同士が濃厚接触者となることを防ぐ措置など感染防止策の指導を受けること等も検討すること。」

この通知において、消防職員の感染防止のために仮眠室などにおいて職員同士が濃厚接触者となることを防ぐ措置等について専門家や関係機関から感染防止策の指導を受けることを検討すべきとされている。

「消防機関における新型インフルエンザ対策のための業務継続計画ガイドライン」では、新型インフルエンザ発生時において、消防機関内で新型インフルエンザの感染を防止できるよう、あらかじめ感染の生じる可能性がある環境について把握し、対応を検討しておくことが必要としている。仮眠室は職員同士の感染が生じる可能性がある環境とされ、距離を2m程度保つ、又は間仕切りで区切る等の対策が求められている。

また、職場における感染防止策として、仮眠室においては、ベッド間の距離を空ける（可能であれば2m以上）、又はパーティションで区切る対策が例示されている。

(ウ) 消防施設の建替え、老朽化対策

越谷市公共施設等総合管理計画第1次アクションプランによれば、旧耐震基準である間久里分署は建替えを行い、大相模分署についても老朽化対策を行うものとされている。両施設の今後の具体的な行動計画は次のとおりである。

施設名	取組	取組内容	
消防署間久里分署	建替え	旧耐震基準の施設であり、耐震診断未実施のため、建替えを行う。	
		2019～2025	2026～2030
		2031～2040	
		・建替えに向けた設計業務 ・建替え	・土地利用方法の検討(売却・貸付等)

(出所：越谷市公共施設等総合管理計画第1次アクションプラン)

施設名	取組	取組内容	
消防署大相模分署	大規模改修	施設を良好に維持していくため、大規模改修を行う。	
		2019～2025	2026～2030
		2031～2040	
		・大規模改修に向けた建物の劣化度調査・設計業務 ・予防保全型大規模改修の実施	・中規模修繕に向けた建物の劣化度調査・設計業務

(出所：越谷市公共施設等総合管理計画第1次アクションプラン)

間久里分署、大相模分署ともに2019年から2025年の間に建替え、もしくは大規模改修が計画されている。その際に個室化、あるいはパーテーション化されるものと予想される。

(エ) 越谷市消防本部の新型コロナウイルス対策

i オゾン消毒器の購入(新型コロナウイルス感染症対策)

越谷市消防本部では、新型コロナウイルス感染症対策として、地方創生臨時交付金を活用した事業としてオゾン消毒器の購入契約を締結している。その内容は次のとおりである。

機器名	数量	内容
CT 積算計付オゾンガス発生器	6 台(各署 1 台)	感染症患者の搬送後に、救急車内を消毒する。隊員の装備も、装備したまま消毒できる。新型コロナウイルスだけでなく他の感染症にも有効。
救急車搭載オゾンガス発生装置	8 台(救急車全台)	ウイルスを不活化するもので、救急車に常置する。CT 積算計付オゾンガス発生器よりオゾン濃度が低いため、人体に影響はない。
オゾン水機[消毒液を生成]	1 台	水道水からオゾンを生成するもの。洗浄、消毒に使用(エボラなどの菌にも有効) 消毒剤の供給に不安がないため、災害時にも活用できる。

(出所：令和2年9月補正予算資料)

救急車は新型コロナウイルス感染症の患者を搬送することもあるため、新型コロナウイルスを消防署・分署内に持ち込むことがないようにオゾン消毒器の購入契約を締結している。

他市事例として、仮眠室のパーテーション化、換気扇の設置を新型コロナウイルス感染症対策としている自治体もあったが、越谷市消防本部の2分署における仮眠室への対策はビニールシートによる仕切りのみである。

(オ) 個室化、パーテーション化の推進

i 仮眠室の位置づけ

交替制で24時間の勤務にあたる消防職員は、より強い拘束性と長時間の精神的緊張を強いられているといわれる。このため、心身の疲労回復に資するため、仮眠室をはじめとした環境の整備に努めることが望まれる。快適な執務環境及び衛生的な生活居住環境を確保し、勤務意欲を高める施設が必要と考えられる。越谷市消防本部においても、平成29年に建築された谷中分署では仮眠室の個室化が図られている。しかし、昭和50年代に建築された間久里分署と大相模分署では仮眠室が大部屋となっている。

ii 新型コロナウイルス感染症対策

「新型コロナウイルス感染症の再度の感染拡大に備えた 消防本部の業務継続等のための当面の留意事項について」では、仮眠室については、距離を2m程度保つ、又は間仕切りで区切る等の対策が求められている。間久里分署と大相模分署では、大部屋の仮眠室について、ビニールのシートで仕切りを作っているが、感染症対策として十分なものか検討が必要である。また、間久里分署の仮眠室2部屋、大相模分署の救急隊の仮眠室では2m程度の距離を確保できていない。

これまでの新型コロナウイルス感染拡大の経験から、感染リスクが高い行動や場面が明らかになっている。新型コロナウイルス感染症の伝播は、主に「クラスター」を介して拡大

する。これまでのクラスター分析で得られた知見から、感染リスクが高まる「5つの場面」が新型コロナウイルス感染症対策分科会により提言としてまとめられた。そのうちの「場面4」として、「狭い空間での共同生活」が挙げられている。内容は次のとおりである。

- ・狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- ・寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。

(出所:内閣官房 新型コロナウイルス対策ホームページ <https://corona.go.jp/proposal/>)

### iii 個室化、パーティション化の推進

越谷市公共施設等総合管理計画第1次アクションプランにより、2019年～2025年のうちに間久里分署は建替え、大相模分署は大規模改修が予定されている。そのタイミングでは仮眠室の個室化あるいはパーティション化がなされるものと想定は出来る。しかしながら、アクションプラン策定時には想定されていない新型コロナウイルス感染症が拡大する状況となっている。病院とならび救急隊をはじめとする消防業務も市民生活にとって重要であり、休止が許されない行政サービスである。新型コロナウイルス感染症への対策を講じる必要性は高まっていると考えられる。

新型コロナウイルス感染症対策としては、市中感染も増加していることから、職員に感染者が出た際に、仮眠室等において適切な対策がとられていない場合、職員間でさらなる感染が拡大する恐れがある。仮に職員の中から感染者が出ても、その他の職員への感染を防ぐために、仮眠室等で職員同士が濃厚接触者となることを防ぐ措置として、個室化もしくはパーティション化を早期に実施するべきである。

#### 【監査の結果1】仮眠室の個室化またはパーティション化の推進

間久里分署、大相模分署では大部屋を仮眠室として利用している。心身の疲労回復に資するとともに、感染症対策からも個室化またはパーティションの設置を早期に実施するべきである。

## (カ) 女性消防吏員向けの施設整備状況

### i 越谷市消防本部における女性消防吏員

越谷市消防本部では、昭和 44 年に埼玉県下初の女性消防士 5 人を採用したことにはじまり、平成 31 年 4 月 1 日現在では消防吏員定数 322 人に対し 15 人の女性消防吏員が活躍している。女性消防吏員の割合は約 4.7%となっている。

### ii 全国の動向

消防庁によれば、消防全体として消防吏員に占める女性消防吏員の全国の比率を令和 8 年度当初までに 5%に引き上げることを共通目標としている。越谷市消防本部では、平成 31 年 4 月 1 日現在で女性消防吏員の割合が 4.7%となっており、消防庁の目標を達成できていない。

### iii 女性消防吏員の意義

消防分野においても女性消防吏員が増加し、活躍することにより、住民サービスの向上及び消防組織の強化につながることが期待される。住民サービスの向上については、例えば、救急業務においては、女性傷病者に抵抗感を与えずに活動できることなどが挙げられる。また、消防組織の強化については、男性の視点だけでなく、女性の視点が加わることにより、多様な視点でものごとを捉えることができるようになること、育児・介護などそれぞれ異なる事情を持っていることを組織や同僚が理解し支援する組織風土が醸成されることにより、組織に多様なニーズに対応できる柔軟性が備わっていくことが挙げられる。(令和元年版 消防白書)

多様な経験を持ったり、異なる事情を持っていたりする職員が働きやすい職場は、男性職員にとっても働きやすい職場と考えられ、こうした職場をつくることで、組織の活性化、組織力の強化、士気の向上を図ることができる。

総務省消防庁が消防本部に実施したアンケートによれば、女性消防吏員を配置できない理由として、庁舎に女性用の施設が整備されていないことが挙げられている。また、施設に不満を感じる女性消防吏員の割合は 4 割を越えていた。

### iv 越谷市消防本部の施設整備の状況

越谷市消防本部における女性消防吏員向け施設の整備状況は次のとおりである。

	消防署	谷中分署	蒲生分署	間久里分署	大相模分署	大袋分署
更衣室	○	○	○	×	×	○
仮眠室	○	○	○	×	×	○
浴室	○	○	○	×	×	○
トイレ	○	○	○	×	×	○
洗面所	○	○	○	×	×	○
洗濯機	○	○	○	×	×	○
乾燥機	○	○	○	×	×	○
休憩室	○	○	○	×	×	○

○:整備されている ×:整備されていない

建築された時期の古い間久里分署と大相模分署では女性消防吏員向けの設備が整備されていない。建替え、改修時には仮眠室、更衣室、浴室等女性用の設備を整備することが望まれる。

**【意見 5】女性用設備の整備**

間久里分署、大相模分署には女性用の設備が整備されていない。建替え、改修時には仮眠室、更衣室、浴室等女性用の設備を整備することが望まれる。

### 3. 予防課(消防署及び分署を含む)

#### (1) 火災予防事業

##### ① 概要

事業名	火災予防事業		
事業目的	火災の発生を未然に防止し、火災の被害を軽減させる。		
事業概要	住宅用防災機器の設置促進及び適切な維持管理の啓発に努めた。また、予防査察を継続的に実施し、重大な消防法令違反がある防火対象物について違反の内容を公表することで、市民の防火安全に対する意識を深め、火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による違反是正を促進し、防火安全体制の確立に努めた。さらに、消防音楽隊による演奏活動を通して、市民の防火・防災意識の高揚を図った。		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
決算額(千円)	8,917	8,243	9,057

##### ② 監査の手続

- (ア) 火災予防業務の概要を把握するとともに、関連する法令、条例、規則等及び関連する資料等を閲覧した。
- (イ) 火災予防業務に係る詳細な資料を入手して閲覧した。
- (ウ) 予防課に質問を実施した。
- (エ) 消防音楽隊の人員構成、活動実績、今後の方針について、予防課に質問し、関連資料を閲覧した。

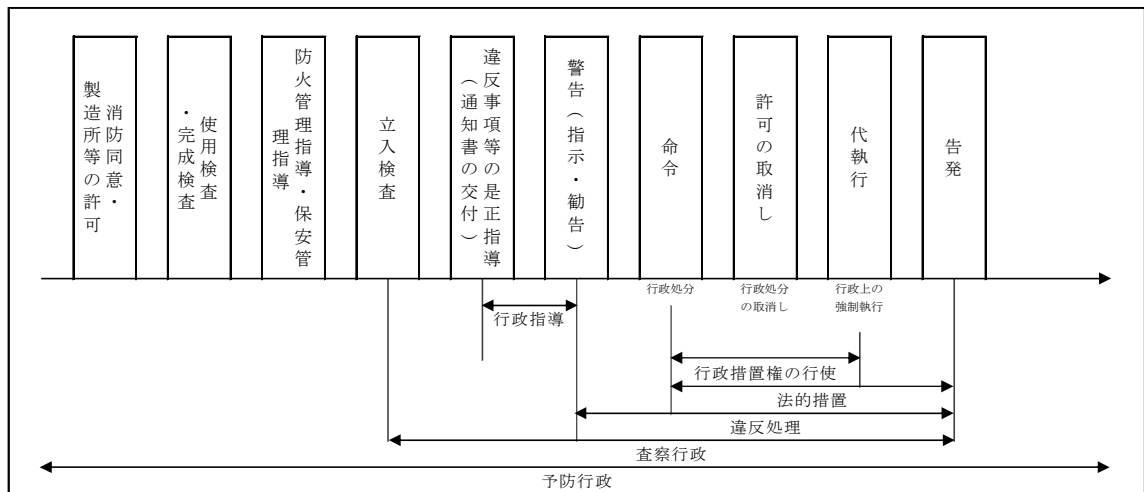
##### ③ 監査の結論

###### (ア) 令和元年の火災発生状況

令和元年中に発生した住宅火災(専用住宅、共同住宅、併用住宅)は 21 件、全火災件数 84 件の 25.0%( $21 \div 84 = 25.0\%$ )を占めている。また、出火原因としては、放火(疑い含む)29 件、こんろ 8 件、たばこ 7 件が上位を占めている。

これらの火災を軽減するには、市民の防火安全に対する意識を深めることが重要と考え消防本部では次のような活動を行っている。

## 予防行政の全体像



(出所:違反処理の基礎)

上記のほか、広報活動、火災統計事務、音楽隊活動、住宅用火災警報器設置促進・維持管理の広報活動を実施している。

### (イ) 広報活動

事業目的	市民の生命、身体及び財産を火災から保護し、火災による被害を軽減する。
事業概要	各種媒体やイベント、消防音楽隊による広報、さらには民間防火組織等と連携して広報を実施している。

#### i 各種媒体による広報

- ・ 広報こしがやによる広報
- ・ 越谷市ホームページへの掲載による広報(適宜)
- ・ Cityメールの配信による(秋・春の火災予防運動期間、連続不審火発生時)
- ・ 防災行政無線による放送(秋・春の火災予防運動期間)
- ・ 電光掲示板等による広報
- ・ 市役所本庁舎、北部出張所、南部出張所のモニター  
(秋・春の火災予防運動期間、6月、12月)
- ・ 市役所本庁舎総合受付横電子案内版(秋・春の火災予防運動期間)
- ・ 駅校内の電光掲示板(秋・春の火災予防運動期間)
- ・ 懸垂幕及び横断幕の掲出(火災予防運動期間及び年末)
- ・ のぼり旗の掲出

#### ii イベントによる広報(チラシの配布)

- ・ レイクタウン防災フェス 2019  
開催日 令和元年5月25日、26日
- ・ 婦人防火クラブ防災研修会  
開催日 令和元年10月8日
- ・ 越谷市民まつり  
開催日 令和元年10月27日
- ・ 越谷市・桜井地区合同総合防災訓練  
開催日 令和元年12月8日

- ・ 越谷市消防音楽隊定期演奏会  
開催日 令和2年2月16日

iii 民間防火組織等との連携による広報

- ・ 幼年消防クラブ員及び婦人防火クラブ員による駅頭防火広報  
(11月11日実施、3月3日に実施予定だったが新型コロナウイルス感染拡大により中止)
- ・ 婦人防火クラブ員の住宅訪問による住宅用火災警報器の設置率調査等  
(秋の火災予防運動週間に実施、春の火災予防運動週間中は新型コロナウイルス感染拡大により中止)
- ・ 越谷市防火安全協会との連携
- ・ 火災予防ポスター展の開催  
(11月2日～7日 イオンレイクタウン mori、11月11日～15日 越谷市役所)
- ・ 駅頭防火広報(3月2日に実施予定だったが新型コロナウイルス感染拡大により中止)
- ・ 民生委員月例会議において、民生委員の方々から地域住民への住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理について普及啓発を協力依頼
- ・ 福祉施設の関係者に対して実施する集団指導において、訪問介護等の業種の方々から訪問先等の利用者への住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理について普及啓発を協力依頼
- ・ 教育委員会との連携  
平成31年4月15日に発生したフランス・ノートルダム大聖堂の火災を受けての文化財建造物の現地確認及び防火安全指導  
令和元年10月31日に発生した沖縄県・首里城跡火災を受けての文化財建造物の現地確認及び防火安全指導  
令和2年1月26日の文化財防火デー時に、指定・登録文化財所有者宛に防火・防災管理に関する通知を送付

予防課では、火災予防に係る広報活動の一環として、防災フェスや市民まつり等のイベントで、防災冊子やポケットティッシュ等を配布している。令和元年度の支出は、以下のとおりである。

内容	件数	金額(円)
消耗品費	11	709,808
印刷製本費	3	199,848
合計	14	909,656

(出所：監査人作成)

上記の防災冊子やポケットティッシュ等で令和元年度に発注したものは、当該年度のイベントですべて配布されている。



### (ウ) 住宅用火災警報器の設置率

住宅火災による死者数の増加や、今後の高齢化進展を背景として、戸建てを含むすべての住宅を対象に住宅用火災警報器の設置を義務付ける消防法の改正が平成 16 年に行われている。平成 18 年 6 月から全国で義務化された新築住宅に続き、市町村条例で定めることとされた既存住宅への義務化についても、逐次拡大され平成 23 年 6 月までには全国で義務化された。

平成 28 年以降の全国、埼玉県、越谷市における住宅用火災警報器の設置率は以下のとおりである。

		H28	H29	H30	R1	R2
全国	設置率	81.2%	81.7%	81.6%	82.3%	82.6%
	条例適合率	66.5%	66.4%	66.5%	67.9%	68.3%
埼玉県	設置率	77.1%	77.8%	76.6%	77.5%	78.1%
	条例適合率	59.1%	61.5%	64.0%	65.2%	67.3%
越谷市	設置率	83.0%	86.0%	84.0%	81.0%	81.0%
	条例適合率	68.0%	65.0%	75.0%	68.0%	63.0%

(出所：総務省資料「住宅用火災警報器の設置率等の調査結果」)

※ 「設置率」とは、市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一箇所以上設置されている世帯の全世帯に占める割合をいう。

※ 「条例適合率」とは、市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分全てに設置されている世帯の全世帯に占める割合をいう。

予防課では、毎年、春と秋に 1 回ずつ住宅用火災警報器設置率の調査を行っている。同調査は、総務省消防庁の定める調査方法に従い、越谷市内の住宅のうちから無作為で抽出した 96 件の住宅について、住宅用火災警報器設置の有無を消防署及び各分署の職員が訪問調査するものである。

越谷市は、設置率についてはいずれの年度も埼玉県を上回っている。全国平均と比較すると、平成 27 年度から平成 30 年度までは越谷市が上回っているが、令和元年度、令和 2 年度には逆に全国平均を下回っている。

一般的に同設置率が、80%以上の場合には、火災予防に一定の効果があるとされ、越谷市の住宅用火災警報器設置に係る普及活動は、一定の効果을あげている。

しかしながら、直近 5 年では、平成 29 年をピークとして、やや低下傾向にあるのも事実である。これは、平成 18 年（新築住宅の場合）あるいは平成 20 年（既存住宅の場合）に越谷市火災予防条例で住宅用火災警報器の設置が義務化されたものの、当該条例に罰則はなく、また、火災の危機があるときを除き、一般住宅に消防職員が立入検査に入ることは認められていないためである。越谷市消防本部では、高齢者世帯を対象に、補助金を活用して無償で住宅用火災警報器を設置する事業や取り付け等を行う民間企業の案内を行ったこともある。

越谷市消防本部は住宅用火災警報器の設置率を向上させる継続した取り組みが期待される。また、住宅用火災警報器の設置義務付けから 10 年以上経過しており、老朽化が進んでいる既設の住宅用火災警報器について適切に維持管理されるよう指導していく必要がある。

**【意見 6】住宅用火災警報器の設置率を向上させる継続した取組**

住宅用火災報知器の設置義務付けから 10 年以上経過しており、老朽化が進んでいる既設の住宅用火災警報器について適切に維持管理されるよう指導していく必要がある。国と連携する事業などを積極的に活用して、住宅用火災警報器の設置率を向上させるよう継続して取り組むことが望ましい。

**(2) 消防音楽隊活動**

① 概要

事業名	消防音楽隊活動
事業目的	音楽を通して市民の防火、防災思想の普及を図るために、消防音楽隊を設置している。
根拠	越谷市消防音楽隊規程(平成 4 年 3 月 18 日消防本部訓令第 1 号)
現状	音楽隊員 25 人 内訳 消防職員 18 人 (男性 16 人 女性 2 人) 消防団員 7 人 (女性 7 人) ・楽器の編成は、フルート、クラリネットなどの木管楽器が 10 台、トランペット、トロンボーンなどの金管楽器が 15 台、ドラムセット、ティンパニーなどの打楽器が 20 台。

**【事業内容】**

演奏活動及び来場者数

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
演奏回数	21 回	20 回	22 回	15 回
来場者数	21,266 人	21,566 人	21,396 人	19,507 人

(出所: 予防課資料)

令和元年度演奏会等

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

No.	開催日	演奏会名
1	4 月 11 日	平成 31 年度新採用職員への消防音楽隊概要説明及び演奏
2	4 月 20 日	越谷吉川松伏明るい社会づくり運動協議会定期総会
3	5 月 19 日	ひのき荘ふれあいデー 消防音楽隊によるコンサート
4	5 月 25 日	レイクタウン防災フェス 2019
5	6 月 2 日	障害者の日記念事業 第 39 回ふれあいの日
6	6 月 9 日	児童館コスモス ハローファイヤーコンサート
7	7 月 17 日	令和元年度越谷市社会を明るくする運動「音楽と講演のつどい」
8	9 月 7 日	令和元年度「救急の日」こしがや救急フェスタ
9	10 月 8 日	令和元年度越谷市婦人防火クラブ防災研修会
10	10 月 27 日	第 45 回越谷市民まつり 交通安全パレード
11	11 月 10 日	令和元年度越谷市消防特別点検
12	11 月 13 日	令和元年度越谷市幼年消防クラブまつり

No.	開催日	演奏会名
13	11月30日	第18回こしがや産業フェスタ2019
14	12月21日	ゆりのき荘ふれあいデー 消防音楽隊によるコンサート
15	2月16日	第22回越谷市消防音楽隊定期演奏会

(出所:予防課資料)

音楽隊の主要パートを担っている職員が数年後に定年を迎えるが、定年後の再任用職員についても、辞令が交付され音楽隊として活動することになる。

## ② 監査の手続

- (ア) 消防音楽隊活動の概要を把握するとともに、関連する法令、条例、規則等及び関連する資料等を閲覧した。
- (イ) 消防音楽隊に係る詳細な資料を入手して閲覧した。
- (ウ) 予防課に質問を実施した。
- (エ) 消防音楽隊の人員構成、活動実績、今後の方針について、予防課に質問し、関連資料を閲覧した。

## ③ 監査の結論

監査手続を実施した結果、指摘すべき事項はなかった。

## (3) 火災予防措置

消防法においては、以下の火災予防措置が定められている。

- ①屋外における火災予防措置（消防法第3条）、
- ②防火対象物の火災予防措置命令（消防法第5条）、
- ③防火対象物の使用の禁止、停止又は制限の命令（消防法第5条の2）及び消防吏員による防火対象物における火災の予防又は消防活動の障害除去のための措置命令（消防法第5条の3）

なお、令和元年度においては、これら火災予防措置の実績はない。

## (4) 消防設備等に関する事務

### ① 概要

#### (ア) 消防同意等

予防課は、消防同意等に関する事務を行っている。建築物の新築や増改築等に必要となる建築確認や建築許可は、都市整備部の建築住宅課が行っているが、消防機関においても、建築物の防火安全性や消防用設備等について審査が行われる。

建築物の新築、増築等についての確認申請に対し、消防関係法令に基づき審査し、建築主事又は指定確認検査機関に対して消防同意を行っている。(消防年報)

消防同意は、建築物の安全性の確保を目的に、消防機関が防火の専門的立場から建築物の火災予防に関して、設計時に指導する制度である。

建築物の新築、増築、改築、移転、修繕、模様替え、用途の変更又は使用について許可、認可又は確認をなすに際しては消防長又は消防署長の同意が必要であると規定し、もって、消防機関が防火の専門家としての立場から建築行政に対して建築物の新築等の段階で防火上の観点からチェックするものである。

審査・指導	内容
消防同意	消防同意とは、建築許可又は建築確認に係る消防長又は消防署長の同意をいい、一般的に消防同意と呼ばれている。防火規定に適合しているかの審査が行われる。
計画通知	建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第2項（建築基準法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき行政庁から建築主事に対し行われる通知（一定の建築物の建築主が国、都道府県又は建築主事を置く市町村である場合、その長は、その計画を建築主事に通知することとされている。なお、越谷市は、建築主事を置く行政庁である。）のことをいい、消防機関はその計画通知の回付を受け、審査している。

(イ) 消防同意の状況

i 消防同意処理状況 令和元年度

種別		件数	面積 (㎡)
建 築 確 認	新築	217	149,615.28
	増築	38	14,497.60
	改築	0	0.00
	移転	0	0.00
	用途変更	3	2,182.61
	大規模な修繕	0	0.00
	大規模な模様替	0	0.00
計 画 通 知		11	17,250.10
許 可 申 請		15	25,607.18
合 計		284	209,152.77

(出所：消防年報)

ii 防火対象物の用途別消防同意状況

令和元年度

	内 容	建 築 確 認						計 画 通 知	許 可 申 請	合 計	
		新 築	増 築	改 築	移 転	用 途 変 更	大 規 模 な 修 繕				大 規 模 な 模 様 替
防火対象物の用途											
1	イ	劇場・映画館・観覧場等								0	
	ロ	公会堂・集会場	3							3	
2	イ	キャバレー・ナイトクラブ等								0	
	ロ	遊技場・ダンスホール								0	
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等								0	
	ニ	カラオケボックス・インターネットカフェ等								0	
3	イ	待合・料理店等								0	
	ロ	飲食店	2							2	
4		百貨店・マーケット等	5							5	
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所等								0	
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	36	1		1				38	
6	イ	(1)	避難のために患者の介助が必要な病院		1						1
		(2)	避難のために患者の介助が必要な有床診療所								0
		(3)	上記(1)以外の病院、上記(2)以外の有床診療所・有床助産所						1		1
		(4)	無床診療所・無床助産所	2							2
	ロ	(1)	高齢者施設	7							7
		(2)	救護施設								0
		(3)	乳児院								0
		(4)	障害児入所施設								0
		(5)	障害者施設	5	1						6
	ハ	(1)	高齢者施設	1							1
		(2)	更生施設								0
		(3)	児童施設	3	2				1		6
		(4)	障害児施設	1							1
		(5)	障害者施設	2							2
	ニ	幼稚園・特別支援学校									0
	7		小学校・中学校・高等学校等						1	2	3
	8		図書館・博物館・美術館等								0
9	イ	蒸気浴場・熱気浴場等								0	
	ロ	イ以外の公衆浴場								0	
10		車両の停車場等								0	
11		神社・寺院・教会等		1						1	
12	イ	工場・作業場	6	4						10	
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ								0	
13	イ	自動車車庫・駐車場								0	
	ロ	飛行機等の格納庫								0	
14		倉庫	15	5				1		21	
15		前各項に該当しない事業所	12	2				8	12	34	
16	イ	1から4、5イ、6、9イが存する複合用途防火対象物	13	1		2				16	
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	8	2						10	
16の2		地下街								0	
16の3		準地下街								0	
17		重要文化財・史跡等の建造物								0	
18		延長 50メートル以上のアーケード								0	

内 容	建 築 確 認							計 画 通 知	許 可 申 請	合 計
	新 築	増 築	改 築	移 転	用 途 変 更	大 規 模 な 修 繕	大 規 模 な 模 様 替			
防火対象物の用途										
一戸建て住宅	86	18								104
長 屋	10									10
そ の 他										0
合 計	217	38	0	0	3	0	0	11	15	284

(出所:消防年報)

(ウ) 消防用設備等の規制に係る業務

一定の防火対象物の関係者は、その用途、規模、構造及び収容人員に応じ、一定の技術上の基準に従い消防用設備等を設置し、維持しなければならない(消防法第17条)。防火対象物のうち特定防火対象物や一定規模の防火対象物の関係者は、消防用設備等を設置したときは、消防機関に届け出て、検査を受ける必要がある(消防法第17条の3の2)。また、防火対象物の関係者は、性能確保維持のための定期点検を実施し、その結果を消防機関に報告することが求められる(消防法第17条の3の3)。

予防課は、このような設置の際の検査や定期点検報告の内容(不備等がある場合は是正指導等を含む)を確認している。また、これらに加え、甲種消防設備士(消防法第17条の5、第17条の6)が行う工事に係る工事整備対象設備等着工届(消防法第17条の14)を受理して内容を確認(不備等がある場合は是正指導等を含む)している。

(エ) 消防用設備等(特殊消防用設備等)の届出等の状況

消防用設備等(特殊消防用設備等)は、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設をいい、火災から生命、身体及び財産を守るために大きな役割を果たす。

消防用設備等(特殊消防用設備等)は、消防法令により設置基準が定められているが、工事を開始する前に着工届、設置後に設置届が必要となり、その届出に基づき消防検査を実施している。(消防年報)

消防用設備等(特殊消防用設備等)着工届出・設置届出状況

令和元年度

種類	届出種別		着工届出	設置届出
	消火設備	警報設備		
消防の用に供する設備	消火設備	消火器		145
		屋内消火栓設備	7	15
		スプリンクラー設備	24	46
		泡消火設備	0	0
		ハロゲン化物消火設備	0	2
		不活性ガス消火設備	1	0
		粉末消火設備	3	6
		屋外消火栓設備	2	2
		動力消防ポンプ設備		0
		フード・ダクト等用簡易自動消火装置		4
	警報設備	自動火災報知設備	161	252
		ガス漏れ火災警報設備	0	0
		漏電火災警報器		0
		消防機関へ通報する火災報知設備	23	18

		非常警報設備		55
	避難設備	避難器具	15	42
		誘導灯・誘導標識		226
消防用水				0
消火活動上必要な施設		排煙設備		13
		連結散水設備		0
		連結送水管		5
		非常コンセント設備		1
		無線通信補助設備		0
必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等		パッケージ型消火設備	10	6
		パッケージ型自動消火設備	3	5
合計			249	843

(出所:消防年報)

## ② 監査の手続

- (ア) 消防設備等の概要を把握するとともに、関連する法令、条例、規則等及び関連する資料等を閲覧した。
- (イ) 消防設備等に係る詳細な資料を入手して閲覧した。
- (ウ) 予防課に質問を実施した。

## ③ 監査の結論

監査手続を実施した結果、指摘すべき事項はなかった。

## (5) 防火管理

### ① 概要

#### (ア) 防火管理制度

一定規模以上の防火対象物は、管理権原者が防火管理者を選任し、所轄消防長又は消防署長に届け出て、防火に関する業務を行わせることとされている。(消防法第8条)

防火管理者は、消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出ることが求められる。(消防法施行令(昭和36年政令第37号)第3条の2第1項)

予防課においては、防火管理者選任の届出及び消防計画の届出を受理し、その内容を確認(不備等がある場合の是正指導等を含む)している。また、予防課及び各消防署は、防火管理者選任の義務のある防火対象物を把握して、防火管理者選任の届出未了及び消防計画の届出未了となっている防火対象物を特定し、届出提出を指導している。

#### (イ) 統括防火管理者制度

一つの防火対象物で複数の管理権原者が存するもののうち、高層建築物(高さ31mを超えるもの)など(消防法第8条の2、消防法施行令第3条の3)については、各管理権原者の協議により統括防火管理者を選任し、所轄消防長又は消防署長に届け出て、全体についての防火管理業務を行わせることとされている。

統括防火管理者は、防火対象物全体についての防火管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出ることとされている(消防法第8条の2、消防法施行令第4条の2)。

予防課においては、統括防火管理者選任の届出及び防火対象物全体の消防計画の届出を受理し、その内容を確認(不備等がある場合の是正指導等を含む)している。

#### (ウ) 防火対象物定期点検報告制度

一定の規模、用途の防火対象物に対し、防火対象物点検資格者に防火管理に関する事項を点検させ、その結果を消防機関に報告することが義務付けられている。点検を行った防火対象物が基準に適合している場合は「防火基準点検済証」を表示ができる(消防法第8条の2の2)。予防課では、当該報告の受理、内容確認(不備等がある場合の是正指導等を含む)、報告がない場合に督促を行っている。

また、防火対象物の管理権原者は、所轄消防長又は消防署長に申請してその検査を受け、一定期間継続して消防法令を遵守していると認められた場合、点検報告の義務が3年間免除されるとともに、「防火優良認定証」を表示できる(消防法第8条の2の3)。予防課では、当該申請を検査している。

### ② 監査の手続

(ア) 防火管理制度の概要を把握するとともに、関連する法令、条例、規則等及び関連する資料等を閲覧した。

(イ) 防火管理に係る詳細な資料を入手して閲覧した。

(ウ) 予防課に質問を実施した。



### ③ 監査の結論

#### (ア) 防災管理者・防火管理者選任状況の網羅的な把握

防災管理者・防火管理者の届出は、紙の台帳で管理しており、防災管理者・防火管理者が必要な全ての施設において配置されているか網羅性の観点からは確認できない状況にある。

越谷市消防本部では、消防情報支援システムを導入している。このシステムに管轄区域内の防火対象物、防火管理者・防災管理者の届出状況を網羅的に入力すれば、防災管理者・防火管理者が必要な全ての施設で配置されているか確認することができる。

消防情報支援システムを活用して、防災管理者・防火管理者の選任状況を網羅的に確認できるようにし、業務に反映することが望ましい。

#### **【意見 7】 防災管理者・防火管理者選任状況の網羅的な把握**

消防情報支援システムを活用して、防災管理者・防火管理者の選任状況を網羅的に確認できるようにし、業務に反映することが望ましい。

## (6) 立入検査

### ① 概要

火災予防活動で行われる立入検査は「査察」と呼ばれている。査察とは、消防対象物の火災を予防するため、消防法第4条又は第16条の5の規定に基づき立入検査等を行い火災予防上の不備欠陥事項について必要な措置を講じ、火災危険の排除を促すことをいう。(越谷市火災予防査察規程第2条1号)消防法第4条、第16条の5の規定は次のとおりである。

分類	消防法第4条 (防火対象物の立入検査)	消防法第16条の5 (危険物製造所等の立入検査)
消防法上の規定	消防長又は消防署長は、火災予防のために必要があるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防職員にあらゆる仕事場、工場若しくは公衆の出入する場所その他の関係のある場所に立ち入って、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる。ただし、個人の住居は、関係者の承諾を得た場合又は火災発生のおそれが著しく大であるため、特に緊急の必要がある場合でなければ、立ち入らせてはならない。	市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱に伴う火災の防止のため必要があると認めるときは、指定数量以上の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱っていると認められるすべての場所(以下この項において「貯蔵所等」という。)の所有者、管理者若しくは占有者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防事務に従事する職員に、貯蔵所等に立ち入り、これらの場所の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いについて検査させ、関係のある者に質問させ、若しくは試験のため必要な最少限度の数量に限り危険物若しくは危険物であることの疑いのある物を収去させることができる。
査察対象物	あらゆる仕事場、工場又は公衆の出入する場所その他関係ある場所	指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていると認められるすべての場所(貯蔵所等)

(出所:消防法より監査人作成)

### 査察の執行区分

消防長又は消防署長の実施する査察の区分は、次の表のとおりである。

区分	受持		署
	本部		
防火対象物	政令対象物で延べ面積1000㎡以上のもの及びその附属する消防対象物		左記以外のもの
危険物製造所等	製造所	製造所	屋内貯蔵所 屋外タンク貯蔵所 屋内タンク貯蔵所 地下タンク貯蔵所 簡易タンク貯蔵所 移動タンク貯蔵所 屋外貯蔵所
	貯蔵所		
	取扱所	給油取扱所 一般取扱所のうち署で実施するもの以外	第一種販売取扱所 第二種販売取扱所 一般取扱所のうちボイラーにて消費する取扱所 容器に危険物を詰め替える一般取扱所
	※上記に付随する他の危険物製造所等を含む。		

(出所:越谷市火災予防査察規程)

## 査察対象物の区分

査察対象物の区分は次のとおりである。

区分	内容
第1種査察対象物	指定対象物のうち、特定防火対象物(以下「特定防火対象物」という。)で延べ面積1000平方メートル以上のもの及びその他の指定対象物で延べ面積3000平方メートル以上のもの
第2種査察対象物	特定防火対象物で延べ面積300平方メートル以上1000平方メートル未満のもの及びその他の指定対象物で延べ面積500平方メートル以上3000平方メートル未満のもの
第3種査察対象物	第1種査察対象物、第2種査察対象物以外の指定対象物をいう。
第4種査察対象物	危険物製造所等をいう。
第5種査察対象物	第1種査察対象物～第4種査察対象物以外のものをいう。

(出所:越谷市火災予防査察規程)

## 査察の種類

査察の種類は次のとおりである。

種類	内容
定期査察	査察計画に基づき実施する査察をいう。
特別査察	消防長等が特に必要と認めたときに実施する査察をいう。
緊急査察	消防関係法令の違反等が認められるときに実施する査察及び火災予防上緊急を要するときに実施する査察をいう。
確認査察	指導に係る事項について、その履行状況を確認する査察をいう。

(出所:越谷市火災予防査察規程)

越谷市消防本部は、国が示したマニュアルとともに、越谷市火災予防査察規程(昭和62年3月28日消本訓令第3号)を定め、立入検査等の査察業務を執行している。国が示したマニュアル及び越谷市消防本部の査察に関する規程類は次のとおりである。

- ・越谷市火災予防査察規程
- ・越谷市火災予防査察規程事務処理要領
- ・越谷市火災予防違反処理規程
- ・越谷市火災予防違反処理規程事務処理要領
- ・立入検査マニュアル(平成26年3月4日現在)
- ・違反処理基準
- ・違反処理マニュアル
- ・危険物施設違反処理マニュアル

## ② 監査の手続

- (ア) 予防課、消防署、大相模分署、間久里分署に質問を実施した。
- (イ) 定期査察の重点項目、消防署業務方針を査閲した。
- (ウ) 年間査察計画表(予防課、消防署、各分署)、査察実施状況報告書を査閲した。

③ 監査の結論

(ア) 消防法第4条に基づく査察の実施状況

i 指定査察対象物の立入検査等実施状況

用途区分別の立入検査等実施状況

(単位:件)

査察対象区分			対象物 総数	消防本部全体				
				予定	実績	差額		
第1種 ～ 第3種	1	イ	劇場・映画館・観覧場等	4	4	3	-1	
		ロ	公会堂・集会場	117	21	20	-1	
	2	イ	キャバレー・ナイトクラブ等		0	0	0	
		ロ	遊技場・ダンスホール	33	13	7	-6	
		ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等		0	0	0	
		ニ	カラオケボックス・インターネットカフェ等	13	17	2	-15	
	3	イ	待合・料理店等	1	2	0	-2	
		ロ	飲食店	213	70	48	-22	
	4		百貨店・マーケット等	431	55	65	10	
	5	イ	旅館・ホテル・宿泊所等	31	17	7	-10	
		ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	3,808	10	5	-5	
	6	イ	(1)	避難のために患者の介助が必要な病院	11	21	5	-16
			(2)	避難のために患者の介助が必要な有床診療所	4	1	2	1
			(3)	上記(1)以外の病院、上記(2)以外の有床診療所・有床助産所	22	6	10	4
			(4)	無床診療所・無床助産所	79	18	8	-10
		ロ	(1)	高齢者施設	57	60	18	-42
			(2)	救護施設		0	0	0
			(3)	乳児院		0	0	0
			(4)	障害児入所施設	1	1	0	-1
			(5)	障害者施設	25	6	2	-4
		ハ	(1)	高齢者施設	25	28	10	-18
			(2)	更生施設		0	0	0
			(3)	児童施設	66	14	23	9
			(4)	障がい児施設	10	0	0	0
			(5)	障がい者施設	34	9	5	-4
		二		幼稚園・特別支援学校	55	6	12	6
	7		小学校・中学校・高等学校等	88	19	15	-4	
	8		図書館・博物館・美術館等	3	0	0	0	
	9	イ	蒸気浴場・熱気浴場等	2	3	0	-3	
		ロ	イ以外の公衆浴場等	7	0	0	0	
10		車両の停車場等	4	1	0	-1		
11		神社・寺院・教会等	54	7	2	-5		
12	イ	工場・作業場	648	33	21	-12		
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ		0	0	0		
13	イ	自動車車庫・駐車場	40	0	1	1		
	ロ	飛行機等の格納庫		0	0	0		
14		倉庫	678	22	20	-2		
15		前各項に該当しない事業所	633	50	31	-19		
16	イ	1から4、5イ、6、9イが存する複合用途防火対象物	1,542	237	95	-142		
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	628	36	3	-33		
16の2		地下街		0	0	0		
16の3		準地下街		0	0	0		
17		重要文化財・史跡等の建造物	1	0	0	0		
18		延長50メートル以上のアーケード		0	0	0		
			9,368	788	440	-347		

(出所:年間査察計画表、査察実施状況報告書より監査人作成)

令和元年度における消防本部全体の立入検査実績は 440 件である。年度当初の計画では 787 件を予定していたので、計画比の達成率は 55.9%である。防火対象物総数 9,368 件に占める割合は約 4.7%になっている。越谷市消防本部によれば、立入検査先は危険性の高い「特定防火対象物」から選定しており、1 件の立入先について指摘事項を是正されるまで何回も訪問している。このため、立入検査後の是正率は高くなっているとのことであった。立入先の多くは当初は消防法規についての知識を持っていないのが通常であり、訪問すれば何らかの指摘事項があるため、1 回目は制度の周知を目的としている。明文規定はないが、実務上 3 回立入検査に入って指摘事項が是正されていない場合には違反処理に移行している。

## ii 防火対象物数に対する査察の実施件数

防火対象物数に対する査察の実施件数を全国、埼玉県、近隣市で比較すると次のようになる。

	全国	埼玉県	越谷市	川越	草加・八潮	春日部市	川口市	さいたま市
年度	H30 年度	H30 年度	R1 年度	R1 年度	R1 年度	R1 年度	R1 年度	R1 年度
防火対象物数 (A) 件	4,185,804	184,222	9,368 (*1)	9,352	8,793	5,813	15,383	46,026
立入検査数 (B) 件	862,630	21,709	440 (*1)	1,238	269	530	1,614	18,859
(B) / (A) ×100	20.6%	11.8%	4.7%	13.2%	3.1%	9.1%	10.5%	41.0%
出所	消防白書 (R1)	消防年報 (H30)	消防年報 (R2)	消防年報 (R2)	消防年報 (R2)	消防年報 (R2)	消防年報 (R2)	消防年報 (R2)

(\*1) 複数の事業所が存在している場合でも、1つの防火対象物としている。一例として、イオンレイクタウン mori はおよそ 300 の事業所から構成されているが、防火対象物数も立入検査数も 1 件としている。

査察の実施率(防火対象物総数に対する立入検査数の割合)には消防庁などが示す統一された算定方法がある訳ではないため各市によって算定方法に若干の違いは想定されるが全体の傾向をつかむうえでは問題ないものと判断する。全国では 20.6%、埼玉県では 11.8%となっている。さいたま市は 41.0%、川越市が 13.2%、川口市が 10.5%、春日部市が 9.1%である。越谷市消防本部は 4.7%であり、草加・八潮の 3.1%とならび低い率になっている。川越市、川口市、春日部市、埼玉県が概ね 10%である。この数字を目安にすると 10 年程度で全ての防火対象物に立入検査が行えることになる。これに対し越谷市消防本部の立入検査実施率は 4.7%であり、全ての防火対象物を回るには 20 年超かかる計算になる。同じ立入先を複数回訪問することを踏まえると実際には 20 年を大きく上回ると考えられる。草加・八潮を除く近隣他市、埼玉県の数値よりも低い値になっている。

iii 消防署・分署の状況

(単位：件)

査察対象区分			消防本部全体			予防課			消防署・各分署			
			予定	実績	差額	予定	実績	差額	予定	実績	差額	
1	イ	劇場・映画館・観覧場等	4	3	-1	2	3	1	2		-2	
	ロ	公会堂・集会場	21	20	-1	1	7	6	20	14	-6	
2	イ	キャバレー・ナイトクラブ等	0	0	0							
	ロ	遊技場・ダンスホール	13	7	-6	6	5	-1	7	2	-5	
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	0	0	0							
	ニ	カラオケボックス・インターネットカフェ等	17	2	-15	6		-6	11	2	-9	
3	イ	待合・料理店等	2	0	-2				2		-2	
	ロ	飲食店	70	48	-22	22	24	2	48	24	-24	
4		百貨店・マーケット等	55	65	10	7	16	9	48	49	1	
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所等	17	7	-10	12	6	-6	5	1	-4	
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	10	5	-5		2	2	10	3	-7	
6	イ	(1)	避難のために患者の介助が必要な病院	21	5	-16	7	4	-3	14	1	-13
		(2)	避難のために患者の介助が必要な有床診療所	1	2	1		2	2	1		-1
		(3)	上記(1)以外の病院、上記(2)以外の有床診療所・有床助産所	6	10	4		10	10	6		-6
		(4)	無床診療所・無床助産所	18	8	-10	7	4	-3	11	4	-7
	ロ	(1)	高齢者施設	60	18	-42	15	2	-13	45	16	-29
		(2)	救護施設	0	0	0						
		(3)	乳児院	0	0	0						
		(4)	障害児入所施設	1	0	-1				1		-1
		(5)	障害者施設	6	2	-4	2	1	-1	4	1	-3
	ハ	(1)	高齢者施設	28	10	-18	5		-5	23	10	-13
		(2)	更生施設	0	0	0						
		(3)	児童施設	14	23	9	7		-7	7	22	15
		(4)	障がい児施設	0	0	0						
		(5)	障がい者施設	9	5	-4				9	5	-4
	ニ	幼稚園・特別支援学校	6	12	6				6	12	6	
7		小学校・中学校・高等学校等	19	15	-4		10	10	19	5	-14	
8		図書館・博物館・美術館等	0	0	0							
9	イ	蒸気浴場・熱気浴場等	3	0	-3				3		-3	
	ロ	イ以外の公衆浴場等	0	0	0							
10		車両の停車場等	1	0	-1				1		-1	
11		神社・寺院・教会等	7	2	-5				7	2	-5	
12	イ	工場・作業場	33	21	-12		15	15	33	6	-27	
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ	0	0	0							
13	イ	自動車車庫・駐車場	0	1	1		1	1				
	ロ	飛行機等の格納庫	0	0	0							
14		倉庫	22	20	-2		2	2	22	18	-4	
15		前各項に該当しない事業所	50	31	-19		4	4	50	27	-23	
16	イ	1から4、5イ、6、9イが存する複合用途防火対象物	237	95	-142	120	70	-50	117	25	-92	
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	36	3	-33		2	2	36	1	-35	
16の2		地下街	0	0	0							
16の3		準地下街	0	0	0							
17		重要文化財・史跡等の建造物	0	0	0							
18		延長50メートル以上のアーケード	0	0	0							
			787	440	-347	220	190	-30	568	250	-318	

(出所：年間査察計画表(2019年度)、査察実施状況報告書より監査人作成)

防火対象物の立入検査の計画と実績を予防課と消防署・各分署に分けると上表のようになる。予防課は年間の計画220件に対し190件の立入検査を実施している。消防署・各分署は計画568件に対し立入件数は250件である。予防課では計画の8割超が達成されているが、消

防署・分署では計画の5割を下回る結果になっている。消防本部全体の立入検査実施件数を増やすには消防署・各分署での実施件数をいかに増やすかが課題になると考えられる。

#### iv 事務事業評価

防火対象物への立入検査については平成27年度に事務事業評価が実施されている。事務事業評価等実施結果報告書（平成26年度実施事業）のうち立入検査に該当する箇所は次のとおりである。

事業名		火災予防事業
部課名		消防本部予防課
事業目的及び手段		[目的]火災を予防し、火災による死傷者の減少、財産損失の軽減を図る。 [手段] 既存建物及び危険物施設への立入検査を実施し、防火管理体制の強化や消防用設備等の適正な維持管理を促す。
担当課の評価で認識した課題		火災予防事業は、消防の重要な事業であり、今後も継続していかねばならない事業である。 防火対象物の査察件数の指標が達成されていない。防火対象物の査察件数の減少については、査察員が他の業務との兼務により、業務に専念できない状況であることから、査察の執行体制等の検討が必要である。
改革 改善案	平成28年度 に向けた取組	火災の減少を目標に、査察等の充実、強化に努める。
	中長期的な取組	建物火災による死傷者の減少を図るため、防火対象物等の査察を強化し、消防法違反の是正に積極的に取り組む。
外部評価コメント		防火対象物の査察等により、人口1万人当たりの年間出火件数は年々減少しており、当該事業の重要性が充分にうかがわれる。 今後は、事業費の削減努力を実施し、削減分を人件費に配分するなどし、査察実施率をあげることが重要である。再任用者の活用など適切な人件費管理に努めていただきたい。
外部評価を受けた対応等		再任用者を活用して、査察資料の電子化を進め、査察実施率の向上を図り、消防法違反の是正に努めている。

(出所：事務事業評価等実施結果報告書（平成26年度実施事業）)

#### v 事務事業評価後の対応

平成29年度から令和元年度までの立入検査について計画と実績を確認した。予防課と消防署・各分署の結果は次のとおりであった。

(単位:件)

	対象物 総数 (A)	実施率 B/A (%)	消防本部全体			予防課			消防署・各分署		
			計画	実績 (B)	差額	計画	実績	差額	計画	実績	差額
平成29年度	9,438	6.1%	888	573	-315	253	285	32	635	288	-347
平成30年度	9,460	3.3%	889	308	-581	255	190	-65	634	116	-516
令和元年度	9,368	4.7%	788	440	-348	220	190	-30	568	250	-318

(出所：年間査察計画表、査察実施状況報告書より監査人作成)

立入検査の実績値は平成29年度から令和元年度にかけて予防課、消防署・各分署ともに減少傾向にある。計画比では、予防課が平成29年度に112.6%を達成しているが、平成30年度、令和元年度では、74.5%~86.4%であった。消防署・各分署は平成29年度から令和元

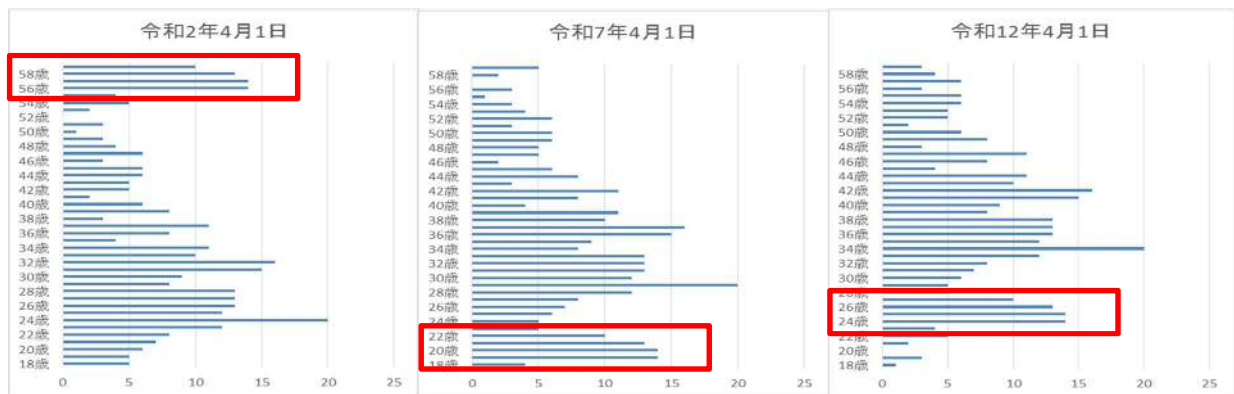
年度までの期間いずれも計画比 100%を下回り、18.6%～45.4%であった。平成 29 年度の件数が多いのは、違反對象物の公表制度が導入されるため件数を増やしたとのことである。

防火対象物総数に対する立入検査実施件数の比率は、平成 29 年度から令和元年度にかけて 3.2%～6.1%となっている。事務事業評価において査察の重要性と実施率の向上を課題として認識しているが、その後の件数の増加には至っていない。埼玉県、川越市、川口市、春日部市が概ね 10%程度であるのに比べ低い水準で推移している。

消防本部全体で立入検査数を増やし実施率をあげるためには予防課のみならず消防署・各分署での実施率をあげる事が重要と思われる。

#### vi 消防署・各分署の状況

消防本部全体における職員の年齢構成の見通しは次のとおりである。



(出所:消防年報より監査人が作成)

条例により定数が決まっている消防職員は定年退職者と概ね同じ人数で新入職員が採用される。令和 2 年 4 月 1 日の年齢構成を基準に 10 年間の推移をみると令和 7 年 4 月 1 日までに経験豊富な消防職員が多く退職し、同数の新入職員と入れ替わるものと想定される。消防署・各分署においても状況は同じである。消防署・各分署では災害(火事)対応がより重視され、経験値を有するベテラン職員が退職を迎える前にノウハウを若手職員に継承するための訓練を平成 29 年から令和元年に実施している。消防署によれば、以下の事項を重点的な課題として取り組んだとのことである。

#### 平成 29 年度、平成 30 年度及び令和元年度の重点事項

##### 災害現場における実態把握と情報収集、報告及び指揮代行体制の確立

最先着隊の中小隊長の状況判断が活動の成否を分ける。状況判断とは、災害現場の実態把握と自己隊の任務を突き合わせ、最善策を常に判断する必要があるため、警防規程で先着隊の任務等を定め、警防計画では先着隊を核として部隊編成していることから、警防技術錬成訓練等をとおして早期に先着隊を核とした決断、命令及び実行できる活動体制を確立する。



消防署・各分署における各種行事、訓練は次のとおりである。

#### 各種行事

	行事名	実施月
1	防災フェス	5月
2	夏季特別訓練	7月
3	花火大会警戒	7月
4	阿波踊り警戒	8月
5	救急フェア	9月
6	屋内消火栓操法大会	10月
7	第4ブロック緊急消防援助隊合同訓練	10月
8	消防特別点検	11月
9	越谷市総合防災訓練	11月
10	越谷市消防音楽隊定期演奏会	2月
11	火災予防PR演習	2月

#### 各種訓練の実施

	訓練名	実施月
1	新採用職員配属前研修	4月
2	警防技術基本訓練	5月
3	救急隊研修	6月
4	水難救助訓練	6月
5	規律訓練(通常点検・部隊行動指揮)	6月・10月
6	潜水訓練(河川・水上公園)	7月
7	救助隊員教育訓練	7月
8	特殊消火隊員教育訓練	8月
9	遠距離中継放水訓練(消防団との連携)	8月
10	初任科引継訓練	9月
11	救急隊現場想定訓練	10月
12	警防技術錬成訓練(先着隊活動訓練)	11月
13	車両走行訓練	12月
14	テロ・集団救急事故活動訓練(彩の国ネットワーク)	12月
15	救助指導会署内選考会	3月
16	初任科引継訓練	3月

消防署・各分署では多種多様な行事、訓練の合間を縫って立入検査を実施することになる。

「査察規程の作成例」の送付について(通知)によれば、立入検査を実施することの利点として次の点が挙げられている。

- ・人的資源を可能な限り活用する。
- ・防火対象物の実態や消防活動上必要な施設・設備実態を把握し、万一の場合に消防隊が効果的効率的に消火活動、救助活動等を行うために有効であると考えられる。
- ・予防面の知識・技術を高めることにより、火災原因調査や防火・防災指導等への活用も期待できる。

このような利点も踏まえ、査察員を指定する場合には、予防関係の知識、技術、経験及び関係者指導能力等が豊富な予防業務専従職員のみを指定するのではなく、主として消防活動に従事する交替制勤務職員を含めた職員を指定することが必要としている。

消防署・各分署においても立入検査の実施件数を増やしていくべき必要性は高いものと考えられる。

立入検査では、予防業務に関する正確な知識は大きな武器になるとの意見も聞かれた。この点、予防業務に関連しては、資格制度(予防技術資格者、消防設備士)が設けられており、これらの資格取得を通じても予防業務の正確な知識が習得できると考えられる。

予防課、消防署・各分署における資格の取得状況は次のとおりである。

令和2年4月1日現在(単位:人)

	予防課	消防署	谷中分署	蒲生分署	間久里分署	大相模分署	大袋分署
予防技術資格者(消防用設備等専門員)	6	1				3	
予防技術資格者(危険物専門員)	2	2				1	
予防技術資格者(防火査察専門員)	6	1	1	3		2	
消防設備士(甲種)	1					1	
消防設備士(乙種)	2	3		1		1	

(出所:消防年報)

予防課と大相模分署では全ての資格で保有者がいるのに対し、間久里分署、大袋分署では資格の保有者がゼロであり、消防署、谷中分署、蒲生分署では資格の一部について保有者がいる状況である。消防署・各分署では資格の保有状況に違いが生じている。

立入検査の実施件数を増やすには、予防課のみならず消防本部全体で予防業務に関する知識を共有することが重要と考えられる。各職員による知識の習得には資格取得も有効な方法である。ベテラン職員の退職による経験値の流出を早急に埋める必要性は予防業務についても同様と思われる。一定の期間内に組織内で知識の習得を図る際には、資格取得費用等の支援も多く採用される方法である。予防業務に関する資格取得について、今後、受験料、教材費、講座受講料の補助をするなど資格取得の拡充に努めることが望ましい。

#### 【意見8】 資格取得の支援

予防業務に関する資格取得について、今後、受験料、教材費、講座受講料の補助をするなど資格取得の拡充に努めることが望ましい。

また、予防業務に関する知識を消防本部全体で共有する方法として、予防課と消防署・各分署間での人事異動を促進することも有用と思われる。物理的に離れている消防本部に都度照会するよりも、消防署・各分署で行動を共にする職員から知識を吸収できる環境をつくれる方が全体での予防業務に関する知識が共有しやすいものと考えられる。予防課と消防署・各分署間での定期的な人事異動をすることが望ましい。

【意見 9】 予防課と消防署・各分署間での人事異動

予防課と消防署・各分署間での定期的な人事異動をすることが望ましい。

vii 「査察規程の作成例」の送付について(通知)

平成 27 年 3 月 31 日に消防庁予防課長から「査察規程の作成例」の送付についてが通知されている。この通知では、「立入検査標準マニュアル」及び「違反処理標準マニュアル」の内容のうち、特に立入検査及び違反是正のための執行体制及び管理体制について、各消防本部で整備しておくべき規定の例を「査察規程の作成例」として取りまとめている。これにより、立入検査及び違反是正の執行体制及び管理体制を整備し、立入検査及び違反是正をより一層推進するよう各消防本部に要請している。

国が示したマニュアル及び越谷市消防本部の査察に関する規程は次のようになっている。

- ・越谷市火災予防査察規程
- ・越谷市火災予防査察規程事務処理要領
- ・越谷市火災予防違反処理規程
- ・越谷市火災予防違反処理規程事務処理要領
- ・立入検査マニュアル(平成 26 年 3 月 4 日現在)
- ・違反処理基準
- ・違反処理マニュアル

「立入検査標準マニュアル」のなかでは、立入検査手順及び要領、小規模雑居ビル立入検査時の留意事項、量販店等立入検査時の留意事項、個室型店舗等立入検査時の留意事項等について、詳細な説明が 50 ページ程度にまとめられている。

「査察規程の作成例」の送付について(通知)の立入検査及び違反是正のための執行体制及び管理体制については越谷市消防本部にも当てはまる部分があると思われる。通知の内容を検討のうえ「越谷市火災予防査察規程」等を更新することが望まれる。

viii 防火対象物の網羅的な把握

立入検査は、火災予防のため、すべての防火対象物について、長期間立入検査が未実施とならないように実施することが必要である。

管内の防火対象物の実情に応じ、火災予防上の対応の必要性が高い防火対象物を重点的に立入検査することができるよう、実施体制、実施対象及び頻度、検査方法、検査項目等の立入検査の実施方針を規程等により明確化し、実施計画を策定して、効率的・効果的な立入検査を実施することが望ましい。

限られた時間において、重点的・効率的・効果的な立入検査を実施するには、防火対象物の状況や過去の指導経過等を事前に把握し、検査に必要な事項を検討しておくなど事前に準備しておかなければならない。そのためには、査察台帳等において管内の防火対象物について網羅的にその概要や自主管理の状況、違反の有無等の過去の立入検査の実施状況及びその結果等を把握できるようにしておく必要がある。

予防課では、文書電子化の一環として、防火対象物等検索システム(開発:国土情報開発株式会社)を導入して、防火対象物等の届出書の電子化を行っている。当該システムにより、

越谷市の地区ごとに登録された防火対象物についてのフォルダが一覧表示され、特定の防火対象物の内容を確認するには当該フォルダに格納されている電子データを閲覧できる。

このシステムは、特定の防火対象物あるいは特定の地区の防火対象物の一覧を確認するには優れているが、越谷市内の用途・区分ごとの対象物の一覧等の網羅的に表示する機能はない。防火対象物等を網羅的に確認できる方法を検討することが望まれる。

#### ix 越谷市消防本部の立入検査実施体制

立入検査実施計画においては、年間の立入検査実施（予定）防火対象物数のみを定めるのではなく、計画段階において、具体的に防火対象物名等を特定しておくことが必要である。このためには、立入検査台帳、防火対象物データベース等において管轄区域内の防火対象物について網羅的にその概要や点検結果報告等の自主管理の実施状況、過去の立入検査の実施状況及びその結果等を把握し、立入検査実施計画の策定に活用できる体制を構築しておくことが必要である。

立入検査実施計画 例（立入検査実施計画に定める事項の例）

- 1) 立入検査実施（予定）防火対象物の名称、所在地、用途等
- 2) 計画対象とした理由（執行方針に示された優先順位）
- 3) その他必要な事項

越谷市消防本部では、毎年 2 月に消防長がその年の定期査察の重点実施項目について通知している。また、予防課、消防署・各分署は年間査察計画表を作成し、査察対象区分ごとの立入検査数を定めている。令和元年(2019年)2月25日の通知によれば、査察重点対象物、重点違反是正項目は次のように定められている。

#### 1 査察重点対象物

- (1) 自動火災報知設備、屋内消火栓設備又はスプリンクラー設備の未設置の防火対象物
- (2) 統括防火(防災)管理者の選任が必要な防火対象物
- (3) 防火対象物定期点検未報告の防火対象物
- (4) 小規模雑居ビル
- (5) 社会福祉施設
- (6) 病院、診療所及び助産所
- (7) 旅館、ホテル
- (8) 消防法施行令の一部改正に伴い、新たに消火器を設置しなければならない飲食店(平成30年3月28日付け消防予第246消防庁次長通知参照)
- (9) カラオケ店、インターネットカフェ店及び遊技場
- (10) 危険物製造所等
- (11) 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いをしている事業所

#### 2 重点違反是正項目

- (1) 自動火災報知設備、屋内消火栓設備又はスプリンクラー設備が未設置のもの
- (2) 統括防火(防災)管理者が未選任、全体についての消防計画が未作成のもの
- (3) 防火(防災)管理者が未選任、消防計画が未作成、消火・通報及び避難訓練が未実施のもの
- (4) 防火対象物(防災管理)点検結果が未報告、消防用設備等点検結果が未報告のもの
- (5) 消防用設備等に不備があるもの
- (6) 避難施設(階段・避難通路)及び防火設備の管理が不適なもの
- (7) 火気使用設備等の管理に不備があるもの
- (8) 防災物品が未使用なもの
- (9) 危険物の貯蔵及び取扱いの基準が不適なもの
- (10) 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準が不適なもの

月次では、予防課及び消防署・各分署ともに、防火対象物名、立入検査日、通知書交付日、改善計画書受付日、確認査察、是正状況を記載した書面に、立入検査結果通知書、改善計画書、確認査察結果報告書等を添付して消防長に提出している。この点、予防課、消防署・各分署において実際に立入検査に赴いた対象先と進捗状況は把握できるようになっている。しかし、この資料は紙で作成され、地域ごとにファイルで保管されているため、消防本部全体の一覧性及び管内の防火対象物の網羅性を確保するには至っていない。

立入検査は、すべての防火対象物について、長期間立入検査が未実施とならないように実施することが求められ、管轄区域内の防火対象物について網羅的にその概要や点検結果報告等の自主管理の実施状況、過去の立入検査の実施状況及びその結果等を把握しておく必要がある。

越谷市消防本部では、消防情報支援システムを導入している。このシステムには予防査察計画を登録する機能があり、あらかじめ作成したチェックリストに結果を入力することが

出来る。また、改善報告書関係の報告期限、是正状況、完了報告日等を入力することができる。このシステムに管轄区域内の防火対象物を網羅的に登録し、立入検査の実施状況を入力していくことで、全ての防火対象物について、長期間立入検査が未実施とならないように実施することが可能になると思われる。

防火対象物データベースにもなる消防情報支援システムを活用して管轄区域内の防火対象物について網羅的にその概要や点検結果報告等の自主管理の実施状況、過去の立入検査の実施状況及びその結果等を把握し、立入検査実施計画の策定を行い、業務に反映させることが必要である。

**【監査の結果 2】 防火対象物の網羅的な把握**

防火対象物データベースにもなる消防情報支援システムを活用して管轄区域内の防火対象物について網羅的にその概要や点検結果報告等の自主管理の実施状況、過去の立入検査の実施状況及びその結果等を把握し、立入検査実施計画の策定を行い、業務に反映させることが必要である。

x 連絡会議における毎月の進捗管理

立入検査の計画に対する実績値は、平成 29 年度に予防課で計画を上回った以外では、予防課、消防署・各分署ともに計画件数を下回っている。消防本部全体で計画値を上回る立入検査を実施できれば、防火対象物総数に対する割合が 8~9%になり、埼玉県、川口市、春日部市に近い割合になる。

立入検査数を増やすためには、消防本部において、策定された立入検査実施計画について、月間、四半期等の期間でその進捗状況を常に把握等して着実に業務管理を行っていくことが望まれる。消防本部として効果的な査察を実施するために立入検査実施計画に基づく立入検査が実施されているかどうか等について定期的に検証し、毎年度の立入検査実施計画の達成度、違反処理の進捗度合い等を検討して次年度以降の執行方針に反映させる等、PDCA サイクルにより改善の取組を継続することが必要である。毎月の連絡調整会議でこのような取組を行うことが望ましい。

「査察規程の作成例」の送付について(通知)によれば、定期報告の様式として以下の例示が示されている。

管轄	対象物名称	棟名称	所在地	政令別表用途	違反状況	指導状況
消防署	■■商店	A 棟	…	4 項		
〇〇分署	▲▲ビル	B 棟	…	16 項イ		

消防情報支援システムにおいて管轄区域内の防火対象物について網羅的にその概要や点検結果報告等の自主管理の実施状況、過去の立入検査の実施状況及びその結果等を把握できれば、定期報告資料が作成でき、連絡会議における毎月の進捗管理に利用できるものと考えられる。

**【意見 10】 連絡調整会議における毎月の進捗管理**

消防本部として効果的な査察を実施するために立入検査実施計画に基づく立入検査が実施されているかどうか等について定期的に検証を行うことが必要であり、毎年度の立入検査実施計画の達成度、違反処理の進捗度合い等を検討して次年度以降の執行方針に反映させる等、PDCAサイクルにより改善の取組を継続することが必要である。毎月の連絡調整会議でこのような取組を行うことが望ましい。

## (7) 危険物規制業務

### ① 概要

#### (ア) 危険物規制

消防法では、①火災発生の危険性が大きい、②火災が発生した場合にその拡大の危険性が大きい、③火災の際の消火が困難であるなどの性状を有する物品を「危険物」として指定し、これらの危険物について、貯蔵・取扱い及び運搬において保安上の規制を行うことにより、火災の防止や、国民の生命、身体及び財産を火災から保護し、又は火災による被害を軽減することとされている。

危険物に関する規制は、昭和34年(1959年)の消防法の一部改正及び危険物の規制に関する政令の制定により、全国統一的に実施することとされ、それ以来、危険物施設に対する、より安全で必要十分な技術上の基準の整備等を内容とする関係法令の改正等を逐次行い、安全確保の徹底を図ってきた。

なお、危険物に関する規制の概要は、次のとおりである。

- ・指定数量(消防法で指定された、貯蔵又は取扱いを行う場合に許可が必要となる数量)以上の危険物は、危険物施設以外の場所で貯蔵し、又は取り扱ってはならず、危険物施設を設置しようとする者は、その位置、構造及び設備を法令で定める基準に適合させ、市町村長等の許可を受けなければならない。
- ・危険物の運搬については、その量の多少を問わず、法令で定める安全確保のための基準に従って行わなければならない。
- ・指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いなどの基準については、市町村条例で定める。

(出所:令和元年版消防白書)

#### (イ) 危険物および危険物施設

##### i 危険物

消防法で定められているもので、一般的に次のような性質を持った物品をいう。①火災発生の危険性が大きいもの、②火災拡大の危険性が大きいもの、③消火の困難性が高いもの。身近なものでいえば、ガソリン・灯油・油性塗料等が該当する。(総務省消防庁ホームページ)

消防法別表第1では、危険物は6つの類別に区分されており、その概要は次のとおりである。

種別	性質	特性	代表的な物質
第1類	酸化性固体	そのもの自体は燃焼しないが、他の物質を強く酸化させる性質を有する固体であり、可燃物と混合したとき、熱、衝撃、摩擦によって分解し、極めて激しい燃焼を起こさせる。	塩素酸ナトリウム、硝酸カリウム、硝酸アンモニウム
第2類	可燃性固体	火炎によって着火しやすい固体又は比較的低温(40℃未満)で引火しやすい固体であり、出火しやすく、かつ、燃焼が速く消火することが困難である。	赤りん、硫黄、鉄粉、固形アルコール、ラッカーパテ
第3類	自然発火性物質及び禁水性物質	空気にさらされることにより自然に発火し、又は水と接触して発火し若しくは可燃性ガスを発生する。	ナトリウム、アルキルアルミニウム、黄りん
第4類	引火性液体	液体であって引火性を有する。	ガソリン、灯油、軽油、重油、アセトン、メタノール
第5類	自己反応性物質	固体又は液体であって、加熱分解などにより、比較的低い温度で多量の熱を発生し、又は爆発的に反応が進行する。	ニトログリセリン、トリニトロトルエン、ヒドロキシルアミン



種別	性質	特性	代表的な物質
第6類	酸化性液体	そのもの自体は燃焼しない液体であるが、混在する他の可燃物の燃焼を促進する性質を有する。	過塩素酸、過酸化水素、硝酸

(出所：令和元年版消防白書)

## ii 危険物施設

消防法で指定された数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設として、市町村長等の許可を受けた施設で、製造所、貯蔵所及び取扱所の3つに区分されている。

区分		内容
製造所		危険物を製造する施設(例:化学プラント、製油所)
貯蔵所	屋内貯蔵所	危険物を建築物内で貯蔵
	屋外タンク貯蔵所	屋外にあるタンクで危険物を貯蔵(例:石油タンク)
	屋内タンク貯蔵所	屋内にあるタンクで危険物を貯蔵
	地下タンク貯蔵所	地盤面下にあるタンクで危険物を貯蔵
	簡易タンク貯蔵所	600L以下の小規模なタンクで危険物を貯蔵
	移動タンク貯蔵所	車両に固定されたタンクで危険物を貯蔵(例:タンクローリー)
	屋外貯蔵所	屋外の場所で一定の危険物を容器等で貯蔵
取扱所	給油取扱所	自動車等に給油する取扱所(例:ガソリンスタンド)
	販売取扱所	容器に入ったまま危険物を売る販売店
	移送取扱所	配管で危険物を移送する取扱所(例:パイプライン)
	一般取扱所	上記3つの取扱所以外の取扱所(例:ボイラー、自家発電施設)

(出所：令和元年版消防白書)

(ウ) 危険物施設別等処理件数の状況

令和元年度

(単位:件)

区分 内容	製造所	貯 蔵 所							取 扱 所				左記製造所等以外	合 計
		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所		
現在の施設数	11	61	6	5	80		98	9	67	5		48		390
処 理 件 数	許可申請	9	2		7		9		16			3		46
	許可件数	設置	2			1		4						7
		変更	9			6		5 (3)		16			3	39 (3)
	仮使用承認申請	7			6				10			1	24	
	承認件数	7			6				10			1	24	
	予防規程認可申請								3				3	
	認可件数								3				3	
	届出 件数	保安監督者選任等	6	20	1	3	16	3	2	81			12	144
		廃止	1	5			6	3 (3)		2				17 (3)
	完成検査件数	10	2			7		9		14			5	47
	完成検査済証 交付数	設置		2			1		4					7
		変更	10				6		5	14			5	40
	タンク検査申請					3							1	4
	タンク検査済証 交付数	水張											1	1
水圧						3							3	

(出所:令和2年版消防年報)

② 監査の手続

- (ア) 予防課、消防署・各分署に質問を実施した。
- (イ) 消防署・各分署を訪問した。
- (ウ) 危険物施設の立入検査について業務の概要を把握すると共に、消防法のほか関連法令、条例、規則を閲覧した。
- (エ) 消防年報、消防白書を閲覧した。
- (オ) 年間査察計画表、査察実施状況報告書を査閲、集計し分析した。

③ 監査の結論

(ア) 危険物施設の立入検査

i 消防法第16条の5の立入検査

市長は、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災防止のため必要があると認めるときは、危険物施設等に対して施設の位置、構造及び設備並びに危険物の貯蔵又は取扱いが消防法で定められた基準に適合しているかについて立入検査を行うことができる。越谷市消防本部では、令和元年度中に危険物施設について延べ200回の立入検査を実施している。

立入検査を行った結果、消防法に違反していると認められる場合、市長は、危険物施設等の所有者等に対して、貯蔵又は取扱いに関する遵守命令、施設の位置、構造及び設備の基準

に関する措置命令等を発することができる。越谷市においては、令和元年度中に市長がこれらの措置命令等を発した事例はなかった。

消防法第4条の立入検査との違いは次のとおりである。

	法第16条の5	法第4条
命令権者	市町村長等	消防長又は消防署長
立入検査の実施者	上記命令権者から任命された消防事務に従事する職員	上記命令権者から任命された消防職員（消防本部を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員又は常勤の消防団員）
要件	危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災の防止のため必要があると認めるとき	火災予防のために必要があるとき
対象	指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていると認められるすべての場所（貯蔵所等）	あらゆる仕事場、工場又は公衆の出入する場所その他関係ある場所
時間的制限	法令上なし	法令上なし
事前通告	法令上不要	法令上不要
検査事項	当該場所の位置、構造又は設備及び危険物の貯蔵又は取扱い	消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況
収去権	あり（試験のため必要な最少限度の数量の危険物又は危険物であることの疑いのある物に限る。）	なし

（出所：危険物施設立入検査マニュアル 消防庁危険物保安室）

## ii 危険物施設の査察状況

（単位：件）

査察対象区分	対象物 総数	消防本部全体			予防課			消防署・分署			
		予定	実績	差額	予定	実績	差額	予定	実績	差額	
第4種	製造所	11	5	4	-1	3	4	1	2	0	-2
	貯蔵所	259	122	147	25	29	48	19	93	99	6
	取扱所	120	23	52	29	23	49	26	0	3	3
		390	150	203	53	55	101	46	95	102	7
第5種	少量危険物等事業所		0	13	13	0	0	0	0	13	13
	指定可燃物		0	3	3	0	0	0	0	3	3
	政令届出物質		0	30	30	0	0	0	0	30	30
			0	46	46	0	18	18	0	46	46
合計		150	267	117	55	119	64	95	148	53	

（出所：令和元年度 年間査察計画表、査察実施状況報告書から監査人作成）

表中の第4種は主に化学工場や危険物倉庫である。セルフのガソリンスタンドは、事故が発生する可能性が高いため毎年査察を実施している。消防署・分署の貯蔵所は移動タンクであり毎年11月に査察に入っている。第5種の数は届出があった施設のみ数を把握している。消防署・分署による防火対象物の査察の際に第4種・第5種に該当する施設があった場合には、消防署・分署でも査察を行うこともある。査察の対象先は社会背景も踏まえて選定している。

監査手続を実施した結果、指摘すべき事項はなかった。

## (8) 違反処理

### ① 概要

消防法令違反に対しては、まずは、立入検査結果通知書等による行政指導により、防火対象物の関係者に自発的な違反是正を促している。しかし、自発的な違反是正が期待されず放置できない火災予防上の危険性を防止する必要性から迅速かつ効果的な違反処理が必要となる場合がある。

違反処理とは、消防法違反の是正又は火災危険の排除を図るため消防機関が行う行政指導、行政処分及び強制執行等の措置権並びに行政上の諸手続である。

違反処理の区分には、次のものがある。

違反処理 警告、命令、特例認定の取消し、許可の取消し、告発、過料事件の通知、代執行又は略式の代執行によって、違反の是正若しくは予防又は出火危険、延焼危険若しくは火災に係る人命危険(以下「火災危険」という。)の排除を図るための行政上の措置をいう。

区分	内容
警告	違反が認められる事項について、違反の是正又は火災危険の排除を促す意思表示をいう。
命令	法の命令規定により、強制的に違反の是正又は火災危険の排除を促す意思表示をいう。
特例認定の取消し	法第8条の2の3第6項の規定に基づき、同条第1項の規定による特例認定の効力を消滅させる意思表示をいう。
許可の取消し	法第12条の2第1項の規定に基づき、法第11条第1項の規定による許可の効力を消滅させる意思表示をいう。
告発	刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条第2項の規定に基づき、違反事実を捜査機関に申告し、違反者の訴追を求めることをいう。
過料事件の通知	法第8条の2の3第5項の規定に違反した者をその者の住所地の地方裁判所に通知することをいう。
代執行	行政代執行法(昭和23年法律第43号)第2条に定めるものをいう。
略式の代執行	行政代執行法第3条第3項に定めるものをいう。

(出所：越谷市火災予防違反処理規程)

これらの違反処理(警告、命令、特例認定の取消し、許可の取消し、告発、過料事件の通知、代執行及び略式の代執行)に関する規定は、越谷市火災予防違反処理規程の第11条から第28条において定められ、これに従い業務が執行されている。

### ② 監査の手続

(ア) 予防課に質問を実施した。

(イ) 違反処理について業務の概要を把握すると共に、消防法のほか関連法令、条例、規則を閲覧した。

(ウ) 消防年報、消防白書を閲覧した。

### ③ 監査の結論

監査手続を実施した結果、指摘すべき事項はなかった。

## (9) 違反対象物公表制度

### ① 概要

違反対象物公表制度は、重大な消防法令違反のある建物について、市民がその建物を安心して利用できるよう、越谷市のホームページ等で公表する制度である。(越谷市火災予防条例第47条の4)

公表の対象	特定用途防火対象物（飲食店、物品販売店、旅館、病院などの不特定多数の人が出入りする建物）
公表の対象となる違反内容	建物の用途や面積により、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置義務が生じる建物で、これらの設備が全く設置されていない違反
公表の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・越谷市ホームページへの掲載</li> <li>・消防署、各分署の掲示板に掲出</li> </ul>

### 越谷市火災予防条例

<p>(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)</p> <p>第47条の4 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法令に違反する場合は、その旨を公表することができる。</p> <p>2 消防長は、前項の規定により公表しようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</p> <p>3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続きは、消防長が別に定める。</p>
--

#### (ア) 公表までの流れ

公表までの流れは次のとおりである。

立入検査の実施 → 違反指摘 → 立入検査結果通知書の交付 → 関係者に対する公表の事前周知 → 立入検査結果の通知から14日経過した日においてなお当該違反が認められる場合 → 公表(公表は、違反が是正されるまでの間、継続される。)

#### (イ) 公表する内容

対象物名称、所在地、違反の内容、根拠法令、違反の位置等

#### (ウ) 違反対象物にける公表状況

公表の対象となる違反は、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、これらの設備が一切設置されていないと認められたものである。

令和2年12月31日現在

	公表制度開始以降の公表件数		是正件数
		令和元年度中	
違反件数	43	6	43
屋内消火栓設備未設置	3	1	3
スプリンクラー設備未設置	3	0	3
自動火災報知設備未設置	37	5	37
公表対象物数	39(4)	5(1)	39(4)

※( )内は、公表の対象となる違反が複数認められた対象物数である。

(出所:消防年報)

不特定多数の方が出入りする建物等の重大な消防法令違反に関する情報が公表の対象とされており、越谷市消防本部においては公表制度開始以降39防火対象物43の違反の全てが是正されている。予防課によれば、火災が発生した際に人命危険が大である建物について

重点的に立入検査を実施し、利用者が安心して利用できる状態になるよう重大な違反が是正されるまで継続的に指導を行っているとのことである。

② 監査の手続

(ア) 予防課に質問を実施した。

(イ) 違反対象物公表制度について概要を把握すると共に、消防法のほか関連法令、条例、規則を閲覧した。

(ウ) 消防年報を閲覧した。

③ 監査の結論

監査手続を実施した結果、指摘すべき事項はなかった。

#### 4. 警防課(消防署及び分署を含む)

##### (1) 火災・救助活動事業

###### ① 概要

事業名	火災・救助活動事業		
事業目的	火災をはじめとする各種災害に対する迅速な活動		
事業概要	火災をはじめとする各種災害に対し迅速かつ確実に活動できるよう、消防・救助車両及び資機材の維持管理を行った。		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
決算額(千円)	23,618	22,057	26,625

###### ② 監査の手続

- (ア) 火災・救助活動事業の実施事業の概要を把握するとともに、関連する法令、条例、規則等を閲覧した。
- (イ) 火災・救助活動事業に係る備品台帳、支出行為負担書兼支出命令書及び添付資料を入手して閲覧した。
- (ウ) 警防課に質問を実施した。
- (エ) 消防署及び分署(全箇所)を往査し、車両整備記録表、積載器具点検表、その他各種装備品の点検表を閲覧し、内容を検討した。
- (オ) 消防署及び分署(全箇所)に質問を実施した。
- (カ) 消防署及び分署(全箇所)の所管備品を実査した。

###### ③ 監査の結論

###### (ア) 車両の整備・点検【消防署及び分署】

越谷市の消防車両は、以下のとおりである。

(令和2年4月1日現在)

所属	名称	車両登録番号		車名	排気量(cc) 総重量(kg)	登録年月日	型式	級別	ポンプ形式		免許区分	備考	
		型	式						放水量	タービン数			
総務課	指令1号車	越谷410す	119	トヨタ	1,490	平成31年1月23日					普通	事務連絡車	
		DBF-S402M			2,100								
	指令2号車	越谷800さ	32	マツダ	1,490	平成22年7月26日					普通	指令車	
		DBF-BVY12			1,740								
総務連絡車	越谷300さ	624	トヨタ	2,490	平成8年7月10日					普通	事務連絡車		
	E-JZS151			1,785									
予防課	予防1号車	越谷800さ	37	ホンダ	1,490	平成20年1月8日					普通	予防査察車	
		DBE-GJ3			1,670								
	予防2号車	越谷810す	119	トヨタ	1,490	平成30年3月2日					普通	予防査察車	
		DBF-S402M			2,140								
予防3号車	越谷800さ	38	トヨタ	1,490	平成8年7月16日					普通	予防査察車		
	RET196V			1,730									
警防課	警防1号車	越谷400さ	104	日産	1,490	平成15年5月27日					普通	事務連絡車	
消防署	越谷1号車	越谷800さ	80	日野	4,000	平成25年10月17日	CD-I	A-2	GM22	2.38	2段	準中型	消防ポンプ自動車
		TKG-XZU640M			6,175								
	越谷2号車	越谷800は	13	日野	6,400	平成20年11月25日	I-B	A-2	GM-23	2.38	3段	中型	水槽付消防ポンプ自動車 積載水1,500ℓ
		B DG-GD7JGWA改			9,770								
	越谷救助1号車	越谷800は	10	日野	6,400	平成25年2月25日	工作車 III型					大型	救助工作車III型4WD
		SDG-GX7JGAA改			11,625								
	救急越谷1号車	越谷810さ	1911	日産	2,480	令和1年11月20日						普通	高規格救急自動車4WD
		CBF-CS8E26改			3,215								
救急越谷2号車	越谷800さ	359	トヨタ	2,690	平成29年2月23日						普通	高規格救急自動車4WD	
	CBF-TRH226S			3,105									

所属	名称	車両登録番号		車名	排気量 (cc) 総重量 (kg)	登録年月日	型式	級別	ポンプ形式		免許 区分	備考
		型	式						放水	タービン数		
消防署	越谷支援1号車	越谷 800 さ 513		トヨタ	4,000	平成 30 年 3 月 6 日	支援車 Ⅲ型				中型	人員輸送兼資機材搬送車
		SKG-XZB70			5,700							
	越谷指揮1号車	越谷 800 さ 79		トヨタ	2,690	平成 19 年 3 月 23 日					普通	指揮車
		CBF-TRH226K			3,010							
	防災指導車	越谷 400 さ 107		マツダ	1,990	平成 13 年 6 月 25 日					普通	訓練指導車
		GE-SKE6V			2,935							
	消火通報訓練指導車	越谷 400 さ 102		マツダ	1,990	平成 7 年 8 月 9 日					普通	訓練指導車
Z-SREAV			3,095									
救急普及啓発広報車	越谷 800 さ 208		日産	4,470	平成 27 年 11 月 16 日					準中型	訓練指導車	
	ABG-DVW41			4,585								
消防署連絡車	越谷 480 あ 4536		スズキ	650	平成 30 年 6 月 27 日					普通	事務連絡車	
	HBD-DA17V			1,320								
連絡2号車	越谷 500 さ 553		トヨタ	1,990	平成 18 年 9 月 28 日					普通	事務連絡車	
	DBA-ANM10G			1,845								
谷中分署	谷中1号車	越谷 800 さ 495		日野	4,000	平成 30 年 2 月 16 日	CD-I	A-2	MZ I 2.46 2段	準中型	消防ポンプ自動車 積載水 600ℓ	
		TGK-XZU685M			6,745							
	谷中2号車	越谷 800 は 14		日野	6,400	平成 26 年 10 月 29 日	I-B	A-2	MZ I 2.46 2段	中型	水槽付消防ポンプ自動車 積載水 1,500ℓ	
		SDG-GD7JGAA 改			10,330							
	越谷はしご1号車	越谷 800 せ 7		日野	8,860	平成 27 年 10 月 19 日	38m級				大型	38m 級梯子付 消防自動車
		QDG-FR1			19,990							
	救急谷中1号車	越谷 800 さ 486		トヨタ	2,690	平成 30 年 2 月 8 日					普通	高規格救急自動車 4WD
		CBF-TRH226S			3,175							
	越谷搬送1号車	越谷 800 さ 81		いすゞ	2,990	平成 25 年 8 月 19 日					準中型	資機材搬送車 最大積載量 3.0t
		TGK-NPR85AN			6,915							
	地震体験車	越谷 810 さ 119		日野	4,000	平成 28 年 10 月 27 日					準中型	地震体験車
		TGK-XZU720M			6,775							
	谷中連絡車	越谷 480 あ 146		スズキ	650	平成 8 年 8 月 30 日					普通	事務連絡車
V-HC11V			930									
越谷10号車	越谷 800 さ 84		いすゞ	4,770	平成 15 年 11 月 27 日	CD-I	A-2	GM2H2 2.40 2段	準中型	消防ポンプ自動車		
	KR-NKR81GN			5,110								
救急越谷10号車	越谷 800 さ 92		トヨタ	2,690	平成 24 年 1 月 20 日					普通	高規格救急自動車 4WD	
	CBF-TRH226S			3,215								
蒲生分署	蒲生1号車	越谷 800 さ 615		日野	4,000	平成 31 年 2 月 18 日	CD-I	A-2	MZ I 2.46 2段	準中型	消防ポンプ自動車 積載水 600ℓ	
		KR-NKR81GN			6,865							
	越谷特消1号車	越谷 800 は 12		日野	6,400	平成 26 年 3 月 10 日	化学 Ⅱ型	A-2	ND2A10 2.66 2段	大型	化学消防ポンプ自動車 水槽 1500ℓ薬液 500ℓ	
		LDG-FE7JJAA 改			12,715							
	救急蒲生1号車	越谷 800 さ 39		トヨタ	2,690	平成 26 年 12 月 19 日					普通	高規格救急自動車 4WD
		CBF-TRH226S			3,175							
救急蒲生2号車	越谷 800 さ 95		トヨタ	2,690	平成 26 年 10 月 28 日					普通	高規格救急自動車 4WD	
	CBF-TRH226S			3,195								
越谷搬送2号車	越谷 810 す 2		いすゞ	2,990	平成 27 年 2 月 13 日					準中型	資機材搬送車 最大積載量 2.85t	
	TGK-NMR85AN			6,315								
蒲生連絡車	越谷 483 え 119		マツダ	650	令和元年 7 月 10 日					普通	事務連絡車	
間久里分署	間久里1号車	越谷 800 さ 85		日野	4,000	平成 24 年 11 月 22 日	CD-I	A-2	GM2H2 2.31 2段	準中型	消防ポンプ自動車	
		TKG-XZU640M			6,055							
	間久里2号車	越谷 800 は 15		日野	6,400	平成 24 年 2 月 6 日	I-B	A-2	GM-23 2.30 3段	中型	水槽付消防ポンプ自動車 積載水 1,500ℓ	
		SDG-GD7JGAA 改			10,570							
	救急間久里1号車	越谷 800 さ 517		トヨタ	2,690	平成 30 年 3 月 13 日					普通	高規格救急自動車 4WD
		CBF-TRH226S			3,175							
	越谷搬送4号車	越谷 810 さ 618		いすゞ	2,990	令和 2 年 2 月 21 日					普通	資機材搬送車 最大積載量 3.0t
2RG-NPR88AN			7,135									
間久里連絡車	越谷 480 あ 148		スズキ	650	平成 8 年 8 月 30 日					普通	事務連絡車	
	V-HC11V			930								
救急越谷20号車	越谷 800 さ 97		トヨタ	2,690	平成 23 年 1 月 20 日					普通	高規格救急自動車 4WD	
	CBF-TRH226S			3,205								
大相模分署	大相模1号車	越谷 800 さ 87		日野	4,000	平成 21 年 11 月 6 日	CD-I	A-2	GM2H2 2.32 2段	準中型	消防ポンプ自動車	
		BDG-XZU334M			5,755							
	大相模2号車	越谷 800 は 16		日野	6,400	平成 24 年 1 月 13 日	I-B	A-2	GM-23 2.30 3段	中型	水槽付消防ポンプ自動車 積載水 1,500ℓ 4WD	
		SDG-GX7JGAA 改			10,800							
	越谷はしご2号車	越谷 810 さ 8452		日野	8,860	令和 1 年 12 月 6 日	25m級 屈折				大型	25m 級屈折梯子付 消防ポンプ自動車
		2PG-FH1AGA 改			16,470							
救急大相模1号車	越谷 810 さ 1811		トヨタ	2,690	平成 30 年 11 月 9 日					普通	高規格救急自動車 4WD	
	CBF-TRH226S			3,115								
越谷輸送1号車	越谷 800 そ 1		トヨタ	2,690	平成 27 年 1 月 7 日					普通	人員輸送兼資機材搬送車 最大積載量 0.5t	
	CBF-TRH221K			3,210								
大相模連絡車	越谷 480 あ 150		スズキ	650	平成 8 年 8 月 30 日					普通	事務連絡車	
大袋分署	大袋1号車	越谷 810 さ 616		日野	5,120	平成 31 年 3 月 13 日	CD-I	A-2	MZ I 2.46 2段	中型	消防ポンプ自動車 積載水 1,500ℓ	
		2DG-GD2ABA			10,580							
	越谷救助2号車	越谷 800 は 11		日野	7,680	平成 18 年 3 月 10 日	工作車 Ⅱ型	A-2	ME-5 2.28 2段	大型	消防ポンプ付 救助工作車Ⅱ型	
		PK-FE8JJFA 改			11,170							
	救急大袋1号車	越谷 800 さ 98		トヨタ	2,690	平成 26 年 2 月 18 日					普通	高規格救急自動車 4WD
		CBF-TRH226S			3,155							
越谷搬送3号車	越谷 810 さ 617		いすゞ	2,990	平成 31 年 3 月 18 日					普通	資機材搬送車 最大積載量 3.0t	
	TRG-NPR85AN			7,075								
大袋連絡車	越谷 483 う 119		マツダ	650	令和元年 7 月 10 日					普通	事務連絡車	
越谷20号車	HBD-DG17V		いすゞ	1,320	平成 19 年 2 月 28 日	CD-I	A-2	GM2H2 2.40 2段	準中型	消防ポンプ自動車 積載水 700ℓ		
	越谷 800 さ 89			4,770								
	PB-NKR81N			6,935								

(出所:消防年報)



消防署及び分署で作成される車両ごとの車両整備記録表（令和元年度 1 年間）を閲覧し、定期的に適切に点検されていることを確認した。令和元年度において、消防車両のオーバーホールはなかった。

（イ）消防車積載器具の整備・点検【消防署及び分署】

消防署及び分署で作成される車両ごとの積載器具表（毎月 1 日、15 日）を閲覧し、定期的に適切な点検が行われていることを確認した。これらの点について、特に問題となる点は見当たらなかった。

なお、積載器具として記載されているものは、備品台帳には記載されていない。この点については、「(エ) 備品管理」で後述する。

（ウ）消火薬剤【消防署及び分署】

消防署及び分署の倉庫に保管されている消火薬剤の保管状況を視察により確認した。

30 年以上前に購入された消火薬剤が保管されていた。各分署によれば、これは購入時から視察時点までに使用機会がなく、消火薬剤は化学的に安定しているため長期間の保管により化学的な性質が変化することがないためである。

これらの点について、特に問題となる点は見当たらなかった。

（エ）消防ホース【消防署及び分署】

消防活動に消防ホースは不可欠のものであるため、消防署及び分署では多数の消防ホースを有している。消火活動あるいは訓練の放水時において、消防ホースの内部に水が溜まっている状態で、消防隊員が消防ホースを引きずると水で重くなった消防ホースの外側が傷つき劣化しやすい。外側が傷ついた消防ホースは、部分的に補修される。このような消防ホースは消火活動に使用すると危険なため、訓練でのみ使用されている。備品台帳には、取得日から 30 年以上経過した消防ホースが多数計上されているが、多くは上記の訓練用消防ホースである。それらは、取得時点と現時点で用途が異なることとなり、備品台帳に計上された時点の用途（消火活動に使用できるもの）とは、別に管理することが望ましい。消防ホースは、ホース台帳でその実在性が管理されているが、消防ホースの劣化しやすい性質を考慮して、現在では消防ホースは備品台帳に計上せず、消耗品で処理されている。取得時期により消防ホースの計上事務が異なっているが、過去に取得した消防ホースの処理を現在の方に合わせていくことが望ましい。備品台帳に計上されている消防ホースのうち訓練のみに使用される消防ホースについては、その取得時点で想定されている用途とは異なった用途で使用されているため、備品台帳に計上し続けず、除却処理を行うことが望ましい。

【意見 11】 訓練にのみ使用される消防ホースの取扱い

備品台帳に計上されている消防ホースのうち訓練のみに使用される消防ホースについては、その取得時点で想定されている用途とは異なった用途で使用されているため、備品台帳に計上し続けず、除却処理を行うことが望ましい。

(オ) 備品管理【消防署及び分署】

救命ボート（ゴムボート）配置状況

	配置年月日	積算価格（税抜き）
消防署		
谷中分署	平成 28 年 6 月 6 日	エイボン社 ERB380 750,000 円
蒲生分署	平成 27 年 2 月 18 日	アキレス FRB-380 600,000 円
間久里分署	平成 30 年 3 月 9 日	アキレス SEI-400 800,000 円
大相模分署	平成 27 年 2 月 18 日	アキレス SEI-400 800,000 円
大袋分署	平成 25 年 5 月 20 日	アキレス FRB-380 600,000 円

(出所:消防署資料)

各分署では、水難救助用にゴムボートが配備されているが、消防本部ではそれらを資機材搬送車と一体のものとして認識されている。資機材搬送車の積載器具として購入され、購入価格は資機材搬送車本体に含まれていることから、備品台帳には計上していない。しかし、これらのゴムボートは、資機材搬送車と物理的に区分され、資機材搬送車とは別々に使用することが可能である。また、資機材搬送車の除却後にも使用することを予定している。ゴムボートの実在性は、月 2 回の積載器具点検により積載器具点検表に基づき確認されており、その点では問題はない。備品台帳には、取得価格・残存価格・購入年月日・設置場所が記載されているため、これらの点についての管理も行われている。しかし、越谷市の備品管理台帳の計上ルールは、購入単価が 2 万円以上で一時的な使用により劣化しないものである。

資機材搬送車と一体ではない備品は、資機材搬送車とは別に備品として管理することが望ましい。

**【意見 12】 資機材搬送車の積載器具**

越谷市の備品管理台帳の計上ルールでは、備品として管理すべきものが、資機材搬送車の積載器具として管理されている。資機材搬送車と一体ではない備品は、資機材搬送車とは別に備品として管理することが望ましい。

## (2) 消防団員費

### ① 概要

事業名	消防団員費		
事業目的	地域防災力の中核となる消防団員への報酬		
事業概要	消防団員に係る共通事務経費等		
	1 団員報酬	422 人分	
	2 退職報償金	21 人分	
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
決算額(千円)	55,965	56,402	52,696

### ② 監査の手続

- (ア) 消防団員報酬の支払事務について検証した。
- (イ) 実施事業の概要を把握するとともに、関連する法令、条例、規則等を閲覧した。
- (ウ) 実施事業に係る支出行為負担書及び添付資料、支払明細書兼請求書（消防団員への団員報酬、退職報償金の支払いに係るものを含む）を入手して閲覧した。
- (エ) 警防課に質問した。
- (オ) 消防団員の名簿を閲覧し、人員構成・年齢・居住地・職場・職業・団員歴等の内容を検討した。
- (カ) 消防団の活動報告を閲覧し、その活動内容（消火活動、訓練、予防活動）を検討した。
- (キ) 消防団員へのアンケート調査結果を閲覧した。

### ③ 監査の結論

#### (ア) 消防団の団員数

##### i 条例定数と消防団員数

越谷市の消防団員数は、越谷市消防団条例第 3 条により以下のように規定されている。

(越谷市消防団条例)
第 3 条 団員の定数は、次の各号に掲げる団員の区分に応じ、当該各号に定める定数の合計数とする。
(1) 基本団員 450 人
(2) 機能別団員 (*) 30 人

(\*)機能別団員とは、市長が定める特定の消防事務に従事する団員であり、越谷市内の大学等に通学している学生または越谷市内に在住しており市外の大学等に通学している学生で構成されている。監査実施時点では、越谷市内の大学に通学する大学生のみで構成されている。

平成 31 年 4 月 1 日現在の消防団員数は 410 人であり、条例定数 480 人を下回っている。平成 23 年度から 10 年間における消防団員数の推移は次のとおりである。

過去 10 年間における消防団員数の推移

(各年度 4 月 1 日を基準とする)

年度	条例定数 (人)	実員数 (人)	充足率 (%)	内訳			
				基本団員		機能別団員	
				男	女	男	女
平成 23 年度	450	396	88.0	376	20		
平成 24 年度	450	399	88.7	377	22		
平成 25 年度	450	400	88.9	377	23		
平成 26 年度	450	392	87.1	368	24		
平成 27 年度	450	386	85.8	363	23		
平成 28 年度	450	390	86.7	366	24		
平成 29 年度	450	394	87.6	371	23		
平成 30 年度	480	410	85.4	371	25	5	9
令和元年度	480	410	85.4	362	24	4	20
令和 2 年度	480	401	83.5	354	27	4	16

(出所：消防年報)

平成 23 年度より消防団の実員数は条例定数を下回る状態が続いている。実員数を増やす取り組みとして平成 30 年 4 月に越谷市消防本部では学生機能別団員を設置し、これにより、平成 23 年度に 396 人であった実員数が令和 2 年度には 401 人に増加した。

ii 近隣他市との比較

近隣市町の消防団員の条例定数、団員数は以下のとおりである。

	越谷市	春日部市	草加市/八潮市	吉川市/松伏町	川口市
人口(人)	346,276	229,679	344,602	100,690	594,547
条例定数(人)	480	214	467	436	515
団員数(人)	410	191	426	405	427
人口/定数(人)	721	1,073	738	231	1,154
充足率 (団員数/条例定数)	85%	89%	91%	93%	83%
条例定数 /人口 1 万人あたり	14	9	14	43	9
団員数 /人口 1 万人あたり	12	8	12	40	7

(出所：各市条例、消防団現有勢力状況(平成 31 年 4 月 1 日現在：埼玉県作成資料))

(人口は令和 2 年 8 月 1 日現在)

越谷市と近隣市町との人口 1 万人あたり消防団員数を比較すると、草加市/八潮市と同程度であり、春日部市及び川口市より多い。なお、吉川市/松伏町は、近隣市町として比較して、消防団員数が著しく多い。越谷市の人口 1 万人当たり消防団員数は、近隣市町との比較では、特に問題となる点はない。消防団員の充足率については、川口市を除き、近隣市町よりもやや低い。この点については、越谷市内の大学生(文教大学、埼玉県立大学)に対し、機能別団員への加入を促し、卒業後に越谷市に居住あるいは勤務する場合には、消防団への入団を勧める等の対策を行っている。

学生機能別団員の概要は次のとおりである。

目的	消防団の更なる充実強化を図る
定員数	30 人
入団要件	以下のいずれかに該当する 18 歳以上の学生 ・越谷市内の大学等に通学する学生

	・越谷市外の大学等に在籍し、越谷市内に在住する学生
活動の内容	大規模災害時 指定避難所等における運営の補助活動 平 常 時 防災訓練、火災予防、消防団行事イベント PR 及び特別点検などに参加

### iii 消防団の配置

消防団の活動拠点となる消防団器具置場は、歴史的な経緯から昔からの農村区域に多く、新興住宅地には少ない傾向がある。そのため、越谷市のように東京のベッドタウンとして高度成長期に急激に人口が増加した都市では、人口分布と消防団器具置場の配置とが乖離していることがある。また、従前より存在する消防団には、人的な繋がりが重視され、新興住宅地の住民がボランティア活動として消防団への入団を希望しても、新しい住民が入団しづらい傾向のある分団もある。新興住宅地での消防団への加入を促し、充足率の向上を図ることが望ましい。

#### 【意見 13】 消防団員の充足率

越谷市消防団員充足率は、川口市を除く近隣市町に比較してやや低い。消防団としての適切な活動を行うためには、その団員数が条例定数を満たす必要がある。新興住宅地での消防団への加入を促し、充足率の向上を図ることが望ましい。

### iv 消防団活動の把握

警防課は、消防団員を消防団員名簿で管理している。消防団員名簿は、警防課担当職員がエクセルデータで作成し、パスワード管理している。団員の増減は、越谷市消防団条例に基づく辞令（団長：市長辞令、その他の団員：団長からの辞令）及び退団申請等に基づき、消防団員名簿に入力している。

消防団員には、越谷市消防団条例に基づき報酬が支給される。報酬には、階級に基づく年額報酬と活動実績に基づく費用弁償と旅費がある。この消防団報酬の支払事務は警防課が担当している。消防団の活動について、警防課では活動報告と支払明細書兼請求書を入手している。費用弁償に関しては、支払明細書兼請求書の請求印を確認の上、支払いを行っている。年額報酬は階級ごとに金額が定められており、休団中の団員には支給されない。警防課では消防団の活動報告を入手しており、年度の行事計画と合わせ消防団活動の概要を把握し、年額報酬を支払っている。活動報告は、分団の部ごとに毎月作成され、実施日、活動内容、団員名が記載されおり、参加した団員は○を記載する様式をとっている。活動報告を査閲したところ、月ごとで、行事(訓練、出動)への参加頻度が高い団員がいる一方で、活動実績の乏しい団員も確認された。団員により活動状況に違いがみられる。越谷市消防団条例によれば、消防団員であれば、休団手続をとらない限り年額報酬が支払われる。休団中の団員は報酬を受け取れないのに対し、休団手続をとらなければ、仮に活動実績がなくても年額報酬を受け取れることになる。年額報酬を支払う場合には、各団員の活動実績を確認する必要がある。

警防課によれば、令和3年1月に開催された分団長会議において、消防団活動の実績がない団員への対応について報告されている。これによれば、令和元年度に3名の団員に活動の実績がなかった。その理由は、越谷市外への一時的な転出や海外渡航とのことである。令和

2年4月1日の消防団員数は401人であり、このうち0.7%にあたる3人に活動実績がなく、99.3%にあたる398人には何らかの活動実績があったことになる。全体に占める割合は少ないが、令和元年度においても、消防団としては活動実績のない団員について把握し、①継続の意思確認をするか、②休団を勧めるか、③免職するかの対応をするべきであった。また、警防課は、年額報酬を支払う団員については消防団による①～③の対応を確認のうえ報酬を支払う必要があった。今後は、警防課は消防団による①継続の意思確認、②休団勧奨、③免職の対応を確認したうえ報酬を支払う必要がある。

**【監査の結果3】消防団員への年額報酬の支払い**

警防課は、消防団による①継続の意思確認、②休団勧奨、③免職の対応を確認したうえ報酬を支払う必要がある。

(イ) 消防団員の報酬

越谷市の消防団員の報酬は、越谷市消防団条例第12条により以下のように規定されている。

(越谷市消防団条例)

第12条 団員には、次の報酬を支給する。ただし、休団中の団員には、報酬を支給しない。

報酬(年額)

団長	185,100円
副団長	137,200円
分団長	100,900円
副分団長	82,200円
部長	70,800円
班長	59,300円
上記以外の基本団員	53,100円
機能別団員	10,000円

また、越谷市と近隣市町の消防団員の報酬についての比較は以下のとおりである。

(単位：円)

	越谷市	春日部市	草加市/八潮市	吉川市/松伏町	川口市
団長	185,100	140,000	171,000	175,000	104,200
副団長	137,200	115,000	133,500	132,000	86,100
分団長	100,900	100,000	104,000	105,000	64,000
副分団長	82,200	93,000	87,000	90,000	51,300
部長	70,800	88,000	73,500	75,500	41,100
班長	59,300	83,000	61,500	61,000	37,000
団員	53,100	78,000	56,500	52,000	36,500

(出所：各市条例)

越谷市と近隣市町との消防団員の報酬を比較すると、団長及び副団長の報酬が近隣市町に比較してやや高いことを除けば、著しい特徴はない。

消防団員の報酬については、半期ごとに支出負担行為兼支出命令書に基づき、各団員の個人口座に報酬が振り込まれる。また、訓練、災害出動を行った場合には、支払明細書兼請求書に基づき支出負担行為兼支出命令書が作成され、同書に基づき、各団員の個人口座に費用弁償として（市内の場合には1日あたり2,500円、市外の場合には1日あたり2,600円）が振り込まれる。

これらの点について、特に問題となる点は見当たらなかった。

(ウ) 消防団の活動状況

i 活動状況

令和元年度における越谷市消防団の活動状況は次のとおりである。

	出動延べ回数 (回)	出動延べ人数 (人)	出動延べ人数(人) /消防団員数(人)
火災	21	237	0.59
風水害等の災害	0	0	0.00
演習・訓練等	357	3,586	8.94
広報・指導	2	10	0.02
特別警戒	226	834	2.08
誤報等	2	24	0.06
その他(*)	774	3,635	9.06
合計	1,382	8,326	20.76

(\*)その他：行事、研修、会議、応急手当の指導、消防音楽隊の演奏・練習等

(出所：警防課資料から監査人作成)

越谷市においては、火災への対応は常備消防が迅速に行っている。このため、越谷市消防団の平時の活動としては、演習・訓練等、行事・研修・会議等が中心になっている。

ii 年間行事の状況

令和元年度における越谷市消防団の年間行事の状況は次のとおりである。

	消防団行事	統一訓練	新人研修	女性消防団員 (さくら)
4月	辞令交付式 分団長会議	訓練礼式及び 中継送水訓練	新入団員 基礎教育	辞令交付式 新入団員基礎教育
5月	利根川水系水防演習 レイクタウン防災フェス 越谷花火大会		新入団員 現地基礎教育	さくら分団定例会(会議・研修) レイクタウン防災フェス
6月	分団長会議	訓練礼式 消防ポンプ操法 (夏季訓練要領)		新入団員現地基礎教育 さくら分団定例会(会議・研修)
7月	夏季特別訓練			夏季特別訓練
8月	団幹部視察研修会	消防ポンプ の運用	規律訓練 応急手当講習会 (支部研修会)	さくら分団応急手当研修
9月	支部研修会 (総合体育館)			
10月	分団長会議 越谷市民まつり	訓練礼式 (特別点検要領)		女性消防消防団員特別研修 (消防学校) さくら分団定例会(会議・研修)

	消防団行事	統一訓練	新人研修	女性消防団員 (さくら)
11月	消防特別点検 火災予防運動			
12月	歳末特別警戒	救助訓練 救急訓練	基礎教育研修 (県消防学校)	基礎教育研修 (県消防学校)
1月	分団長会議 総合防災訓練			さくら分団視察研修
2月	消防団巡視	火災防ぎよ 運行管理		
3月	火災予防運動			さくら分団定例会(会議・研修)

(出所:警防課作成資料)

消防団の訓練は、消防署・各分署が指導にあっている。2か月に1度の割合で実施される統一訓練は、消防団の意向も参考としながら消防署の中隊長、分署長が訓練計画を作成している。

### iii 訓練の充実

越谷市消防団の場合、6回の統一訓練のうち4回は火災対応の訓練になっている。この点、越谷市消防団は消火活動、火災現場での後方支援に重点を置いていると思われる。

「消防団の実態に関するアンケート」によれば、今後、重要性が増すと考えられる活動として、団体規模に関わらず、大規模災害活動、風水害等に係る活動、大規模災害を想定した防災訓練をあげた団体が多い結果となっている。また、大規模災害時の活動として重要性が増すと考えられる活動としては、団体規模にかかわらず、避難誘導、消火活動、救助活動、応急救護活動、情報収集及び伝達、住民の安否確認が多く挙げられている。

消防団に期待される役割は変化(多様化)しており、消防団の中核となる基本団員については、災害時に求められる多様な役割を十分に果たすことができるよう、その質の確保も重要と思われる。このため、操法訓練に加え、その他災害時に求められる多様な役割を果たすために必要な知識・技術を身につけるための訓練等をバランスよく行うことが望まれる。

災害に備えた訓練の例として、救助活動のためのチェーンソー等の資機材の取扱の訓練、水害を想定した水防工法の訓練、応急手当の訓練等が想定される。

このため、事務分掌で消防団及び消防団員に関することを担当する警防課を中心に、消防署・各分署、消防団は期待される役割と団員の訓練について協議し、訓練のあり方については、求められる役割に応じて定期的に見直していくことが期待される。

### (エ) 女性の参加

女性基本団員は全市を活動対象範囲とする「さくら分団」に所属している。地域の消防団に加入を希望する女性もいるが、消防団器具置場の現状(トイレ、着替えの場所)により、女性は地域の消防団に加入しづらい状況があった。令和元年度の建替対象となった川柳分団第2部器具置場では、女性から地域の消防団への入団希望があったため、女性が加入しやすいように、着替え場所を確保できるようにアコーディオンカーテンの設置等がなされている。なお、同年度に建替対象となった新方分団第2部器具置場では、女性の入団希望者がなく、分団長より上記のような要請がなされなかったため、アコーディオンカーテンの設置等は行われなかった。

(追加的な設置は可能。)

災害対応や避難所運営補助について女性の視点を取り入れることが必要であり、地域防災に対する女性の参加を促すため、既存の消防団器具置場の手直しや建替の際には、複数トイ



レの設置や着替え場所の確保等により、女性が地域の消防団に加入できる状況を確保することが望まれる。

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた重点取組事項について」（令和元年12月13日消防地第288号消防庁長官通知）においても、以下の記載がある。

「令和9年3月末日までに消防団員に占める女性の割合が10%に達するよう（中略）、早急に取り組むこと」

年度	条例定数 (人)	実員数 (人)	充足率 (%)	内訳				実員数における 女性比率 (%)
				基本団員		機能別団員		
				男性	女性	男性	女性	
平成23年度	450	396	88.0%	376	20			5.1%
平成24年度	450	399	88.7%	377	22			5.5%
平成25年度	450	400	88.9%	377	23			5.8%
平成26年度	450	392	87.1%	368	24			6.1%
平成27年度	450	386	85.8%	363	23			6.0%
平成28年度	450	390	86.7%	366	24			6.2%
平成29年度	450	394	87.6%	371	23			5.8%
平成30年度	480	410	85.4%	371	25	5	9	8.3%
令和元年度	480	410	85.4%	362	24	4	20	10.7%
令和2年度	480	401	83.5%	354	27	4	16	10.7%

(出所：消防年報 令和2年版)

越谷市では、平成30年度より、機能別団員を設立し、越谷市内に存在する2つの大学（埼玉県立大学、文教大学）の学生に消防団への参加を呼び掛けている。特に、看護系学部のある大学であり、女性比率が高い埼玉県立大学の学生が加入したため、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた重点取組事項について」で提示されている数値目標を令和元年度は達成することができた。なお、同大学の学生は、応急処置等の大学での知見を活用できるため、消防団活動への参加意識も高い。

#### 【意見14】女性の参加

越谷市は機能別団員の設立2年後以後、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた重点取組事項について」（令和元年12月13日消防地第288号消防庁長官通知）に定められた女性の入団比率10%を達成している。一方で、基本団員の女性の入団比率は、令和2年度で、6.7%と10%を下回る。今後は、基本団員においても、女性の入団比率が10%を達成するように、地域の消防団への入団についての勧誘や女性が消防団員として活動することの配慮等を行うことが望まれる。

### (3) 消防団活動費

#### ① 概要

事業名	消防団活動費														
事業目的	消防団の活動のために必要となる資機材の整備														
事業概要	<p>地域住民の安全・安心を確保するため、消防団による防災活動に必要な資機材の整備を行った。</p> <p>当該年度に購入した資機材は以下のとおりである。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>(1) 小型動力消防ポンプ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>(2) 携帯型簡易無線機</td> <td>94台</td> </tr> <tr> <td>(3) 油圧切断機</td> <td>9台</td> </tr> <tr> <td>(4) エンジンカッター</td> <td>9台</td> </tr> <tr> <td>(5) チェーンソー</td> <td>10台</td> </tr> <tr> <td>(6) ジャッキ</td> <td>14台</td> </tr> </table>			(1) 小型動力消防ポンプ	2台	(2) 携帯型簡易無線機	94台	(3) 油圧切断機	9台	(4) エンジンカッター	9台	(5) チェーンソー	10台	(6) ジャッキ	14台
(1) 小型動力消防ポンプ	2台														
(2) 携帯型簡易無線機	94台														
(3) 油圧切断機	9台														
(4) エンジンカッター	9台														
(5) チェーンソー	10台														
(6) ジャッキ	14台														
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度												
決算額(千円)	13,668	12,719	26,356												

#### ② 監査の手続

- (ア) 実施事業の概要を把握するとともに、関連する法令、条例、規則等を閲覧した。
- (イ) 実施事業に係る備品台帳、支出負担行為兼支出命令書及び添付資料を閲覧した。
- (ウ) 警防課に質問を実施した。
- (エ) 消防団器具置場に保管されている資料を確認した。
- (オ) 消防団器具置場に保管されている備品を実査した。

(実施個所 新方分団第2部器具置場、出羽分団第4部器具置場)

#### ③ 監査の結論

##### (ア) 備品管理

監査実施時点での備品台帳には、消防団に配備されている備品の設置場所は直近で購入した11品を除き、警防課で登録されている。これは、警防課で一括購入し、納品されていた備品について、本来であれば、各分団の器具置場に配備した時に設置場所を各分団とすべき作業の遅れが生じているためである。適切な備品管理のため、設置場所は適時に登録することが望まれる。

#### 【監査の結果4】消防団に配備されている備品の設置場所の登録

消防団に配備されている備品について、直近で購入した11品を除き、その設置場所が警防課とされているが、備品の適切な管理のため、備品の設置場所は当該備品が配備された場所とする必要がある。

#### (イ) 小型動力ポンプ

消防団に配備されている小型動力ポンプ 23 台のうち 10 台については、生産終了から 10 年を経過している（令和 2 年 4 月 1 日現在）。それらの小型動力ポンプは、その交換部品の入手が困難であり、故障した場合の修理が難しい状況にある。この 10 台は、消防ポンプ自動車に 6 台（予備として）、搬送車に 4 台配備されている。

消防ポンプ自動車は、ポンプ機能を有しており、上記 6 台は予備として配備されている。搬送車は、ポンプ機能を有していないため、上記 4 台が故障した場合には、消防ポンプ自動車に配備されているものと交換する必要がある。

今後、小型動力ポンプは、年間 2 台ずつ更新されるため、搬送車に配備されている小型動力ポンプも今後 2 年間で更新される予定である。これらの点について、特に問題となる点はなかった。

#### (ウ) 備品購入費の内訳

当期の消防団活動費のうち備品購入費は、14,857,920 円であり、その内容は上述のとおりである。購入仕様書、業者選考・見積開札記録書、納品書、支出負担行為書、請書、納品書、支出命令書等を開覧し、備品購入手続きを確認した。これらの点について、特に問題となる点はなかった。

#### (エ) 備品の管理

消防団器具置場に保管されている備品を実査し、以下の点を確認した。

##### i エンジンカッターについて

2020 年 2 月に購入したエンジンカッターについて、視察時点では段ボールに梱包されたままであった。これは、消防団器具置場に配備されたエンジンカッターが消防署及び分署に配備されたものと同レベルであり（性能及び消防職員の指導を考慮して選定している。）、その操作の指導を受けることなく消防団員が訓練等で使用することは危険なためである。

警防課にエンジンカッターの訓練計画について質問したところ、視察時点では年内に実施予定であったが具体的な日程は未定とのことであった。消防団器具置場に配備された物品のうち、消防職員による消防団員への操作指導が必要なものについては、策定した計画に基づき操作指導及び訓練を行い、有効に活用することが望まれる。

消防団器具置場	新方分団第 2 部
備品番号	0000702195
品名	エンジンカッターハスクバーナー K770
購入日	2020 年 2 月 20 日
金額（円）	214,500

（出所：備品台帳）

**【意見 15】 消防団器具置場に配備された物品の有効利用**

消防団器具置場に配備された物品のうち、消防職員による消防団員への操作指導が必要なものについては、策定した計画に基づき操作指導及び訓練を行い、有効に活用することが望まれる。

**(4) 消防団施設管理費**

① 概要

事業名	消防団施設管理費		
事業目的	災害時の消防活動拠点施設として、消防団器具置場の機能を維持するため		
事業概要	地域における災害時の活動拠点施設である消防団器具置場の適切な維持管理を行った。 ⇒消防団器具置場 42 か所		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
決算額(千円)	1,655	2,133	1,733

② 監査の手続

- (ア) 消防団施設についての概要を把握するとともに、関連する法令、条例、規則等を閲覧した。
- (イ) 消防団施設に係る登記簿謄本、土地賃貸借契約書を閲覧した。
- (ウ) 警防課に質問を実施した。

③ 監査の結論

(ア) 消防団器具置場に使用している土地の権利関係

消防団器具置場に使用している土地（42 か所）について、当該土地の登記簿、土地賃貸借契約書を閲覧し、その権利関係を確認した。確認の結果、以下の問題が検出された。

i 無償使用の土地についての契約

以下の土地については、越谷市はその所有者より土地を無償で借りているものの、当該土地についての無償使用に係る契約書が作成されていなかった。

分団名	部名	所有者
大袋	3	(宗) 稲荷神社

(出所：外部監査人作成)

当該土地の消防団器具置場としての権利関係の安定化のため、無償使用についても越谷市と所有者との間で契約を締結し、契約書を作成する必要がある。

ii 越谷市としての登記が未了の土地

以下の土地については、登記簿の記載が越谷市ではなく、事実上の地域の共有財産とされているものであった。これらの土地を公共施設マネジメント推進課では、公有財産として登録している。

分団名	部名	所有者
桜井	1	大字大里
桜井	5	大字平方
出羽	2	大字大間野

(出所：監査人作成)

当該土地の消防団器具置場としての権利関係の安定化のため、越谷市として登記を行う必要がある。

**【監査の結果 5】 土地賃貸借契約、登記**

消防団器具置場として使用している土地について、所有者と書面による賃貸借契約が締結されていない土地が1件、登記が行われていない土地が3件あった。消防団器具置場としての権利関係の安定化のため、賃貸借契約の締結あるいは登記を行う必要がある。

(イ) 消防団器具置場の耐震性

消防団器具置場について、耐震診断を行っていないものは、以下のとおりである。

施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造
桜井分団第2部器具置場	昭和55年	9.72	木造
大袋分団第3部器具置場	昭和47年	19.44	木造
荻島分団第2部器具置場	昭和55年	9.72	木造
出羽分団第3部器具置場	昭和53年	9.72	木造
蒲生分団第4部器具置場	昭和53年	9.72	木造
大相模分団第2部器具置場	昭和52年	24.57	木造
増林分団第4部器具置場	昭和43年	9.72	木造

(出所：越谷市公共施設等総合管理計画 第1次アクションプラン)

上記の消防団器具置場は、昭和56年の建築基準法改正以前に建築されたものであり、現在の耐震基準を満たさない可能性が高い。現在の耐震基準では、中規模地震（震度5強程度）に対してほとんど損害を受けず、大規模地震（震度6強～震度7程度）に対して人命に危害を及ぼす倒壊等の被害を生じないことを目標としている。したがって、上記の消防団器具置場は、地震で損害あるいは倒壊等の被害が生じる可能性がある。

消防組織法第8条によれば、「市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。」とされている。また、同法6条には、「市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。」とある。非常備消防も市が主体となり体制を整えるべき事業である。

消防団器具置場について耐震性能を確認する必要がある。消防団器具置場の地域の防災拠点としての役割を十分に果たせるよう個別施設計画のなかで検討するべきである。

**【監査の結果 6】 消防団器具置場の建物の耐震性能の確認**

消防団器具置場について耐震性能を確認する必要がある。消防団器具置場の地域の防災拠点としての役割を十分に果たせるよう個別施設計画のなかで検討するべきである。

## (5) 消防団施設整備事業

### ① 概要

事業名	消防団施設整備事業		
事業目的	災害時の活動拠点施設として、消防団器具置場の機能を確保する		
事業概要	地域における災害時の活動拠点施設である消防団器具置場の建替えを行った。 ⇒ 1 新方分団第2部器具置場（建替え） 2 川柳分団第2部器具置場（建替え）		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
決算額(千円)	48,781	2,103	53,065

### ② 監査の手続

- (ア) 消防団施設整備事業に関する事業の概要を把握するとともに、関連する法令、条例及び規則等を閲覧した。
- (イ) 消防団施設整備事業に関する事業に係る工事設計書、建設工事請負契約書、支出負担行為確認書等を閲覧した。
- (ウ) 警防課に質問を実施した。
- (エ) 消防団器具置場を視察した（新方分団第2部器具置場、出羽分団第4部器具置場）。

### ③ 監査の結論

#### (ア) 消防団器具置場の建替えスケジュール

築30年以上経過した消防団器具置場（木造あるいは鉄骨構造）は、以下のとおりである。

分団名	部名	建築日	構造	備考
桜井	2	1980/12/27	木造	
大袋	3	1973/2/15	鉄骨	
荻島	2	1980/12/27	木造	
出羽	2	1988/3/18	木造	
出羽	3	1978/9/16	木造	更新計画あり
出羽	4	不明	木造	更新計画あり
蒲生	4	1978/9/16	木造	
川柳	1	1983/1/1	木造	更新計画あり
大相模	2	1977/11/19	木造	更新計画あり
増林	4	1968/11/9	木造	
新方	1	1983/3/22	木造	

(出所：越谷市公共施設等総合管理計画 第1次アクションプラン)

また、消防団器具置場の更新計画は、以下のとおりである。

年度	分団名	部
令和2年度	出羽	4
令和3年度	川柳	1
令和4年度	越ヶ谷	2
令和5年度	大相模	2
令和6年度	出羽	3
令和7年度	大沢	1

(出所：警防課作成資料)

越谷市は、老朽化した消防団器具置場について、順次、建替えを行うこととしており、年間で1棟の建替えを計画している。また、建替え対象の消防団器具置場は、以下の基準に基づき、選定している。3番目の基準は、地域の消防団としての継続性を考慮したものである。

- ・老朽化の程度
- ・150㎡以上の敷地あるいは代替地があること
- ・現在の消防団器具置場の近接地

越谷市全体で消防団器具置場は、全部で42か所あるため、年間1棟ずつを建替える場合、すべての建物の更新には、42年かかることとなる。なお、越谷市としては、木造建造物については20年ごとに改修し、60年で建て替える計画である。

今後の消防団の役割として、従来の消火活動に加えて地域の防災活動への貢献も期待されることに対応して、その防災拠点としての役割を考えれば、今後の消防団器具置場の建替えの際には、上記の基準のほかに各分団の担当地域をカバーできるかどうかの観点を含めて、建替えスケジュールを検討する必要があると考えられる。また、消防団器具置場の位置については、伝統的な商業市街地と農業区域に設置されており、近接地への移転を除き、数十年にわたりその位置は基本的に変更されていないため、越谷市内の新興住宅地の開発に伴い、現在の越谷市の人口分布とは異なる部分もある。

#### 【意見16】消防団器具置場の移転地

消防団器具置場の移転については、地域の消防団としての継続性を考慮して近接地に移転されることが多いが、現在の消防団器具置場の位置は、数十年にわたり基本的に変更されていないため、現在の越谷市の人口分布と相違する場合がある。今後の移転については、この点についても考慮することも望まれる。



【市内の消防団器具置場】



#### (イ) 消防団器具置場の建替え手続

令和元年度における消防団器具置場の新設工事は、以下の2件である。

件名	完成年月日	契約金額 (税込 円)	契約金額 (税抜 円)
新方分団第2部器具置場新設工事	令和元年9月24日	25,920,000	24,000,000
川柳分団第2部器具置場新設工事	令和2年3月19日	26,345,000	23,950,000

(出所：外部監査人作成)

越谷市は、消防団器具置場について、建設コスト削減のため、平成23年度に標準フォーマットを導入している。同年以降建設された消防団器具置場の基本的な構造は同じである。令和元年度に建設された上記2件の建設コストはほぼ同じであり、差異は消費税率の差異である。

新方分団第2部器具置場新設工事の契約日が令和元年5月20日であるのに対し、川柳分団第2部器具置場新設工事の契約日は令和元年11月18日であるため、それぞれの消費税率は、8%、10%である。契約方法は、いずれも一般競争入札によっている。いずれの器具置場も木造2階建て、延床面積は86.92㎡である。上記2件の新設工事に係る工事設計書、建設工事請負契約書、支出負担行為確認書等を閲覧した。これらの点について、特に問題となる点はなかった。

#### (ウ) 消防団器具置場の建替え時の考慮事項

越谷市は、消防団器具置場について、建設コスト削減のため、平成23年度に標準フォーマットを導入し、同年以降建設された消防団器具置場の基本的な構造は同じである。また、その耐震基準は耐震等級1である。

消防団器具置場の耐震性能について、越谷市としては、一般住宅に適用される通常の耐震性能を満たしていれば、耐震構造を有していると考えている。

消防団の役割が初期消火に加え地域の防災活動に拡大していくに伴い、消防団器具置場についても各地区の防災拠点としての役割を果たすことが考えられる。このため、消防署と同レベルの耐震等級3を有することが望ましいが、建設コストを考えると少なくとも災害時の避難所として指定されるレベルの耐震等級2を有することが望まれる。

今後の消防団の役割が初期消火活動に加え地域の防災活動に拡大することに対応して、その拠点としての役割を考えれば、今後の消防団器具置場の建替えの際には、より高い耐震性能を有する構造に建替えることも検討することが望ましい。

耐震等級1～3の内容は、以下のとおりである。

##### ●耐震等級1

耐震等級1は、建築基準法で定められた、建物に備わっているべき最低限の耐震性能を満たしていることを示すもので、震度6強から7に相当する、数百年に一度起こる大地震に耐える強度を持つように構造計算されている。

耐震等級1であれば、震度5程度の、数十年に一度の頻度で発生する地震に際しては、建物の損傷防止に効果があるとされている。

##### ●耐震等級2

耐震等級2は、上で示した耐震等級1の1.25倍の倍率の耐震強度があることを示している。「長期優良住宅」として認定されるには、耐震等級2以上の強度を持たねばならない。

災害時の避難場所として指定される学校や病院・警察などの公共施設は、必ず耐震等級 2 以上の強度を持つことが定められている。

●耐震等級 3

耐震等級 3 は、耐震等級 1 の 1.5 倍の耐震強度があることを示している。住宅性能表示制度で定められた耐震性の中でも最も高いレベルであり、災害時の救護活動・災害復興の拠点となる消防署・警察署などは、その多くが耐震等級 3 で建設されている。

**【意見 17】 消防団器具置場の耐震の高度化**

今後の消防団の役割が初期消火活動に加え、地域の防災活動に拡大することに対応して、その拠点としての役割を考えれば、今後の消防団器具置場の建替えの際には、より高い耐震性能を有する構造に建替えることも検討することが望ましい。

## (6) 常備消防車両等整備事業

### ① 概要

事業名	常備消防車両等整備事業		
事業目的	【警防課】 複雑多様化する各種災害に迅速かつ的確に対応する。		
事業概要	【警防課】 計画的に消防車両を更新した。 ⇒ 1 25m級屈折はしご付消防自動車（越谷はしご2号車） 2 資機材搬送車（越谷搬送4号車）		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
決算額(千円)	125,161	137,230	192,907
【警防課】	70,686	108,621	164,769
【救急課】	54,475	28,609	28,138

### ② 監査の手続

- (ア) 消防車両等整備事業に関する事業の概要を把握するとともに、関連する法令、条例及び規則等を閲覧した。
- (イ) 消防車両等整備事業に係る入札記録書、製造請負仕様書、製造請負契約書、支出負担行為書、支出命令書を閲覧した。
- (ウ) 警防課に質問を実施した。

### ③ 監査の結論

#### (ア) 車両更新計画

警防課では、以下のように車両の更新を計画している。

年度	消防車両（更新年度）
令和4年度	① 越谷救助2号車（平成17年度）
	② 越谷指揮1号車（平成18年度）
令和5年度	③ 越谷2号車（平成20年度）
令和6年度	④ 大相模1号車（平成21年度）
令和7年度	
令和8年度	⑤ 大相模2号車（平成23年度）
	⑥ 間久里2号車（平成23年度）
令和9年度	⑦ 間久里1号車（平成24年度）
	⑧ 越谷救助1号車（平成24年度）
令和10年度	⑨ 越谷1号車（平成25年度）
	⑩ 越谷特消1号車（平成25年度）
令和11年度	⑪ 谷中2号車（平成26年度）
	⑫ 越谷輸送1号車（平成26年度）
令和12年度	

(出所：警防課資料)

また、更新年数は、以下のとおりである。

車両別	更新年数
消防ポンプ自動車 化学車 救助工作車	15年
梯子車 資機材搬送車等	20年

(出所：越谷市消防本部資料)

民間企業の固定資産の耐用年数を決定する際に採用される「機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表（減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表）」の特殊自動車のうち消防車、救急車等の耐用年数は5年であるため、上記の更新年数はそれよりも長い。

消防車両（消防ポンプ車、梯子車等）は、業務活動（消防署間の移動）、巡回、点検、訓練、道を覚えるための路上走行等により、出火による出動以外の走行が多い。

老朽化が進むと修理コストがかかり、また、緊急出場時に故障があった場合、市民の生命、財産を保護できないため、梯子車については、運用開始から7年目とし、その後は5年間に1回または作動時間1,500時間の頻度で、車両のオーバーホールを行っている。この点について、特に問題となる点はなかった。

#### (イ) 車両更新手続

令和元年度に配備された「25m級屈折はしご付き消防自動車」についての入札記録書、製造請負仕様書、製造請負契約書、支出負担行為書、支出命令書を閲覧し、その手続の内容を確認した。

「25m級屈折はしご付き消防自動車」の概要は、以下のとおりである。

件名	25m級屈折はしご付き消防自動車
発注先	株式会社 モリタ
契約金額	148,500,000円（消費税込）
契約方式	競争入札
契約日	令和元年5月27日
納品日	令和元年12月23日

(出所：支出負担行為書)

上記の車両の更新が、製造請負契約となっているのは、以下の理由による。

消防車両は、車両本体は同じものを使用しているが、各地の消防本部によって艤装（車体に取り付ける装備等）は異なる。全国の消防本部で同じ傾向にあり、越谷市でも同様にメーカーに対して仕様を伝えて発注しているため、契約が製造請負契約となっている。

少なくとも地理的な条件や人口規模・都市形態・地理的条件が似ている草加・八潮、春日部、三郷等とは共通化できるように思えるが、上述のとおり、消防車両の更新年数が長いことから、その間の資機材の進化に伴い、艤装が変化し、近隣市町においても消防車両の標準化は困難である。一方で、消防車両の高度化によりその価額は上昇している。

**【意見 18】 消防車両の標準化**

消防車両及び資機材の高度化にともなう価額の上昇していることから、高度な消防車両及び資機材を従来どおりの更新年度で更新を行うためには、人口規模・都市形態・地理的条件が似ている近隣市町と協力して、ある程度の消防車両の標準化を進めていくことが望まれる。

(ウ) ライフサイクルコストの見積

消防車両の更新は、その製造請負契約について競争入札で決定されるため、ライフサイクルコストをその際に考慮することが困難な状況にある。特に高度な消防車両である梯子車は運用開始から7年目とし、その後は5年間に1回または作動時間1,500時間の頻度でオーバーホールが予定されており、そのオーバーホールには多額の費用が見込まれる。現状では、車両本体及び資機材の高度化や消防車両の個別化により、オーバーホールの費用を正確に見積もることができていない。

消防車両及び資機材の高度化による高価格化と更新期間が長いことに起因するオーバーホール費用の高額化に対して、過去の越谷市消防本部のデータの活用及び近隣市町の消防本部との情報交換により、オーバーホールの費用のデータを蓄積することで、ライフサイクルコストを正確に見積もることが望まれる。

(注) ライフサイクルコストとは、製品や構造物などの費用を、調達～使用～廃棄の段階をトータルして考えたものである。

**【意見 19】 ライフサイクルコストの見積**

現在は、消防車両の更新の際は、検討レベルではライフサイクルコストは考慮されているもの、最終的には製造請負契約についての競争入札で決定される。消防車両及び資機材の高度化による高価格化と更新期間が長いことからくるオーバーホール費用の高額化に対して、過去の越谷市消防本部のデータの活用及び近隣市町の消防本部との情報交換により、オーバーホールの費用のデータを蓄積することで、ライフサイクルコストを正確に見積もり、消防車両の更新の際に考慮することが望まれる。

## (7) 非常備消防車両等整備事業

### ① 概要

事業名	非常備消防車両等整備事業		
事業目的	地域における災害対応力を強化する		
事業概要	消防団の小型動力ポンプ付軽消防自動車を更新した。 ⇒ 1 小型動力ポンプ付軽消防自動車（大相模分団第3部）		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
決算額(千円)	0	19,980	7,999

### ② 監査の手続

- (ア) 非常備消防車両等整備事業に関する事業の概要を把握するとともに、関連する法令、条例及び規則等を閲覧した。
- (イ) 非常備消防車両等整備事業に関する事業に係る製造請負仕様書、製造請負契約書、支出負担行為書、支出命令書を閲覧した。
- (ウ) 警防課に質問を実施した。
- (エ) 近隣市町(草加市、八潮市、松伏町、吉川市、春日部市)の非常備消防車両の整備状況を確認し、越谷市と比較検討した。

### ③ 監査の結論

#### (ア) 車両配備の状況

越谷市消防団には、消防ポンプ自動車20台、小型動力ポンプ積載車22台が配備されている。その内訳は次のとおりである。なお、消防年報ではポンプ自動車、搬送車の配置年月日が記載されているが、分団が統合された場合には車両の移動日になっているため、ここでは初度登録年月日に置き換えて分析している。

#### 消防ポンプ自動車(20台)の状況

分団名	配置先	初度登録年月日	車名	車両
越ヶ谷	第1部	平成18年10月24日	越ヶ谷分団1号車	日野
	第2部	平成12年9月22日	越ヶ谷分団2号車	いすゞ
大沢	第2部	平成24年1月10日	大沢分団1号車	日野
桜井	第4部	平成15年10月15日	桜井分団1号車	いすゞ
	第5部	平成24年11月12日	桜井分団2号車	日野
大袋	第1部	令和2年1月30日	大袋分団1号車	いすゞ
	第4部	平成21年9月30日	大袋分団2号車	日野
荻島	第1部	平成25年10月2日	荻島分団1号車	日野
	第3部	平成16年1月26日	荻島分団2号車	いすゞ
出羽	第1部	平成13年10月19日	出羽分団1号車	いすゞ
	第5部	平成30年12月19日	出羽分団2号車	日野

分団名	配置先	初度登録年月日	車名	車両
蒲生	第 1 部	平成 24 年 10 月 24 日	蒲生分団 1 号車	日野
	第 2 部	平成 25 年 10 月 2 日	蒲生分団 2 号車	日野
川柳	第 2 部	平成 16 年 10 月 27 日	川柳分団 1 号車	日野
大相模	第 1 部	平成 12 年 1 月 21 日	大相模分団 1 号車	いすゞ
	第 2 部	平成 15 年 3 月 19 日	大相模分団 2 号車	いすゞ
増林	第 3 部	平成 24 年 1 月 10 日	増林分団 1 号車	日野
	第 5 部	平成 14 年 3 月 19 日	増林分団 2 号車	いすゞ
新方	第 2 部	平成 16 年 12 月 15 日	新方分団 1 号車	いすゞ
	第 3 部	平成 27 年 2 月 6 日	新方分団 2 号車	日野

(出所:消防年報)

#### 小型動力ポンプ積載車(22 台)の状況

分団名	配置先	初度登録年月日	搬送車/車名/型式
大沢	第 1 部	平成 9 年 7 月 20 日	ホンダ・V-HA3
桜井	第 1 部	平成 9 年 7 月 20 日	ホンダ・V-HA3
	第 2 部	平成 9 年 7 月 20 日	ホンダ・V-HA3
	第 3 部	平成 9 年 7 月 20 日	ホンダ・V-HA3
	第 6 部	平成 9 年 7 月 20 日	ホンダ・V-HA3
大袋	第 2 部	平成 25 年 3 月 18 日	スズキ・EBD-D64V 改
	第 3 部	平成 9 年 7 月 20 日	ホンダ・V-HA3
荻島	第 2 部	平成 9 年 7 月 20 日	ホンダ・V-HA3
出羽	第 2 部	平成 23 年 3 月 24 日	ホンダ・EBD-HA8
	第 3 部	平成 9 年 7 月 20 日	ホンダ・V-HA3
	第 4 部	平成 9 年 7 月 20 日	ホンダ・V-HA3
蒲生	第 3 部	平成 9 年 7 月 20 日	ホンダ・V-HA3
	第 4 部	平成 9 年 7 月 20 日	ホンダ・V-HA3
川柳	第 1 部	平成 9 年 7 月 20 日	ホンダ・V-HA3
大相模	第 3 部	令和元年 9 月 12 日	ダイハツ・EBD-S331W
	第 4 部	平成 9 年 7 月 20 日	ホンダ・V-HA3
増林	第 1 部	平成 23 年 3 月 24 日	ダイハツ・EBD-S331W
	第 2 部	平成 9 年 7 月 20 日	ホンダ・V-HA3
	第 4 部	平成 9 年 7 月 20 日	ホンダ・V-HA3
	第 6 部	平成 9 年 7 月 20 日	ホンダ・V-HA3
	第 7 部	平成 9 年 7 月 20 日	ホンダ・V-HA3
新方	第 1 部	平成 9 年 7 月 20 日	ホンダ・V-HA3

(出所:消防年報)

越谷市消防団の消防車両は、平成 9 年に配備された 18 台が最も多く、配置後 20 年を超えている。その後は断続的に 1~3 台更新している。

#### i 老朽化の弊害

消防車両の耐用年数は 5 年である。越谷市消防団に配備されている消防車両は配置後 20 年を超過しているものが最も多い。更新サイクルが長期化し耐用年数を大きく超える場合



には、修繕費等の経費が年々上昇すると同時に、災害現場で使用不可能となる可能性も危惧される。消防団員の活動の安全を図るためにも計画的に更新する必要がある。

### ii 消防組織法による定め

消防組織法第8条によれば、「市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。」とされている。また、同法6条には、「市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。」とある。非常備消防も市が主体となり体制を整えるべき事業である。災害発生時の被害を最小限に抑えるためには、消防団に配備されている資機材についても計画的に更新整備することが必要と考えられる。過度なコスト削減は地域の防災力の低下を招きかねない。

### iii 近隣他市町との比較

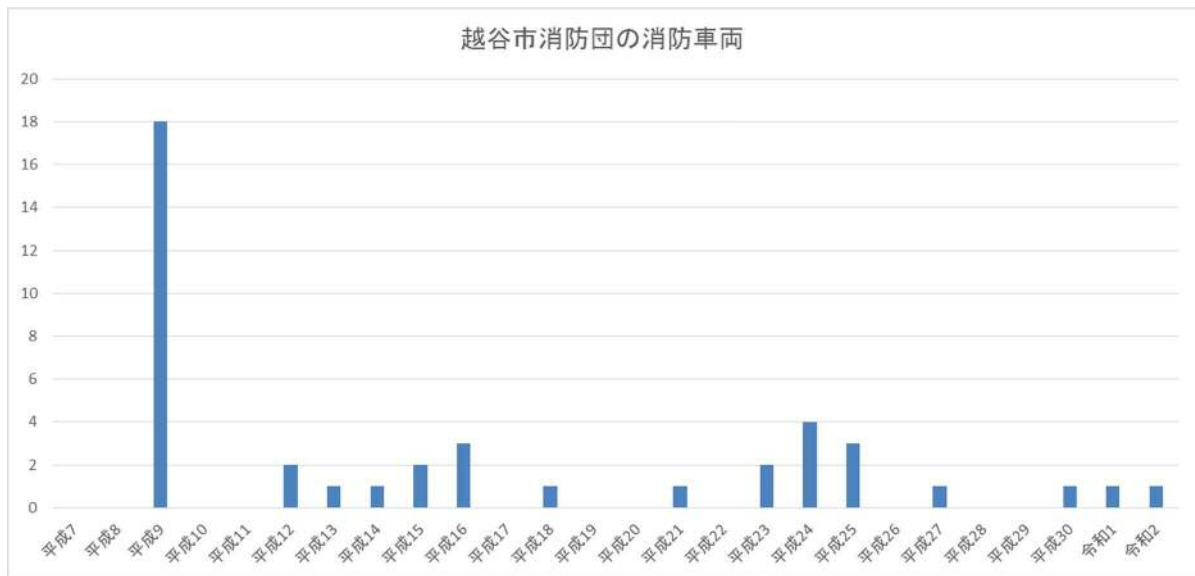
越谷市消防団の消防車両の配備年と台数を近隣他市町(春日部市、草加市、八潮市、松伏町、吉川市、三郷市)と比較した。結果は以下のとおりである。(単位:台)

越谷	年	春日部	草加	八潮	松伏	吉川	三郷	合計
	平成7					2		2
	平成8					2		2
18	平成9							
	平成10							
	平成11					1		1
2	平成12						2	2
1	平成13							
1	平成14	1					4	5
2	平成15	1					1	2
3	平成16	1	2					3
	平成17	1	1	2	1			5
1	平成18	2	1	2				5
	平成19	1	1	2				4
	平成20	1		2			3	6
1	平成21	1	2	2			1	6
	平成22	2	2	1			6	11
2	平成23							
4	平成24	2				1		3
3	平成25		1	1		1	1	4
	平成26	1	1	1	1	1		5
1	平成27			1	1	2		4
	平成28			1	1	1	3	6
	平成29			1	1	1	2	5
1	平成30		1	1	1	1		4
1	令和1		2	2	1	1		6
1	令和2						1	1
42	合計	14	14	19	7	14	24	92

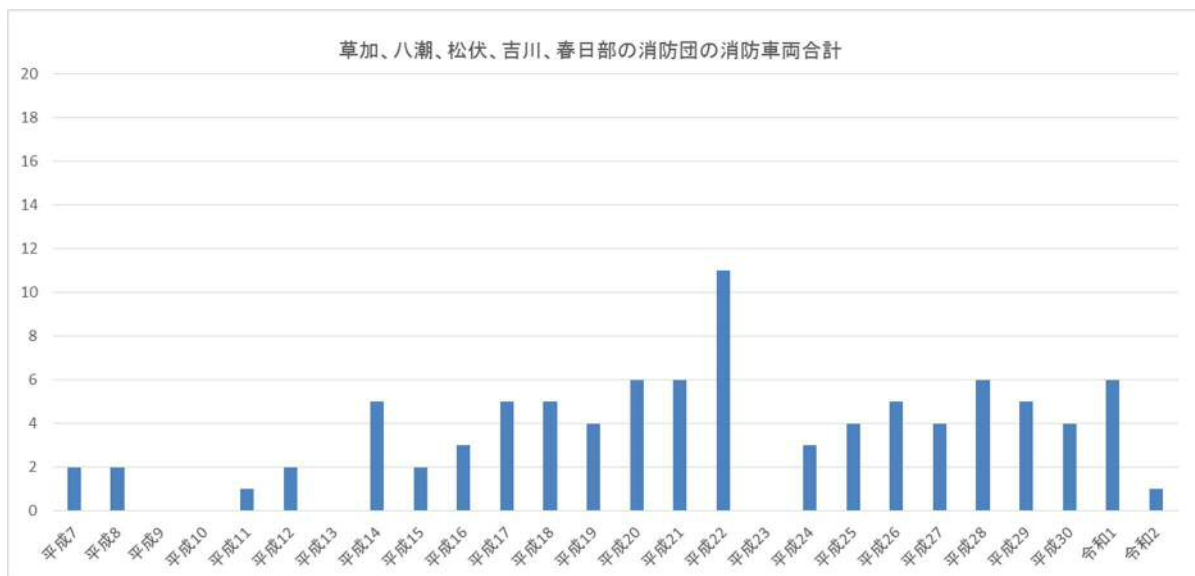
(出所:各消防本部の消防年報)

近隣市町では平成14年以降に配備された車両が多く、概ね20年の間に更新投資している。これに対して、越谷市消防団の車両については、平成9年に配備した18台が最も多く、24年が経過している。

(単位:台)



(単位:台)



老朽化の弊害、消防組織法第6条、第8条による定め、近隣他市における非常備消防車両の配備状況を踏まえ、越谷市消防団に配備されている車両を計画的に更新整備する必要がある。

**【監査の結果7】非常備消防車両の計画的な更新**

越谷市消防団に配備されている車両を計画的に更新整備する必要がある。

#### (イ) 消防ポンプ自動車の運用

消防団に配備されている消防ポンプ自動車は、マニュアル車 (MT 車) である。近年は、オートマ車 (AT 車) 限定免許の保有者は少なくないために、当該事情が消防団の加入の際に障壁となることもある。上記の事実を考慮し、車両の更新については、AT 車を計画的に更新することが望まれる。

#### 【意見 20】 消防ポンプ自動車の AT 車化

消防団に配備されている消防ポンプ自動車は、マニュアル車 (MT 車) であるが、近年は、オートマチック車 (AT 車) 限定免許の保有者は少なくないために、AT 車を計画的に更新することが望まれる。

#### (ウ) 車両及び資機材の日常点検記録

消防団の各分団(女性分団であるさくら分団を除く)には、1 台～2 台の消防ポンプ自動車が配備されている。消防団に配備されている消防ポンプ車及び資機材については、定期的に消防団員により点検されている。なお、その点検記録は警防課に提出され、消防団器具置場には保存していない分団が多い。(蒲生分団第 3 部は保存している。)

この点について、特に問題となる点はない。

#### (エ) 車両更新手続

令和元年度に配備された「小型動力ポンプ付軽消防自動車」についての製造請負仕様書、製造請負契約書、支出負担行為書、支出命令書を閲覧した。

概要は、以下のとおりである。

件名	小型動力ポンプ付軽消防自動車
発注先	東京物産株式会社 埼玉営業所
契約金額	7,999,894 円 (消費税込み)
契約日	令和元年 5 月 20 日
完了日	令和元年 9 月 26 日
完了報告日	令和元年 11 月 28 日
確認日	令和元年 12 月 2 日

(出所：支出負担行為書)

上記の完了日と完了報告日の間の期間が約 2 か月あったのは、取引先が完了報告兼確認書を警防課に提出するまでに時間がかかったためである。また、消防ポンプ自動車は、消防署及び分署で使用される消防車両と同様に請負契約で発注されている。警防課によれば、消防ポンプ自動車は基本的に最低限の装備で購入しているが、団員が高齢化している現状を踏まえ、装備品の軽量化等消防団の意見を考慮したとのことである。

## (8) 消防水利整備事業

### ① 概要

事業名	消防水利整備事業		
事業目的	火災から市民の生命、身体及び財産を守る		
事業概要	消火活動に必要な消防水利の整備及び維持管理を行う。 ⇒ 1 消火栓の新設・移設 2 老朽化した防火水槽の解体		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
決算額(千円)	50, 135	84, 146	65, 896

### ② 監査の手続

- (ア) 消防水利整備事業に関する事業の概要を把握するとともに、関連する法令、条例及び規則等を閲覧した。
- (イ) 消防水利整備事業に関する事業に係る GIS による防火水槽の分布状況、防火水槽台帳、支出行為負担書及び添付資料を閲覧した。
- (ウ) 警防課に質問を実施した。

### ③ 監査の結論

#### (ア) 防火水槽の整備状況の確認

越谷市まちの整備に関する条例（注 1）に基づき、大規模な開発行為等で規則で定めるものを行う開発者は、消火栓・防火水槽等の消防水利施設等を規則で定める基準により整備することが要求されている。警防課は、定期的に GIS（注 2）に基づき、越谷市内に設置されている防火水槽が消防庁告示第 29 号（平成 26 年 10 月 31 日）第三条（注 3）で要求される給水能力や河川等の他の水源を含めて各区域をカバーしているかどうかを確認している。なお、その際には、人口分布も考慮される。

この点について、特に問題となる点はない。

（注 1）越谷市まちの整備に関する条例

（消防水利施設等の整備）

条例第 4 1 条 大規模な開発行為等で規則で定めるものを行う開発者は、次に掲げる消防水利施設等を規則で定める基準により整備するものとする。ただし、市長が審議会の意見を聴き、開発地及び周辺の防災上支障がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 消火栓
- (2) 防火水槽
- (3) 消防活動空地

(消防水利施設等の整備を要する大規模な開発行為等)

規則第 31 条 条例第 41 条に規定する規則で定める大規模な開発行為等は、次の各号のいずれかに該当する開発行為等（主たる目的が自己用住宅の建築を除く。）とする。

- (1) 開発地の面積が 1,000 平方メートル以上の開発行為
- (2) 敷地の拡張等により、面積が 1,000 平方メートル以上となる開発行為
- (3) 建築物の延床面積が 1,000 平方メートル以上の建築行為
- (4) 増築等により、延床面積が 1,000 平方メートル以上となる建築行為
- (5) 建築物の地階を除く階数が 4 以上の建築行為

(注 2) GIS

GIS とは、「Geographic Information System (地理情報システム)」の略称である。この「地理情報システム」とは「デジタル地図の画面上に様々な情報を重ねて、それらの情報を用いて様々な分析を行うシステム」である。

(注 3) 消防庁告示第 29 号 (平成 26 年 10 月 31 日)

第三条 消防水利は、常時貯水量が四十立方メートル以上又は取水可能水量が毎分一立方メートル以上で、かつ、連続四十分以上の給水能力を有するものでなければならない。

2 消火栓は、呼称六十五の口径を有するもので、直径百五十ミリメートル以上の管に取り付けられていなければならない。ただし、管網の一边が百八十メートル以下となるように配管されている場合は、七十五ミリメートル以上とすることができる。

3 私設消火栓の水源は、五個の私設消火栓を同時に開弁したとき、第一項に規定する給水能力を有するものでなければならない。

(イ) 防火水槽の管理状況

防火水槽は、消防署及び分署の職員が定期的に巡回し、その状況を確認している。この点について、特に問題となる点はない。

(ウ) 防火水槽の耐震性能

警防課では、防火水槽の耐震診断は行っておらず、設置した防火水槽の性能に基づき、耐震性の有無を確認している。令和 2 年 9 月 1 日時点で、越谷市に防火水槽は、499 か所あり、そのうち 131 か所に耐震性があるとされているため、確認されている非耐震構造の防火水槽は、368 か所である。

非耐震構造の防火水槽を耐震構造とするためには、水槽躯体内部の鉄筋の太さ及び数を変更しなければならないため実質的に不可能となっている。

したがって、越谷市は、非耐震性防火水槽を耐震化するのではなく、新規の耐震性防火水槽を計画的に整備している。一方で、防火水槽を設置している土地について、その所有者から原状回復を要求されている。

警防課では、消防防災施設整備費補助金を活用して、隔年に 2 か所の耐震性貯水槽の建設（予算申請が認められた場合）を進めている。上記のペースで耐震性貯水槽の建設が進めば、令和 10 年度に 60 か所の耐震性貯水槽が整備される予定である。

#### (エ) 防火水槽の解体工事スケジュール

防火水槽については、その土地所有者と土地賃貸借契約を締結している場合もある。古い年度に設置された防火水槽は、同契約を締結していないものもあるが、これまでに網羅的な調査を実施していないため、その詳細は不明である。同契約による標準的な賃貸借期間は10年間であるが、土地所有者の意向で10年間未満のものもある（1年間、3年間等）。なお、契約期間内でも土地所有者からの契約解除の申出が行われることがある。越谷市としては、土地所有者との協議は行うものの、最終的には、土地所有者の意向により、土地賃貸借契約の解除の申出を受け入れざるを得ない。その後、借用している土地を原状回復して返還するために防火水槽の解体工事を行う。なお、土地賃貸借契約の解除の申出の受入後、ただちに防火水槽の解体工事が行われるわけではなく、警防課の予算申請手続後、翌年以降に解体工事が行われ、当該工事が終了した後に、土地賃貸借契約の解除が行われる。

この点について、特に問題となる点はない。

#### (オ) 防火水槽の解体工事手続き

令和元年度の防火水槽の解体工事は、以下のとおりである。

これらの工事の大部分は、土地所有者からの賃貸借契約の解除の申出によるものである。近年は、相続人による申出が多く、年度予算内で可能な工事を順番に実施している。古い防火水槽については、設計図がないことが多いので、工事開始後に追加的な工事が必要となり、契約金額が増額されることもある。

件名	契約金額（円：税込）
神明町三丁目	8,868,200
増森	5,498,900
東大沢四丁目	5,445,000
砂原	6,394,300

（出所：監査人作成）

この点について、特に問題となる点はない。

#### (カ) 消火栓撤去・移設工事費負担金

令和元年度の消火栓撤去・移設工事費負担金は、以下のとおりである。

期間	契約金額（円：税込）
第3四半期	2,998,800
第4四半期	22,074,500
年度計	25,073,300

（出所：監査人作成）

これらの負担金は、越谷市と越谷・松伏水道事業団との「消火栓の設置及び維持管理に関する覚書」第5条に基づき、水道管の布設替えに伴う消火栓の移設に係る工事費を越谷市が負担したものである。覚書の負担先は、次のとおりである。

越谷市：材料費、労務費、経費

事業団：土木工事費、舗装工事費、安全費、仮設工事費

上記の工事費負担の根拠は、水道法第24条（注）である。

（注）水道法第24条

第二十四条 水道事業者は、当該水道に公共の消防のための消火栓を設置しなければならない。

2 市町村は、その区域内に消火栓を設置した水道事業者に対し、その消火栓の設置及び管理に要する費用その他その水道が消防用に使用されることに伴い増加した水道施設の設置及び管理に要する費用につき、当該水道事業者との協議により、相当額の補償をしなければならない。

3 水道事業者は、公共の消防用として使用された水の料金を徴収することができない。

この点について、特に問題となる点はない。

## (9) 震災対応/消防団活動の拡大

### ① 概要

#### (ア) 消防団の定義と業務(整備指針)

消防団は消防組織法第9条が定める消防機関である。消防本部及び署所を設置する越谷市においても、多数の人員を必要とする大規模災害等の際には特に重要な役割を期待されている。消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律では、消防団は、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることが定められている。

消防団の代表的な業務については、消防力の整備指針第36条に列記されている。

消防団の業務	業務内容
(1) 火災の鎮圧に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火活動</li> <li>・火災発生時における連絡業務</li> <li>・火災現場における警戒(鎮火後の警戒を含む。)</li> </ul>
(2) 火災の予防及び警戒に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防火訓練、広報活動等の火災予防活動</li> <li>・独居老人宅等への個別訪問による防火指導</li> <li>・年末警戒</li> <li>・夜回り</li> <li>・花火大会等における警戒</li> </ul>
(3) 救助に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水難救助活動</li> <li>・山岳救助活動</li> <li>・交通事故現場における警戒</li> <li>・救助事故現場における警戒</li> <li>・行方不明者の搜索</li> </ul>
(4) 地震、風水害等の災害の予防、警戒及び防除並びに災害時における住民の避難誘導等に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の避難誘導</li> <li>・災害防除活動</li> <li>・災害現場における警戒</li> <li>・災害発生時における連絡業務</li> <li>・危険箇所の警戒</li> </ul>
(5) 武力攻撃事態等における警報の伝達、住民の避難誘導等国民の保護のための措置に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への警報や避難指示等の伝達</li> <li>・住民への避難誘導</li> </ul>
(6) 地域住民(自主防災組織等を含む。)等に対する指導、協力、支援及び啓発に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織等に対する指導、協力、支援</li> <li>・応急手等の普及指導</li> <li>・イベント等の警戒</li> <li>・スポーツ大会等への参加を通じた防火意識の啓発</li> <li>・音楽隊等の活動を通じた防火意識の啓発</li> <li>・老人ホーム等各種施設、団体での防火啓発</li> </ul>
(7) 消防団の庶務の処理等の業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務計画の策定</li> <li>・経理事務</li> <li>・団員の募集</li> <li>・広報誌の発行</li> <li>・その他、庶務関係事務</li> </ul>
(8) 前各号に掲げるもののほか、地域の実情に応じて、特に必要とされる業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資機材の点検整備</li> <li>・消防水利確保のための草刈り等</li> <li>・操法訓練</li> <li>・その他、地域の実情に応じて特に必要とされる業務</li> </ul>

(出所:消防力の整備指針、逐条問答消防力の整備指針・消防水利の基準)



(イ) 消防団の実態調査

「消防団員の確保方策等に関する検討会」報告書(平成30年1月 消防団員の確保策等に関する検討会)のなかで、「消防団の実態に関するアンケート」結果の概要が報告されている。

i 消防団は主にどのような活動を行っているか

	全体割合	特別区・ 政令市	30万以上 の都市
1. 消火活動	<b>96.8%</b>	<b>95.2%</b>	<b>94.1%</b>
2. 火災現場での後方支援	<b>91.7%</b>	<b>90.5%</b>	<b>96.1%</b>
3. 風水害等に係る活動	<b>96.6%</b>	<b>95.2%</b>	<b>100.0%</b>
4. 救急活動	14.4%	23.8%	11.8%
5. 救命活動	21.1%	19.0%	31.4%
6. 大規模災害活動	73.9%	76.2%	<b>86.3%</b>
7. 大規模災害を想定した防災訓練	<b>80.6%</b>	<b>85.7%</b>	<b>98.0%</b>
8. 広報・指導活動	<b>85.5%</b>	<b>95.2%</b>	<b>98.0%</b>
9. 特別警戒・イベント	<b>86.6%</b>	<b>95.2%</b>	<b>98.0%</b>
10. 捜索活動	<b>85.9%</b>	47.6%	66.7%
11. 避難所運営活動	15.5%	19.0%	33.3%
12. 教育・訓練活動	71.3%	<b>85.7%</b>	<b>86.3%</b>
13. その他	3.4%	9.5%	7.8%

越谷市と同様の人口30万以上の都市の消防団は、消火活動、火災現場での後方支援、風水害等に係る活動、大規模災害活動、大規模災害を想定した防災訓練、広報・指導活動、特別警戒・イベント、教育・訓練活動など多様な活動を行っている。

ii 今後、重要性が増すと考えられる活動は何か

	全体割合	特別区・ 政令市	30万以上 の都市
1. 消火活動	45.3%	42.9%	37.3%
2. 火災現場での後方支援	39.6%	38.1%	39.2%
3. 風水害等に係る活動	73.2%	57.1%	70.6%
4. 救急活動	12.2%	14.3%	3.9%
5. 救命活動	16.9%	14.3%	17.6%
6. 大規模災害活動	<b>83.1%</b>	<b>81.0%</b>	<b>90.2%</b>
7. 大規模災害を想定した防災訓練	60.4%	57.1%	72.5%
8. 広報・指導活動	36.6%	57.1%	54.9%
9. 特別警戒・イベント	26.2%	28.6%	25.5%
10. 捜索活動	31.4%	19.0%	21.6%
11. 避難所運営活動	25.6%	28.6%	35.3%
12. 教育・訓練活動	33.7%	42.9%	45.1%
13. その他	1.8%	4.8%	3.9%

越谷市と同様の人口30万以上の都市では、9割を超える消防団で今後、重要性が増すと考えられる活動として大規模災害時の活動をあげている。

iii 大規模な地震等の大災害時の消防団の主な活動は何か。

	全体割合	特別区・ 政令市	30 万以上 の都市
1. 発生直後の救助、応急救護活動	68.9%	<b>81.0%</b>	<b>80.4%</b>
2. 避難誘導	<b>85.7%</b>	<b>90.5%</b>	<b>96.1%</b>
3. 火災発生時の消火	<b>91.0%</b>	<b>85.7%</b>	<b>98.0%</b>
4. 危険箇所等の警戒及び防御	78.5%	<b>85.7%</b>	<b>84.3%</b>
5. 情報収集及び伝達	78.5%	<b>81.0%</b>	<b>90.2%</b>
6. 常備消防の支援	61.5%	47.6%	74.5%
7. 住民の安否確認	69.9%	57.1%	76.5%
8. 避難所運営	19.2%	19.0%	41.2%
9. ボランティア団体等への指示	5.9%	14.3%	11.8%
10. 特になし	0.2%	0.0%	0.0%
11. その他	1.3%	0.0%	0.0%

越谷市と同様の人口 30 万以上の都市の消防団では、災害発生直後の救助、応急救護活動、避難誘導、火災発生時の消火、危険箇所等の警戒及び防御、情報収集及び伝達が大規模な地震等の大災害時に必要とされる主な活動としている。

(ウ) 越谷市の震災対策

全国の人口 30 万人以上の自治体と同様、越谷市においても大規模災害への対応の必要性が認識されている。第 4 次越谷市総合振興計画において、平成 23 年の未曾有の災害、東日本大震災を教訓に、今後、発生が予測される首都直下地震等の災害に備える必要について記載されている。

i 首都直下地震(主に消防白書より引用)

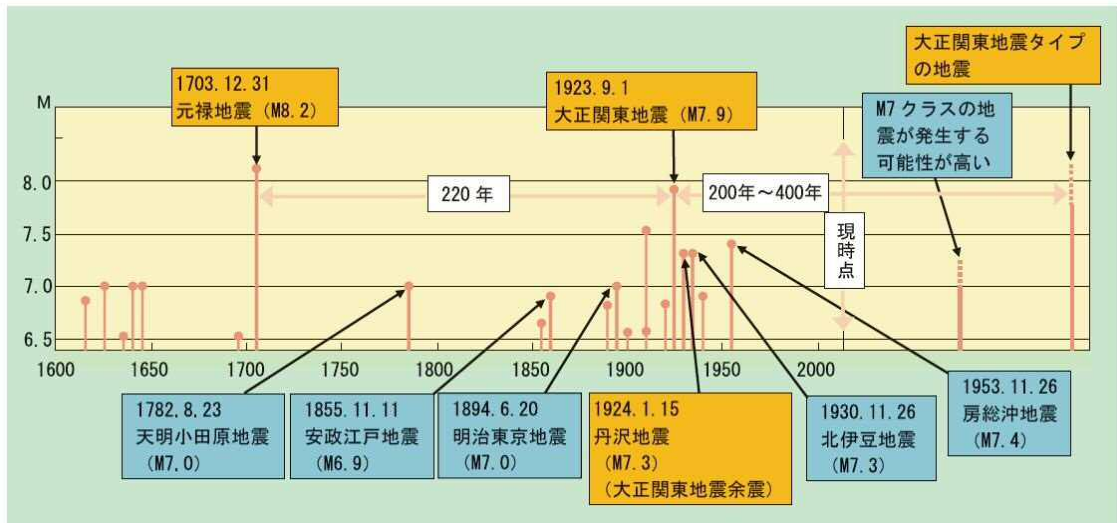
首都地域は、人口や建築物が密集するとともに、国の経済・社会・行政等の諸中枢機能が高度に集積している地域であり、過去にもマグニチュード 7 クラスの地震や相模トラフ沿いのマグニチュード 8 クラスの大規模な地震が発生している。こうした大規模な地震が発生した場合には、被害が甚大となり、かつ影響が広域に及ぶものとなるおそれがある。消防白書によれば、首都直下地震による被害は次のように想定されている。

項目	内容	首都直下地震
被害想定	想定地震	都心南部直下
	死者数(人)	約 23,000
	全壊建物数(棟)	約 610,000
	経済的被害(円) (直接・間接被害の合計)	約 95 兆

首都直下地震対策特別措置法に基づき、首都直下地震により著しい被害が生じるおそれがあるため緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域を「首都直下地震緊急対策区域」として 1 都 9 県 309 市区町村(令和 2 年 4 月 1 日時点)が指定されている。この指定には、越谷市も含まれている。

消防庁では、平成 29 年 3 月に「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」を策定し、首都直下地震が発生した場合の緊急消防援助隊に係る消防庁、都道府県及び消防本部の対応や緊急消防援助隊の運用方針等を定めている。

この 400 年における南関東の大きな地震



(出所:消防白書)

ii 地域防災計画

越谷市においては、越谷市地域防災計画第2編震災対策編で、消防団の活動計画を定めている。

消防団の活動計画

1 消防団員の参集

消防団員は、被害が発生した場合又は地震の警戒宣言が発せられたことを覚知した場合には、あらかじめ指定された参集場所に参集するものとする。あらかじめ指定された参集場所に参集できない場合は、消防団長に連絡しその指示を受ける。

2 消防団の活動

(1) 参集した団員は、消防本部との連携のもと、活動方針に従い消防活動を行う。

(2) 消防本部との協力

消防団は、消防隊の到着後、当該指揮官の指示により相互に協力して消火活動を行い、火災の早期鎮火に努め、消防隊が他の災害現場に移動した場合には、その火災現場の事後処置を行う。また、災害現場において消防隊員から応援の要請を受けた場合は、積極的に協力し応援活動を行う。

(3) 出火防止の広報と初期消火の指導督励

消防団は、拡声器、メガホン等を利用して火の始末、火気使用制限等、出火防止の広報を行い、火災を発見した場合は、付近住民とともに初期消火に努める。

(4) 人命救助

消防団は、家屋倒壊等による人命に関わると判断される事故を発見したときは、付近住民とともに救助活動を行う。また傷病者が発生した場合は、応急処置を実施し、最寄りの救急病院等安全な場所へ搬送する。

(5) 避難の指示・誘導

消防団は、分団区域内に避難勧告又は指示がなされた場合、避難方法、避難場所・避難所を対象区域の市民に周知徹底するとともに、関係機関と連携を取りながら市民を安全に避難させる。

#### (6) その他の活動

- ① 消防団は、危険物、可燃性ガス等により、人命に危険が及ぶ状況が発生した場合は、その管理者等に必要な措置を指示するとともに、付近の火気使用制限、通行規制等の警戒活動を行う。
- ② 消防団は、火災により飛び火があると判断したときは、風下方向の市民に対して、飛び火の警戒及び消火について指示するとともに、火災を発見したときは、付近住民とともに消火にあたる。
- ③ 消火活動上又は避難上支障となる物件等を発見した場合は、災害対策本部に通報する。
- ④ 消防本部による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。
- ⑤ 応援隊の受入れ準備及び活動地域の案内等を消防本部と協力して行う。

#### 3 消防団活動の掌握

消防団長は、区域における地震及び火災による被害状況、また、消防団員の参集状況及び消防団の活動状況等を把握し、消防団活動の全般を指揮監督し、消防長と連絡を密にして消防団の総力をあげて震災に対処するものとする。

#### ② 監査の手続

- (ア) 消防団に関する事業の概要を把握するとともに、関連する法令、条例及び規則等を閲覧した。
- (イ) 消防力の整備指針、消防団実態調査、消防白書を査閲した。
- (ウ) 警防課に質問を実施した。

#### ③ 監査の結論

##### (ア) 充実強化法

活動計画にあるとおり、大規模災害時を中心に、消防団には大きな役割が期待されている。地域防災体制の中核を担う組織として重要な消防団員であるが、越谷市においても平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 年間消防団員の実員数は条例定数を下回っている。

消防団等充実強化法に示されているとおり、地方公共団体は地域防災力の充実強化に大きな責務を負っており、消防団員の確保等に向けては各地方公共団体の防災担当部局のみならず、全庁的な取り組みが重要とされる。

長期的に消防団員を確保していくためには、若い人材を確保することが望ましい。この点、越谷市では、平成 30 年度より、機能別団員を設立し、越谷市内に存在する 2 つの大学（埼玉県立大学、文教大学）の学生に消防団への参加を呼び掛けている。

また、事業所については、越谷市消防団協力事業所表示制度を制定しているが、令和 2 年（2020 年）10 月 1 日現在、越谷市農業協同組合、公立大学法人埼玉県立大学、文教大学、東武こしがや自動車教習所、日本郵便株式会社新越谷郵便局の 5 事業所が認定を受けるにとどまっている。消防団協力事業所の増加のためには、事業所に対する効果的なメリットを用意することも必要である。一定の要件を満たす消防団協力事業所に対する減税措置、入札参加資格の加点、奨励金の支給等の措置を検討することが望ましい。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律  
（事業者の協力）

第十一条

3 国及び地方公共団体は、事業者に対して、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動に対する理解の増進に資するよう、財政上又は税制上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

**【意見 21】 消防団員を増やす全庁的な取組**

消防団協力事業所の増加のためには、事業所に対する効果的なメリットを用意することが必要である。一定の要件を満たす消防団協力事業所に対する減税措置、入札参加資格の加点、奨励金の支給等の措置を検討することが望ましい。

## 5. 救急課(消防署及び分署を含む)

### (1) 救急活動事業

#### ① 概要

事業名	救急活動事業		
事業目的	増加する救急需要に迅速かつ的確に対応する。		
事業概要	救急自動車及び資機材の維持管理。		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
決算額(千円)	22,602	22,378	24,789

#### ② 監査の手続

- (ア) 救急活動事業の実施事業の概要を把握するとともに、関連する法令、条例、規則等を閲覧した。
- (イ) 救急車両の配備状況について近隣市と比較した。(参考 消防現勢)
- (ウ) 救急活動事業に係る消防年報、救急累計表、救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査等を閲覧した。
- (エ) 救急課に質問を実施した。
- (オ) 救急課の所管する薬剤、診療材料を実査した。
- (カ) 消防署及び分署(全箇所)の往査を実施し、当該署で作成される資料(救急医薬剤等在庫調べ、備品管理台帳、等)を閲覧した。

#### ③ 監査の結論

##### (ア) 転院搬送

###### i 前提

越谷市消防本部の出動件数と不搬送件数の推移、搬送人員と出動件数の割合についての全国・埼玉県との比較は、以下のとおりである。

越谷市消防本部 出動件数と不搬送件数の推移

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
出動件数(件)	13,927	14,001	14,905	15,769	16,507	16,494
不搬送件数(件)	2,563	2,336	2,249	3,045	3,427	3,672
不搬送割合	18.4%	16.7%	15.1%	19.3%	20.8%	22.3%

(出所:越谷市消防本部資料)

越谷市消防本部における不搬送割合は、ここ数年増加傾向にある。

平成 30 年の出動件数と搬送人員(全国、埼玉県、越谷市)

	全国	埼玉県	越谷市
出動件数(件)	6,605,213	347,140	16,507
搬送人員(人)	5,960,295	304,487	13,174
搬送人員/出動件数	90.2%	87.7%	79.8%

(出所:救急課資料)

搬送人員と出動件数の割合は、全国・埼玉県と比べ、越谷市消防本部は低くなっており、不搬送割合が高くなっている。

越谷市消防本部では、現場到着所要時間（119番通報（覚知）～現場到着までに要した時間）の時間は7.6分と、埼玉県平均8.4分、全国平均8.7分と比べて短くなっている（下表参照）。

一方で、越谷市消防本部では、病院収容所要時間（119番通報から病院収容までに要した時間）は47.1分と、埼玉県平均43.6分、全国平均39.5分と比べて長くなっている（下表参照）。

すなわち、通報の覚知から現場到着までの時間は比較短いが、現場到着から医療機関への収容に係る時間が比較長いという状況にある。

《現場到着所要時間、病院収容所要時間（平成30年）》

消防本部名	現場到着(※1) 所要時間(分)	県内順位	収容(※2) 所要時間(分)	県内順位
越谷市消防本部	7.6	5	47.1	21
埼玉県平均	8.4	—	43.6	—
全国平均	8.7	—	39.5	—

(出所:救急課資料)

(※1) 119番通報（覚知）から現場到着までに要した時間

(※2) 119番通報（覚知）から収容までに要した時間

救急自動車が119番通報を受け現場で応急処置をした後、症状に応じて搬送先の医療機関を探すこととなるが、出来るだけ早く医療機関に収容する必要がある。越谷市消防本部では、移動距離の短い越谷市内の第二次救急医療機関が主要な収容先となる。

ここで、越谷市に設置されている二次救急医療機関は、下記の5機関である。

《越谷市に設置されている二次救急医療機関》

整理番号	施設名	所在地
1	越谷市立病院	越谷市東越谷 10-32
2	医療法人社団協友会越谷誠和病院	越谷市谷中町 4-25-5
3	獨協医科大学埼玉医療センター	越谷市南越谷 2-1-50
4	医療法人社団大和会慶和病院	越谷市千間台西 2-12-8
5	医療法人道心会埼玉東部循環器病院	越谷市大沢 3187-1

(出所:救急課資料)

一方、埼玉県内の消防本部別・市町村別救急医療機関数は下記の表のとおりである。二次救急医療機関について、人口等の規模に近い川越地区消防局が10機関、草加八潮消防局が6機関であるのと比べると、越谷市消防本部に5機関しかなく、比較少ない状況にある。二次救急医療機関の指定には医療機関の側からの申請が必要であり、越谷市消防本部としては二次救急医療機関が市内に5機関しかないことを所与として活動を行なわざるを得ない。

消防本部別・市町村別救急医療機関数

令和2年8月21日現在

消防本部 (27)	医療機関数 (192)	市町村 (63)		保健所 (17) 県設置 13 市設置 4
			医療機関数 (192)	
川口市消防局	18	川口市	18	川口市
蕨市消防本部	1	蕨市	1	南部
戸田市消防本部	5	戸田市	5	
埼玉県南西部消防本部	9	朝霞市	3	
		新座市	3	
		和光市	2	
		志木市	1	
入間東部地区消防組合消防本部	11	ふじみ野市	3	
		富士見市	5	
		三芳町	3	
春日部市消防本部	8	春日部市	8	春日部
吉川松伏消防組合消防本部	2	松伏町	1	草加
		吉川市	1	
草加八潮消防局	6	草加市	4	
		八潮市	2	
三郷市消防本部	3	三郷市	3	越谷市
越谷市消防本部	5	越谷市	5	
さいたま市消防局	26	さいたま市	26	さいたま市
埼玉県央広域消防本部	7	鴻巣市	4	鴻巣
		桶川市	1	
		北本市	2	
上尾市消防本部	2	上尾市	2	
伊奈町消防本部	1	伊奈町	1	
比企広域消防本部	8	東松山市	6	
		小川町	2	
		滑川町	0	
		嵐山町	0	
		吉見町	0	
		ときがわ町	0	
川越地区消防局	10	川島町	0	川越市
		川越市	10	
坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部	2	坂戸市	1	坂戸
		鶴ヶ島市	1	
西入間消防組合消防本部	1	毛呂山町	1	
		越生町	0	
		鳩山町	0	
埼玉西部消防局	24	所沢市	9	狭山
		飯能市	2	
		狭山市	4	
		入間市	5	
		日高市	4	
行田市消防本部	2	行田市	2	加須



消防本部 (27)		市町村 (63)		保健所 (17)
	医療機関数(192)		医療機関数(192)	県設置 13 市設置 4
羽生市消防本部	2	羽生市	2	幸手
埼玉東部消防組合消防局	16	加須市	4	
		久喜市	8	
		幸手市	3	
		白岡市	1	
		宮代町	0	
蓮田市消防本部	2	蓮田市	2	熊谷
熊谷市消防本部	5	熊谷市	5	
深谷市消防本部	5	深谷市	4	
		寄居町	1	
児玉郡市広域消防本部	6	本庄市	6	本庄
		美里町	0	
		神川町	0	
		上里町	0	
秩父消防本部	5	秩父市	3	秩父
		皆野町	1	
		小鹿野町	1	
		横瀬町	0	
		長瀬町	0	

(出所:救急課資料)

救急自動車の現場到着後、現場で傷病者の状況を確認の上、收容可能な医療機関を探すこととなる。その際、救急隊は医療機関へ收容可能か否かの照会を行うが、平成 30 年の越谷市消防本部における重症以上傷病者の收容に至るまでの照会回数の集計が、以下の表となる。

平成 30 年総救急搬送人員 13,174 人

重症以上傷病者搬送人員(転院搬送除く) 1,023 人

《医療機関に受入の照会を行った回数ごとの件数》

回数	1	2	3	4	5	6	7	
件数	635	158	95	50	32	21	12	
回数	8	9	10	11	12	13	14	(合計)
件数	10	4	1	2	0	1	2	1,023 件

拒否回数 972 回

(出所:救急課資料)

照会するも收容を拒否された回数が 972 回、4 回以上拒否された回数が 135 回、11 回以上拒否された回数が 5 回となっている。

また、医療機関側の拒否理由は、以下の表となる。

《照会するも受入れに至らなかった理由毎の件数(延べ件数)》

理由	手術中 患者対応中	ベッド満床	処置困難	専門外	医師不足	初診	理由不明 その他	合計
件数	255	210	193	87	11	1	215	972

(出所:救急課資料)

## ii 転院搬送

越谷市消防本部における令和元年の救急出動件数、埼玉県内の消防本部内での救急出動件数・救急隊 1 隊あたりの出動件数の順位および転院搬送の推移は以下の表のとおりである。

〈越谷市消防本部令和元年出動件数〉

事故種別	火災	自然災害	水難	交通	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	転院搬送	その他	合計
出動件数(件)	42	3	6	1,271	123	75	2,369	150	179	10,766	1,220	290	16,494

(出所: 消防年報 令和 2 年版 越谷市消防本部)

〈令和元年の消防本部救急出動件数等順位〉

《救急出動件数順位》

消防本部	出動件数	順位
さいたま市	69,493	1
埼玉西部	38,871	2
川口市	30,583	3
埼玉東部	21,884	4
県南西部	20,974	5
川越地区	18,118	6
越谷市	16,494	7
草加八潮	16,391	8
春日部市	12,683	9
入間東部	12,446	10
...	...	...
伊奈町	2,791	27
埼玉県合計	364,381	—

《救急隊 1 隊あたりの出動件数順位》

消防本部	出動件数	救急隊数	1 隊当たりの出動件数	順位
さいたま市	69,493	28	2,482	1
川口市	30,583	13	2,353	2
県南西部	20,974	9	2,330	3
越谷市	16,494	8	2,062	4
蕨市	4,098	2	2,049	5
川越地区	18,118	9	2,013	6
三郷市	7,432	4	1,858	7
埼玉西部	38,871	21	1,851	8
上尾市	10,945	6	1,824	9
入間東部	12,446	7	1,778	10
...	...	...	...	...
秩父	4,588	9	510	27
埼玉県合計	364,381	218	1,671	—

(出所: 救急課資料)

越谷市消防本部 転院搬送の推移

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
出動件数	14,905	15,769	16,507	16,494
転院搬送	926	991	1,129	1,220
構成比	6.2%	6.3%	6.8%	7.4%

(出所: 救急課資料)

越谷市消防本部の令和元年の出動件数合計 16,494 件は埼玉県内の消防本部 27 本部中上位 7 位、1 隊あたりの出動件数 2,062 件（救急隊 8 隊）は埼玉県内の消防本部 27 本部中上位 4 位と、いずれも県内でも上位となっており、出動件数の適正化が課題となっている。

越谷市消防本部の令和元年度の出動件数 16,494 件のうち、転院搬送は 1,220 件で、出動件数合計に占める割合は 7.4%であった。また、越谷市消防本部における転院搬送の件数および出動件数全体に対する割合は、平成 28 年には 926 件 6.2%であったものが、令和元年には 1,220 件 7.4%に増加している。

転院搬送とは、傷病者をある医療機関から他の医療機関へ搬送することをいう。救急自動車の出動件数の適正化の観点からは、転院搬送においても救急車の適正利用を図る必要がある。

救急業務の対象範囲は、消防法第2条第9項に定められている。これによれば、

- ① 災害により生じた事故
- ② 屋外若しくは公衆の出入りする場所において生じた事故
- ③ 政令で定める場合における①、②に準ずる事故その他の事由で政令で定めるものによる傷病者とされている。

この中で、救急転院搬送に該当するのは、③の救急業務の場合で、政令で定めるものは、消防法施行令第42条で、「屋内において生じた事故又は生命に危険を及ぼし、若しくは著しく悪化するおそれがあると認められる症状を示す疾病で、医療機関その他の場所に迅速に搬送するための適当な手段がない場合」とされている。収容されている医療機関では処置が困難であり、かつ、緊急に専門病院等に搬送する必要がある場合など、迅速に搬送するための適当な手段がない場合に高次の医療機関へ搬送する場合はこれに該当するとされる。単純に医療機関の都合による転院搬送、いわゆる下り搬送までを含むものではないと解されている。(消防行政相談事例集 編著 全国消防長会)

#### 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）

第二条 この法律の用語は左の例による。

⑨ 救急業務とは、災害により生じた事故若しくは屋外若しくは公衆の出入りする場所において生じた事故（以下この項において「災害による事故等」という。）又は政令で定める場合における災害による事故等に準ずる事故その他の事由で政令で定めるものによる傷病者のうち、医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によつて、医療機関（厚生労働省令で定める医療機関をいう。第七章の二において同じ。）その他の場所に搬送すること（傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないものとして、応急の手当を行うことを含む。）をいう。

#### 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）

（災害による事故等に準ずる事故その他の事由の範囲等）

第四十二条 法第二条第九項の災害による事故等に準ずる事故その他の事由で政令で定めるものは、屋内において生じた事故又は生命に危険を及ぼし、若しくは著しく悪化するおそれがあると認められる症状を示す疾病とし、同項の政令で定める場合は、当該事故その他の事由による傷病者を医療機関その他の場所に迅速に搬送するための適当な手段がない場合とする。

埼玉県東部地域メディカルコントロール協議会の転院搬送実施要領第3条によれば、転院搬送の要件は、①緊急性、②専門医療の必要性とされ、①②を満たす傷病者について、転院搬送を要請する医療機関の医師によって、医療機関が所有する患者等搬送車、民間の患者等搬送事業者、公共交通機関等、他の移動手段が活用できないと判断される場合に実施するとされている。このうち、患者等搬送事業者については、越谷市消防本部でも10業者（令和2年11月11日現在）を認定し、その利用を促進しているところである。

埼玉県メディカルコントロール協議会からは、転院搬送における救急車の適正利用のあり方について方向性が示されている。これによれば、現在取り組んでいる適正化に向けた取

組の効果を検証しながら、各地域のメディカルコントロール協議会においてあり方を協議していくべきとされている。各地域のメディカルコントロール協議会で協議するには、まずは各消防本部で取組効果を検証する必要があるが、救急課では、令和2年11月末現在、「取組効果の検証」を実施していない。

#### iii 問題点

この「取組効果の検証」について、埼玉県東部地域メディカルコントロール協議会転院搬送実施要領には実施の定めがない。しかし、当該実施要領は、各地域のメディカルコントロール協議会が地域の実情に即し作成しているが、転院搬送の全国的な増加を背景に、転院搬送の適正利用を目的にしている。この点を踏まえれば、埼玉県メディカルコントロール協議会が示す「取組効果の検証」を実施していない現状は好ましいものではない。

#### iv 改善案

転院搬送における救急車の適正利用についての「取組効果の検証」は、出来るだけ早期に実施するべきである。

#### 【監査の結果8】 転院搬送の「取組効果の検証」の実施

転院搬送における救急車の適正利用についての「取組効果の検証」は、出来るだけ早期に実施するべきである。

## (イ) 救急自動車と普通自動車の接触事故の賠償金

### i 任意保険への加入

平成 30 年 11 月 9 日に取得した救急自動車（救急大相模 1 号車）について、救急自動車の運用開始が平成 30 年 11 月 27 日からであったため、その日から任意保険すなわち自動車損害共済保険に加入するよう事務手続きを実施すべきところであったが、なされていなかった。平成 31 年 3 月 9 日に当該救急自動車が、交差点を直進しようとしたところ、右側から走行してきた普通乗用車と衝突する物損事故を起こしたが、その時点まで任意保険に未加入であることに気付かず、未加入のままだった。結果、当該物損事故で相手方と市側の損害額に市側の過失割合を乗じた 319,811 円の責任額が市側に生じたが、これにつき任意保険からの保険金を受け取れなかった。

### ii 保険金の受取

越谷市では、所有する自動車については、取得時に必ず任意保険に加入すべきとしている（庁舎管理課長通知）。救急自動車についてもこの自動車に含まれるため、取得時には任意保険に加入すべきこととなっている。

担当課である救急課としては、契約業者から車検証の写しが送付された後、救急自動車の運用を開始する前に、庁舎管理課へ自動車損害共済保険の加入手続を依頼し、救急自動車の運用開始日である平成 30 年 11 月 27 日には加入を完了すべきであった。

しかし、救急課で事務手続を失念したため、救急自動車の運用開始日である平成 30 年 11 月 27 日には自動車損害共済保険への加入は完了しなかった。さらに平成 31 年 3 月 9 日に当該物損事故が起こるまで任意保険に未加入であることに気付かなかった。結果、市側の責任額に対する任意保険からの保険金を受け取ることが出来なかった。

### iii 救急自動車の購入にかかる一連の確認

救急課では、従来、救急自動車の保険の加入に関しては、契約業者から車検証の写しを受け取り次第、加入手続を行う運用としていた。しかし、本件については、他の緊急自動車登録の手続き等により事務が繁忙していたため、当該救急自動車の任意保険加入手続を怠ってしまったとのことである。本来、救急自動車の購入にかかる一連の手続について、進捗をチェックする統制を整備し運用すべきであった。

なお、当該救急自動車の任意保険については、未加入であったことを現認したのち、直ちに加入手続を行っていた。また、救急課では、本件の後、再発防止策として、救急自動車を含む自動車の購入に係る事務手順書を作成し、その手順を完了するごとに所属長が確認印を押印する運用にしたとのことである。また、契約の手続きをフローチャートに記載し、進行状況を課の共有フォルダにて共有することで、担当者以外にも現状の進捗状況が把握できるようにしたとのことである。

## (ウ) 救急車の故障

### i 事実

令和 2 年 11 月 5 日の蒲生分署への往査時に、蒲生分署の常用の救急自動車 2 台（救急蒲生 1 号車、救急蒲生 2 号車）が、同時にオルタネーターが故障し、非常用の救急自動車 2 台を使用していた。

## ii 問題点

オルタネーターは、エンジンの動きがファンベルトを通じて伝えられることで電力を生みだし、車や車載機器に電力を供給したり、バッテリーに電力を蓄えさせたりする機能を有する。オルタネーターが故障すると電力の供給がされなくなり、バッテリーに既に蓄えられている電力がなくなれば、車や車載機器は動かなくなってしまうことになる。

仮に救急自動車が出動し、現場到着まで、現場で、病院収容までの間にオルタネーターが故障すれば、現場での救命措置への支障、病院収容時間の遅延等搬送に与える影響は大きい。

現状、救急自動車の整備は、消防職員及び外部業者により次の頻度で実施している。

1 か月ごと：消防職員による点検

3 か月ごと：業者によるオイル交換

6 か月ごと、12 か月ごと：車検、業者による点検

これらの検査はオルタネーターの故障を発見することを目的としたものではなく、オルタネーターの故障を予防的に発見することは難しいとのことであった。

また、オルタネーターは消耗品であり、一般的には使用期間や走行距離が交換の目安とされるが、常に電力を多く使っている車や、渋滞する道路を走ることが多く実走行よりアイドルリング時間が長い車等は寿命が短くなる。この点、救急自動車は多くの医療機器を積載しているため電力を多く使っており、現場到着までには渋滞する道路を走ることが多く、現場滞在時には救命措置や搬送先の確保時にはエンジンをかけ続けるのでアイドル時間が長くなるため、通常の用途の自動車より消耗のスピードが早い。このように、使用に応じてオルタネーターは消耗するので、近接した時期に購入した救急自動車については、近接した時期にオルタネーターが故障する可能性がある。本件では、蒲生分署の常用の救急自動車2台の登録年月日は、1号車が平成26年12月19日、2号車が平成26年10月28日であり、約2か月という近接した時期に2台を購入している。すると、今回オルタネーターの故障が同時期に起こったことと無関係とは言い切れない。現状、消防本部全体では非常用救急自動車は2台と限りがあるから、同時に故障が起これば、消防本部全体で稼働可能な救急自動車の数が、配置基準数8台を欠ける事態が生じる可能性もある。

《救急自動車の登録年月日》

救急自動車	登録年月日
救急越谷 20	平成 23 年 1 月 20 日
救急越谷 10	平成 24 年 1 月 20 日
救急大袋 1	平成 26 年 2 月 18 日
救急蒲生 2	平成 26 年 10 月 28 日
救急蒲生 1	平成 26 年 12 月 19 日
救急越谷 2	平成 29 年 2 月 23 日
救急谷中 1	平成 30 年 2 月 8 日
救急間久里 1	平成 30 年 3 月 13 日
救急大相模 1	平成 30 年 11 月 9 日
救急越谷 1	令和元年 11 月 20 日

(出所:救急課資料)

### iii 改善案

現状の整備・検査方法ではオルタネーターの故障を事前に防止することができないということであれば、他の整備方法によってオルタネーターの故障を事前に防止するべきである。たとえば、走行距離等で一律に故障前に交換する等の対策を検討することが考えられる。

近接した時期に救急自動車を購入すると、近接した時期にオルタネーターが故障する可能性があるので、購入計画時に、購入の時期が近接しないよう、留意することが望ましい。

#### 【意見 22】 救急自動車のオルタネーターの故障の防止

救急自動車のオルタネーターが複数台同時に故障する事例があったが、オルタネーターが故障すれば現場で救急自動車が動かなくなる事態も想定されるため、故障の防止を図るよう整備することが望まれる。

#### 【意見 23】 救急自動車購入時期の分散

近接した時期に救急自動車を購入すると、近接した時期にオルタネーターが故障する可能性があるため、購入計画時に、購入の時期が近接しないよう、留意することが望ましい。

### (エ) 救急医薬剤等在庫調べの必要定数の記載

#### i 事実

消防署および各分署では、救急自動車車載の医薬剤については毎日数量を確認し、医薬品庫保管の医薬剤については月 1 回棚卸を実施している。棚卸の後、購入品を救急課に報告し、救急課で医薬剤の購入事務を行っている。医薬品庫保管の医薬剤の棚卸実施時には、救急医薬剤等在庫調べの在庫数欄に在庫数を記載していくが、救急医薬剤等在庫調べには必要定数を記載する欄は設けられていなかった。

救急医薬剤等在庫調べ（抜粋）

分類	品名	在庫数	備考
使用頻度の高いもの	消毒用エタノール	1	本
...	...	...	...

#### ii 問題点

越谷市消防本部では、一部使用頻度の高いものは継続記録を取っているものの、それ以外の救急医薬剤等については、月に一度の棚卸時がその数量を把握する重要な機会である。

救急薬剤等は、必要時に在庫がないことを避けなければならないから、棚卸実施時には在庫数量が必要数量を満たしているか否かを確認することが有用である。

必要数量の確認のためには、在庫数と必要数量との比較が有用である。具体的には、在庫表に必要数量欄を設けて必要数量を記載し、これと在庫数量とを比較することが有用と考えられる。しかし、現状の救急医薬剤等在庫調べには、必要数量の記載の欄が設けられていない。

### iii 改善案

救急医薬剤等在庫調べに必要数量欄を設けることを検討することが望ましい。

必要数量欄を設け、棚卸数量が必要数量を下回った際には発注を行うことで、必要な在庫を確保する効果が期待される。

〈改善例〉 救急医薬剤等在庫調べ（抜粋）

分類	品名	在庫数	必要数量	備考
使用頻度の高いもの	消毒用エタノール	1	2	本
…	…	…	…	…

#### 【意見 24】 救急医薬剤等在庫調べの必要定数の記載

救急医薬剤等在庫調べに必要数量欄を設けることを検討することが望ましい。必要数量欄を設け、棚卸数量が必要数量を下回った際には発注を行うことで、必要な在庫を確保する効果が期待される。



## (2) 救急救命士養成事業

### ① 概要

事業名	救急救命士養成事業		
事業目的	救急業務の高度化を推進するため、救急隊員の知識、技能の向上を図る		
事業概要	救急救命士を養成するとともに、救急隊員教育を行う。		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
決算額(千円)	7,647	7,549	7,457

### ② 監査の手続

- (ア) 救急救命士養成事業の概要を把握するとともに、関連する法令、条例、規則等を閲覧した。
- (イ) 救急救命士の養成、救急隊の教育に係る計画を入手し、人材育成基本方針に従った養成、教育が実施されているか検討した。
- (ウ) 救急救命士の配置状況に係る資料を入手し、スキル・経験に応じた配置となっているかを検討した。

### ③ 監査の結論

#### (ア) 救急隊の救急救命士の配置

##### i 現状

令和 2 年 11 月末時点で、越谷市消防本部の救急隊数は、24 隊（1 隊 3 名）である。これは、越谷市消防本部では、常用救急自動車が 8 台配置されており、3 交代制を採用しているため各常用救急自動車につき 3 隊が配置されているためである。

越谷市消防本部における各救急隊の救急救命士の配置状況は、以下のとおりである。

##### 〈救急隊の救急救命士配置人数〉

救急隊員数	72 人	—
うち救急救命士数	43 人	59.7%
救急隊数	24 隊	—
うち救急救命士搭乗隊	24 隊	100.0%
うち 3 人搭乗隊	1 隊	4.2%
うち 2 人搭乗隊	17 隊	70.8%
うち 1 人搭乗隊	6 隊	25.0%

(出所:救急課資料)

2020 年 8 月 17 日現在、各救急隊における救急救命士の人数は、全救急隊数 24 隊のうち、救急救命士の搭乗が 0 人の隊はなく、1 人の隊が 6 隊、2 人の隊が 17 隊、3 人の隊が 1 隊である。したがって、6 隊の救急隊は、救急救命士が 2 名搭乗できていない。

## ii 問題点

越谷市消防本部では、各救急隊において、隊長1名隊員2名の計3名のうち、2名以上を救急救命士とすることを目標としている。これは、明文の規定はないが、市議会の委員会でその旨回答しており、趣旨としては1つの救急隊に救急救命士が2名搭乗した方が、点滴や気管挿管等を2名で同時に行うことができ、人命救助に資するためである。

救急課では、6隊を救急救命士2人隊とするための計画を作成し、救急救命士養成所への派遣の年間2名から3名への増加の要望、救命士の資格を大学で取得している新卒を採用するための大学で就職ガイダンス、大学の就職部への挨拶、等を行っているが、現状、6隊を救急救命士2名以上にするには至っていない。

## iii 改善案

救急隊に2名以上の救急救命士が配置されていない6隊の救急隊について、救急救命士を2名以上にするための計画等を策定し、計画を実施することが望ましい。

### 【意見 25】 救急隊の救急救命士の配置計画等の策定・実施

救急隊に2名以上の救急救命士が配置されていない6隊の救急隊について、救急救命士を2名以上とすることが望ましい。

### (3) 応急手当普及啓発事業

#### ① 概要

事業名	応急手当普及啓発事業														
事業目的	救命効果の向上を図る。														
事業概要	<p>① 応急手当の普及啓発活動を行った。</p> <p>⇒ 応急手当講習会の開催回数及び受講者数</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 救命入門コース</td> <td>54回</td> <td>1,683人</td> </tr> <tr> <td>(2) 普通救命講習</td> <td>79回</td> <td>1,364人</td> </tr> <tr> <td>(3) 上級救命講習</td> <td>7回</td> <td>186人</td> </tr> <tr> <td>(4) 応急手当普及員講習</td> <td>6回</td> <td>87人</td> </tr> </table> <p>② 市の公共施設等に設置した AED（自動体外式除細動器）の維持管理を行った。</p> <p>⇒ AED の維持管理台数 178 台</p>			(1) 救命入門コース	54回	1,683人	(2) 普通救命講習	79回	1,364人	(3) 上級救命講習	7回	186人	(4) 応急手当普及員講習	6回	87人
(1) 救命入門コース	54回	1,683人													
(2) 普通救命講習	79回	1,364人													
(3) 上級救命講習	7回	186人													
(4) 応急手当普及員講習	6回	87人													
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度												
決算額(千円)	6,329	9,336	8,744												

#### ② 監査の手続

- (ア) 応急手当普及啓発事業の概要を把握するとともに、関連する法令、条例、規則等を閲覧した。
- (イ) 救命講習会の実施報告書を閲覧し、計画に基づき、講習会が実施されているかを検討した。
- (ウ) AED の維持管理に係る資料を閲覧し、AED の維持管理が適切に実施されているかを検討した。

#### ③ 監査の結論

##### (ア) AED の配置

###### i 配置状況

越谷市の公共施設には令和元年 7 月時点で 178 台の AED が設置されている（コンビニへの設置を含む）。AED は、心室の細動で全身に血液を送れないとき電気ショックを与えて、正常な機能を回復させる装置である。平成 18 年以降令和 2 年 4 月までの越谷市での AED の使用実績は、市および民間が設置した AED が 58 件（うち除細動実施 37 件、解析のみ 21 件）、市が設置した AED が 14 件（うち除細動実施が 11 件、解析のみ 3 件）となっている。

越谷市の公共施設には令和元年 7 月時点で 178 台の AED が設置されている（コンビニへの設置を含む）。越谷市消防本部では、従来から市の公共施設に AED を設置してきたが、消防署など一部の施設を除き夜間、休日の閉庁時は使用できないという課題があったため、市街地を対象に 24 時間 365 日使用できる AED を設置することとし、設置の目安を「直径 750 m の範囲内に 1 つ AED を設置する」とした。

## ii 配置の目安

越谷市消防本部としては、AED の設置の目標として、一般に出動要請があつてから救急自動車現場に到着するまでに約 7 分かかるところ、その前に心肺停止傷病者に対して、AED を使って救命活動ができるよう、時速 9 キロの小走りで 5 分以内に AED を取って現場に戻ることが出来る距離である直径 750m の範囲内に、1 つの AED を設置することを目安としている（この際、地域ごとの消防署からの救急車の到着時間や、小中学校や公民館等利用頻度の高さも考慮している）。

この点、越谷市の公共施設に加え、協力を得たコンビニへの設置も合わせて、直径 750m の範囲内に 1 つの AED を設置するよう整備を進めていっている。

## (イ) 救命講習会

越谷市消防本部は、住民に対する応急手当に関する正しい知識と技術の普及に資することを目的として、応急手当普及活動として救命講習会を実施している。平成 28 年から令和元年の救命講習会の実施状況は、以下の表のとおりである。

〈救命講習会実施状況の推移〉

年	実施回数 受講人数	救命入門 コース	普通救命 講習 I	普通救命 講習 II	普通救命 講習 III	上級救命 講習	応急手当 普及員講習	合計
平成 28 年	実施回数(回)	45	81	1	12	6	7	152
	受講人数(人)	1,834	1,454	15	169	112	91	3,675
平成 29 年	実施回数(回)	47	68	0	11	14	7	147
	受講人数(人)	1,941	1,237	0	189	245	87	3,699
平成 30 年	実施回数(回)	49	69	1	16	13	8	156
	受講人数(人)	1,540	1,204	25	296	258	96	3,419
令和元年	実施回数(回)	54	66	1	12	7	6	146
	受講人数(人)	1,683	1,127	24	213	186	87	3,320

(出所:救急課資料)

## i 事実

救命講習会の実施状況は、平成 28 年に実施回数 152 回、受講人数 3,675 人であったのに対し、令和元年には実施回数 146 回、受講人数 3,320 人と、実施回数・受講人数ともに減少している。

これに対し、越谷市消防本部では、

受講人数について、現状、救急課では「計画」(実施要項 2 項①)で実施予定(月日・会場・対象者)を決定しているが、目標となる受講人数を設定していない。

団体等の方から申し込みがあつた先に対して講習を行っている状態であり、越谷市消防本部から受講の働き掛けについては、講習実施時に講習に出席している団体の職員に声をかける程度であり、いままで応募がなく講習をしていない団体に対して受講の働き掛けは行っていない。

## ii 問題点

応急手当の普及啓発活動の目的は、「もって住民に対する応急手当に関する正しい知識と技術の普及に資する」(応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱 1 項)とされているところ、救命講習会には出来るだけ多くの市民が参加することが望ましい。この点、現状

では、受講人数について数値目標を定めないことで、結果として受講人数の減少が放置されてしまうおそれがある。

受講団体が過去に申し込みがあった先に偏り、受講しない団体は受講しないままとなっ  
てしまい、結果、多くの市民が応急手当の知識を得るという目標が達成できなくなるおそれ  
がある。

### iii 改善案

一定の水準を維持するためには、数値的な目標を掲げることも有用である。そこで、「計  
画」で目標となる受講人数を設定することが望ましい。

応募があった団体等のみならず、いままで応募がなく講習をしていない団体に対しても  
受講の働き掛けをすることが望ましい。

#### 【意見 26】救命講習会の受講人数

一定の水準を維持するためには、数値的な目標を掲げることも有用である。そこで、「計  
画」で目標となる受講人数を設定することが望ましい。

#### 【意見 27】救命講習会の応募団体

応募があった団体等のみならず、いままで応募がなく講習をしていない団体に対しても  
受講の働き掛けをすることが望ましい。

## (ウ) 応急手当普及員講習会

### i 事実

応急手当普及員とは、地域の方や所属する事業所の従業員の方に対して行う、普通救命講  
習の指導者を養成することを目的とした資格である。 応急手当普及員講習は3日間の受講  
で、基礎医学（人体の構造、感染防止）と応急手当（AED の使用方法を含む）の実技や指導  
方法等を学ぶ。応急手当普及員は、3年毎に再講習を受講する必要がある。

この点、救急課では、応急手当普及員講習について、現状、小中学校の学校の先生と埼玉  
県立大学の学生向けにしか講習を実施していない。

応急手当普及員の「認定」（応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱（消防救第  
41号 平成5年3月30日）第14項）については、「資格認定日から3年で失効する」た  
め、失効させないためには、「失効前に別表9に定める応急手当普及員再講習を受講」す  
る必要がある。しかし、2020年11月9日までこの「再講習」は、応急手当普及員である小中  
学校の教諭のうち、市の教育委員会から人選があった者のみにしか実施されていない。

### ii 問題点

応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱（消防救第41号 平成5年3月30日）  
の第11項によれば、応急手当普及員にはその属する組織において普及活動を行って  
もらうことが趣旨であるため、出来るだけ多くの市内の会社・事業所から応急手当普及員講習会に  
参加してもらうべきである。にも拘わらず、現状応急手当普及員講習は、小中学校の先生と  
埼玉県立大学の学生向けにしか講習を実施していない。

再講習については、前者は卒業後ほとんどが越谷市外に転出してしまうことから、市の応急手当の普及の目的への適合性が低いために、応急手当普及員である小中学校の教諭のうち、市の教育委員会から人選があった者のみにしか実施されていないとのことであった。

この点、埼玉県立大学の学生について、卒業した後も越谷市から転出しない者がいる可能性があること、小中学校の教諭および埼玉県立大学の学生以外の市内の事業所等に所属する構成員も応急手当普及員講習を受講している可能性があることを考えれば、これらのものに対しても個別に再講習が必要と考えられる。

### iii 改善案

小中学校の教諭と埼玉県立大学の学生以外の、市内の会社・事業所からも、応急手当普及員講習会への参加を促すことが望まれる。また、応急手当普及員を失効させないための再講習について、小中学校教諭以外にも受講させることを検討することが望ましい。(市町村によっては、引っ越した先の市町村でも再教育を受けられる場合がある。)

#### 【意見 28】 応急手当普及員講習会

小中学校の教諭と埼玉県立大学の学生以外の、市内の会社・事業所からも、応急手当普及員講習会への参加を促すことが望まれる。また、応急手当普及員を失効させないための再講習について、小中学校教諭以外にも受講させることを検討することが望ましい。

#### (4) 常備消防車両等整備事業

##### ① 概要

事業名	常備消防車両等整備事業		
事業目的	【救急課】 増加する救急需要に迅速かつ的確に対応する。		
事業概要	【救急課】 計画的に高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材を更新した。 ⇒ 1 高規格救急自動車（救急越谷1号車） 2 高度救命処置用資機材（救急越谷1号車）		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
決算額(千円)	125,161	137,230	192,907
【警防課】	70,686	108,621	164,769
【救急課】	54,475	28,609	28,138

※ 決算額は警防課と救急課の合計を記載している。

##### ② 監査の手続

- (ア) 消防車両等整備事業に関する事業の概要を把握するとともに、関連する法令、条例及び規則等を閲覧した。
- (イ) 消防車両等整備事業に係る消防力の整備指針、入札関連書類、契約書を閲覧した。
- (ウ) 救急課に質問を実施した。

##### ③ 監査の結論

###### (ア) 救急車の配置数

###### i 他市比較

越谷市消防本部が埼玉県各消防本部に行った緊急出動に係るアンケート調査によれば、下表のとおり、出動可能な救急自動車の台数が0台となった回数・出動可能な救急自動車数が0となった延べ時間は、平成29年は181回・138時間46分、令和元年が280回・95時間であった。

回答結果を公表可能な埼玉県の消防本部のうち、出動可能な救急自動車が0となった延べ時間がある消防本部が6つあるが、このうち消防力の整備指針における充足率が100%に達していない消防本部が4つとなっている。一方で、出動可能な救急自動車が0となった延べ時間がない消防本部が5つあるが、このうち消防力の整備指針における充足率が100%に達している消防本部が4つとなっている。

《救急出動に係るアンケート調査集計》

項目	越谷市 消防本部		上尾市 消防本部	埼玉西部 消防局	埼玉南西部 消防本部	坂戸・鶴ヶ 島消防組合 消防本部
	令和元年	平成 29 年	平成 29 年	平成 29 年	平成 29 年	平成 29 年
消防力の整備指針における配置する救急自動車の数	10	10	8	19	13	6
実際に配置されている救急自動車の数	8	8	6	21	9	5
消防力の整備指針における充足率	80%	80%	75%	111%	69%	83%
非常用救急自動車の数	2	2	1	5	3	1
平成 29 年出動件数	16,494	15,769	10,329	36,673	19,649	7,486
うち非常用救急自動車が出動した件数	93	83	5	235	23	14
うち全ての救急自動車が出動中で消防自動車が出動した件数	47	20	101	0	0	0
出動可能な救急自動車が0となった回数	280	181	101	0	121	0
出動可能な救急自動車が0となった延べ時間	95 時間	138 時間 46 分	5 時間 15 分	0	85 時間 17 分	0
項目	人間東部地区 事務組合 消防本部	西人間広域消 防組合 消防本部	行田市 消防本部	秩父 消防本部	児玉郡市広 域 消防本部	深谷市 消防本部
	平成 29 年	平成 29 年	平成 29 年	平成 29 年	平成 29 年	平成 29 年
消防力の整備指針における配置する救急自動車の数	9	3	4	9	7	8
実際に配置されている救急自動車の数	7	3	4	9	7	8
消防力の整備指針における充足率	78%	100%	100%	100%	100%	100%
非常用救急自動車の数	1	1	1	2	1	2
平成 29 年度出動件数	12,031	2,872	3,889	4,674	6,077	7,749
うち非常用救急自動車が出動した件数	0	142	1	237	6	22
うち全ての救急自動車が出動中で消防自動車が出動した件数	23	5	6	0		0
出動可能な救急自動車が0となった回数	166	5	83	0	0	0
出動可能な救急自動車が0となった延べ時間	51 時間 43 分	44 分	39 時間 58 分	0	0	0

(出所:越谷市消防本部 救急出動に係るアンケート調査集計)

ここで、越谷市消防本部が所有する救急自動車の数は、令和 2 年 3 月末時点で、消防署 2 台、谷中分署 1 台、蒲生分署 2 台、間久里分署 1 台、大相模分署 1 台、大袋分署 1 台の計 8 台となっている。

ii 整備台数の不足

消防力の整備指針(平成 12 年 1 月 20 日 消防庁告示第 1 号)第 13 条によれば、「消防署又は分署に配置する救急自動車の数は、人口十万を超える消防本部又は署所にあつては五台に人口十万を超える人口についておおむね人口五万ごとに一台を加算した台数を基準として、当該市町村の昼間人口、高齢化の状況、救急業務にかかる出勤の状況等を勘案した数とする」とされている。本条文の後半の勘案要素を除けば、この条文によって計算される消防自動車の必要台数は 10 台となる。一方、令和 2 年 3 月末時点で越谷市消防本部が所有する救急自動車の数は 8 台であるから、2 台不足していることになる。



(救急自動車)

第十三条 消防本部又は署所に配置する救急自動車の数は、人口十万以下の消防本部又は署所にあつてはおおむね人口二万ごとに一台を基準とし、人口十万を超える消防本部又は署所にあつては五台に人口十万を超える人口についておおむね人口五万ごとに一台を加算した台数を基準として、当該市町村の昼間人口、高齢化の状況、救急業務に係る出動の状況等を勘案した数とする。

2 前項の規定による救急自動車は、消防本部又は署所が管理するものとする。

(消防力の整備指針)

iii 増車

令和2年3月時点で、越谷市消防本部に配置されている消防自動車は、消防力の整備指針で求められている台数より2台不足している。

この点、消防力の整備指針第13条は、「消防力の整備指針および消防水利の基準の一部改正について」(消防消第205号、平成26年10月31日)において改正されたものである。この改正により、越谷市消防本部に配置すべき救急自動車の数は10台と算定されたが、改正時の実際の越谷市の救急自動車の配置数は8台(非常用救急自動車1台)であった。したがって、越谷市消防本部では、さらに2台を新たに整備することが必要となった。

そこで、越谷市消防本部では、救急自動車の必要数を満たすべく増車を図ることとし、平成29年3月に非常用1台を増車し、令和2年10月時点で10台(非常用救急車2台含む)となった。

《越谷市消防本部救急自動車台数推移》

(単位:台)

	常用			非常用	摘要
	本署	分署	常用合計		
平成20年10月以前	1	5	6	1	常用は1本署5分署各1台
平成20年10月	2	5	7	1	本署に常用1台増車
平成26年4月	2	6	8	1	蒲生分署に常用1台増車
整備指針改正時(平成26年10月31日時点)	2	6	8	1	—
平成29年3月(現在に至る)	2	6	8	2	非常用1台追加

(出所:越谷市消防年報)

		登録年月日	経過年数(年)	走行距離(km)
消防署	救急越谷1号車	令和元年11月20日	0.4	7, 141
	救急越谷2号車	平成29年2月23日	3.1	74, 296
谷中分署	救急谷中1号車	平成30年2月8日	2.1	42, 032
	救急越谷10号車	平成24年1月20日	8.2	178, 198
蒲生分署	救急蒲生1号車	平成26年12月19日	5.3	117, 324
	救急蒲生2号車	平成26年10月28日	5.4	113, 161
間久里分署	救急間久里1号車	平成30年3月13日	2.1	61, 639
	救急越谷20号車	平成23年1月20日	9.2	179, 682
大相模分署	救急大相模1号車	平成30年11月9日	1.4	29, 922
大袋分署	救急大袋1号車	平成26年2月18日	6.0	156, 781

経過年数(年)、走行距離(km)は令和2年3月末現在の走行距離を記載している。

(出所:消防年報)

したがって、現時点で、救急自動車は、消防力の整備指針で求められている台数より2台不足しているが、この2台分についても、速やかに整備すべきである。(なお、今後について、救急車更新予定計画表では、令和5年度中に救急車を1台購入し、令和6年4月から運用開始し、令和8年度に1台増車する予定とされている。これにより、令和8年度には救急自動車は10台となり、指針の必要台数を満たす予定である。)

**【監査の結果9】救急車の配置の不足**

現時点で不足している救急自動車2台分についても、速やかに整備すべきである。

(イ) 非常用救急自動車の台数

i 整備台数

非常用救急自動車について、現状、平成23年1月20日登録の車両と、平成24年1月20日登録の車両の2台となっている。

ii 整備指針の規定

消防力の整備指針第17条第2項では「稼働中の救急自動車四台ごとに一台を基準として、地域の実情に応じて予備の救急自動車」を配置するものとされている。

令和2年3月末時点では、稼働中の救急自動車は8台のため、これを満たしているが、令和6年度に1台、令和8年度に1台増車を予定しており、稼働台数が9台、10台となった場合、8台を超えるため、非常用自動車をもう1台配置する必要があるか、問題となる。

iii 非常用救急自動車の台数

消防力の整備指針第17条第2項の「稼働中の救急自動車4台ごとに1台を基準として」の解釈が問題となるが、「4台」を超えた台数が1台から3台の場合、非常用自動車が1台必要かについては明確な規定はない。また、同項で「地域の実情に応じて」とされていることから、4台を超えた台数が1台から3台の場合には、各市が実情を勘案して非常用自動車の台数を決定すべきと思料する。

この点、越谷市消防本部として、非常用救急自動車の台数につき、検討しておくことが望まれる。

**【意見29】非常用救急車の配置の増車**

稼働中の救急車が8台を超えた場合に、非常用救急自動車の台数を3台とするか否かにつき、検討しておくことが望まれる。

## IV. 監査の結論

### 1. 監査のまとめ

	総務課	予防課(*)	警防課(*)	消防団	救急課(*)
人に関する事項	<p>【意見1】 消防職員の給料表</p> <p>【意見2】 救急業務手当</p> <p>【意見3】 救急隊の業務負担の平準化</p> <p>【意見4】 ジョブローテーションを可能とする人材育成</p>	<p>【意見8】 資格取得の支援</p> <p>【意見9】 予防課と消防署・各分署間での人事異動</p>		<p>【監査の結果3】 消防団員への年額報酬の支払い</p> <p>【意見14】 女性の参加</p> <p>【意見13】 消防団員の充足率</p> <p>【意見21】 消防団員を増やす全庁的な取組</p>	<p>【意見25】 救急隊の救急救命士の配置計画等の策定・実施</p>
物（施設・備品）に関する事項	<p>【監査の結果1】 仮眠室の個室化またはパーティション化の推進</p> <p>【意見5】 女性用設備の整備</p>		<p>【意見11】 訓練にのみ使用される消防ホースの取扱い</p> <p>【意見12】 資機材搬送車の積載器具</p> <p>【意見18】 消防車両の標準化</p> <p>【意見19】 ライフサイクルコストの見積</p>	<p>【監査の結果4】 消防団に配備されている備品の設置場所の登録</p> <p>【監査の結果5】 土地賃貸借契約、登記</p> <p>【監査の結果6】 消防団器具置場の建物の耐震性能の確認</p> <p>【監査の結果7】 非常備消防車両の計画的な更新</p> <p>【意見15】 消防団器具置場に配備された物品の有効利用</p> <p>【意見16】 消防団器具置場の移転地</p> <p>【意見17】 消防団器具置場の耐震の高度化</p> <p>【意見20】 消防ポンプ自動車のAT車化</p>	<p>【意見22】 救急自動車のオルタネーターの故障の防止</p> <p>【意見23】 救急自動車購入時期の分散</p> <p>【意見24】 救急医薬剤等在庫調べの必要定数の記載</p> <p>【意見29】 非常用救急車の配置の増車</p> <p>【監査の結果9】 救急車の配置の不足</p>
情報（事業）に関する事項		<p>【監査の結果2】 防火対象物の網羅的な把握</p> <p>【意見6】 住宅用火災警報器の設置率を向上させる継続した取組</p> <p>【意見7】 防災管理者・防火管理者選任状況の網羅的な把握</p> <p>【意見10】 連絡調整会議における毎月の進捗管理</p>			<p>【監査の結果8】 転院搬送の「調査・検証」の実施</p> <p>【意見26】 救命講習会の受講人数</p> <p>【意見27】 救命講習会の応募団体</p> <p>【意見28】 応急手当普及員講習会</p>

(\*)消防署及び分署を含む。

消防職員、消防団員に関する事項として、結果1、意見10が検出された。施設、備品に関する事項として、結果6、意見13が検出された。事業に関する事項として、結果2、意見6が検出された。

## 2. 「監査の結果」の一覧表

記載箇所	項目	内容
Ⅲ. 各論		
消防本部 総務課		
(2) 消防施設改修費		
③ (オ) 個室化 またはパー テーション化 の推進	【監査の結果 1】 仮 眠室の個室化または パーテーション化の 推進	間久里分署、大相模分署では大部屋を仮眠室として利用している。心身の疲労回復に資するとともに、感染症対策からも個室化またはパーテーションの設置を早期に実施するべきである。
消防本部 予防課		
(6) 立入検査		
③ (ア) 消防法 第4条に基づく 査察の実施状 況	【監査の結果 2】 防 火対象物の網羅的な 把握	防火対象物データベースにもなる消防情報支援システムを活用して管轄区域内の防火対象物について網羅的にその概要や点検結果報告等の自主管理の実施状況、過去の立入検査の実施状況及びその結果等を把握し、立入検査実施計画の策定を行い、業務に反映させることが必要である。
消防本部 警防課		
(2) 消防団員費		
③ (ア) 消防団 の団員数	【監査の結果 3】 消 防団員への年額報酬 の支払い	警防課は、消防団による①継続の意思確認、②休団勧奨、③免職の対応を確認したうえ報酬を支払う必要がある。
(3) 消防団活動費		
③ (ア) 備品管 理	【監査の結果 4】 消 防団に配備されてい る備品の設置場所の 登録	消防団に配備されている備品について、直近で購入した 11 品を除き、その設置場所が警防課とされているが、備品の適切な管理のため、備品の設置場所は当該備品が配備された場所とする必要がある。
(4) 消防団施設管理費		
③ (ア) 消防団 器具置場に使用 している土地の 権利関係	【監査の結果 5】 土 地賃貸借契約、登記	消防団器具置場として使用している土地について、所有者と書面による賃貸借契約が締結されていない土地が 1 件、登記が行われていない土地が 3 件あった。消防団器具置場としての権利関係の安定化のため、賃貸借契約の締結あるいは登記を行う必要がある。
③ (イ) 消防団 器具置場の耐 震性	【監査の結果 6】 消 防団器具置場の建物 の耐震性能の確認	消防団器具置場について耐震性能を確認する必要がある。消防団器具置場の地域の防災拠点としての役割を十分に果たせるよう個別施設計画のなかで検討するべきである。

記載箇所	項目	内容
(7) 非常備消防車両等整備事業		
③(ア) 車両配備の状況	【監査の結果 7】非常備消防車両の計画的な更新	越谷市消防団に配備されている車両を計画的に更新整備する必要がある。
消防本部 救急課		
(1) 救急活動事業		
③(ア) 転院搬送	【監査の結果 8】転院搬送の「取組効果の検証」の実施	転院搬送における救急車の適正利用についての「取組効果の検証」は、出来るだけ早期に実施すべきである。
(4) 常備消防車両等整備事業		
③(ウ) 救急車の配置数	【監査の結果 9】救急車の配置の不足	現時点で不足している救急自動車2台分についても、速やかに整備すべきである。

### 3. 「意見」の一覧表

記載箇所	項目	内容
Ⅲ. 各論		
3. 消防本部 総務課		
(1) 職員人件費		
③ (ア) 給料表	【意見 1】 消防職員の給料表	消防の組織は、緊急時の部隊活動等に必要な指揮命令システムを明示し組織の統一性を確保するため、階級制度がある。また、消防組織は、各階級に一定の割合の人数が必要となるという特徴を持つ。階級制度を維持しながら、給料の水準を適正に保つために、消防職員の給料については一般職員と異なる特別給料表の採用を検討することが望ましい。
③ (イ) 特殊勤務手当	【意見 2】 救急業務手当	救急救命士による処置範囲の拡大、近隣中核市の職員の給与の状況等を鑑み救急業務に関する特殊勤務手当のあり方について検討することが望ましい。
③ (ウ) 超過勤務	【意見 3】 救急隊の業務負担の平準化	救急隊の業務負担が平準化できるような体制を構築できないか検討することが望ましい。
③ (ウ) 超過勤務	【意見 4】 ジョブローテーションを可能とする人材育成	ジョブローテーションが実施できるよう、警防・救助活動と救急活動を担える人材育成を計画的に行えないか検討することが望ましい。
(2) 消防施設改修費		
③ (カ) 女性消防吏員向けの施設整備状況	【意見 5】 女性用設備の整備	間久里分署、大相模分署には女性用の設備が整備されていない。建替え、改修時には仮眠室、更衣室、浴室等女性用の設備を整備することが望まれる。
消防本部 予防課		
(1) 火災予防事業		
③ (ウ) 住宅用火災警報器の設置率	【意見 6】 住宅用火災警報器の設置率を向上させる継続した取組	住宅用火災警報器の設置義務付けから 10 年以上経過しており、老朽化が進んでいる既設の住宅用火災警報器について適切に維持管理されるよう指導していく必要がある。国と連携する事業などを積極的に活用して、住宅用火災警報器の設置率を向上させるよう継続して取り組むことが望ましい。
(5) 防火管理		
③ (ア) 防災管理者・防火管理者選任状況の網羅的な把握	【意見 7】 防災管理者・防火管理者選任状況の網羅的な把握	消防情報支援システムを活用して、防災管理者・防火管理者の選任状況を網羅的に確認できるようにし、業務に反映することが望ましい。
③ (ア) 消防法第 4 条に基づく査察の実施状況	【意見 8】 資格取得の支援	予防業務に関する資格取得について、今後、受験料、教材費、講座受講料の補助をするなど資格取得の拡充に努めることが望ましい。

記載箇所	項目	内容
③ (ア) 消防法第4条に基づく査察の実施状況	【意見 9】 予防課と消防署・各分署間での人事異動	予防課と消防署・各分署間での定期的な人事異動をすることが望ましい。
③ (ア) 消防法第4条に基づく査察の実施状況	【意見 10】 連絡調整会議における毎月の進捗管理	消防本部として効果的な査察を実施するために立入検査実施計画に基づく立入検査が実施されているかどうか等について定期的に検証を行うことが必要であり、毎年度の立入検査実施計画の達成度、違反処理の進捗度合い等を検討して次年度以降の執行方針に反映させる等、P D C A サイクルにより改善の取組を継続することが必要である。毎月の連絡調整会議でこのような取組を行うことが望ましい。
消防本部 警防課/消防署及び各分署		
(1) 火災・救助活動事業		
③ (エ) 消防ホース	【意見 11】 訓練にのみ使用される消防ホースの取扱い	備品台帳に計上されている消防ホースのうち訓練のみに使用される消防ホースについては、その取得時点で想定されている用途とは異なった用途で使用されているため、備品台帳に計上し続けず、除却処理を行うことが望ましい。
③ (オ) 備品管理	【意見 12】 資機材搬送車の積載器具	越谷市の備品管理台帳の計上ルールでは、備品として管理すべきものが、資機材搬送車の積載器具として管理されている。資機材搬送車と一体ではない備品は、資機材搬送車とは別に備品として管理することが望ましい。
(2) 消防団員費		
③ (ア) 消防団の団員数	【意見 13】 消防団員の充足率	越谷市消防団員充足率は、川口市を除く近隣市町に比較してやや低い。消防団としての適切な活動を行うためには、その団員数が条例定数を満たす必要がある。新興住宅地での消防団への加入を促し、充足率の向上を図ることが望ましい。
③ (エ) 女性の参加	【意見 14】 女性の参加	越谷市は機能別団員の設立 2 年後以後、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた重点取組事項について」(令和元年 12 月 13 日消防地第 288 号消防庁長官通知)に定められた女性の入団は比率 10% を達成している。一方で、基本団員の女性の入団比率は、令和 2 年度で、6.7%と 10%を下回る。今後は、基本団員においても、女性の入団比率が 10%を達成するように、地域の消防団への入団についての勧誘や女性が消防団員として活動することの配慮等を行うことが望まれる。
(3) 消防団活動費		
③ (エ) 備品の管理	【意見 15】 消防団器具置場に配備された物品の有効利用	消防団器具置場に配備された物品のうち、消防職員による消防団員への操作指導が必要なものについては、策定した計画に基づき操作指導及び訓練を行い、有効に活用することが望まれる。

記載箇所	項目	内容
(5) 消防団施設整備事業		
③(ア) 消防団器具置場の建替スケジュール	【意見16】消防団器具置場の移転地	消防団器具置場の移転については、地域の消防団としての継続性を考慮して近接地に移転されることが多いが、現在の消防団器具置場の位置は、数十年にわたり基本的に変更されていないため、現在の越谷市の人口分布と相違する場合がある。今後の移転については、この点についても考慮することも望まれる。
③(ウ) 消防団器具置場の耐震性能	【意見17】消防団器具置場の耐震性能	今後の消防団の役割が初期消火活動に加え、地域の防災活動に拡大することに対応して、その拠点としての役割を考えれば、今後の消防団器具置場の建替の際には、より高い耐震性能を有する構造に建替えることも検討することが望ましい。
(6) 常備消防車両等整備事業		
③(イ) 車両更新手続	【意見18】消防車両の標準化	消防車両及び資機材の高度化にともなう価額の上昇していることから、高度な消防車両及び資機材を従来どおりの更新年度で更新を行うためには、人口規模・都市形態・地理的条件が似ている近隣市町と協力して、ある程度の消防車両の標準化を進めていくことが望まれる。
③(ウ) ライフサイクルコストの見積	【意見19】ライフサイクルコストの見積	現在は、消防車両の更新の際は、検討レベルではライフサイクルコストは考慮されているもの、最終的には製造請負契約についての競争入札で決定される。消防車両及び資機材の高度化による高価格化と更新期間が長いことからくるオーバーホール費用の高額化に対して、過去の越谷市消防本部のデータの活用及び近隣市町の消防本部との情報交換により、オーバーホールの費用のデータを蓄積することで、ライフサイクルコストを正確に見積もり、消防車両の更新の際に考慮することが望まれる。
(7) 非常備消防車両等整備事業		
③(イ) 消防ポンプ自動車の運用	【意見20】消防ポンプ自動車のAT車化	消防団に配備されている消防ポンプ自動車は、マニュアル車(MT車)であるが、近年は、オートマチック車(AT車)限定免許の保有者は少なくないために、AT車を計画的に更新することが望まれる。
(9) 震災対応/消防団活動の拡大		
③(ア) 充実強化法	【意見21】消防団員を増やす全庁的な取組	消防団協力事業所の増加のためには、事業所に対する効果的なメリットを用意することが必要である。一定の要件を満たす消防団協力事業所に対する減税措置、入札参加資格の加点、奨励金の支給等の措置を検討することが望ましい。
消防本部 救急課		
(1) 救急活動事業		
③(ウ) 救急車の故障	【意見22】救急自動車のオルタネーターの故障の防止	救急自動車のオルタネーターが複数台同時に故障する事例があったが、オルタネーターが故障すれば現



記載箇所	項目	内容
		場で救急自動車が動かなくなる事態も想定されるため、故障の防止を図るよう整備することが望まれる。
③(ウ) 救急車の故障	【意見 23】救急自動車購入時期の分散	近接した時期に救急自動車を購入すると、近接した時期にオルタネーターが故障する可能性があるため、購入計画時に、購入の時期が近接しないよう、留意することが望ましい。
③(エ) 救急医薬剤等在庫調べの必要定数の記載	【意見 24】救急医薬剤等在庫調べの必要定数の記載	救急医薬剤等在庫調べに必要な数量欄を設けることを検討することが望ましい。必要数量欄を設け、棚卸数量が必要数量を下回った際には発注を行うことで、必要な在庫を確保する効果が期待される。
(2) 救急救命士養成事業		
③(ア) 救急隊の救急救命士の配置	【意見 25】救急隊の救急救命士の配置計画等の策定・実施	救急隊に2名以上の救急救命士が配置されていない6隊の救急隊について、救急救命士を2名以上とすることが望ましい。
(3) 応急手当普及啓発事業		
③(イ) 救命講習会	【意見 26】救命講習会の受講人数	一定の水準を維持するためには、数値的な目標を掲げることも有用である。そこで、「計画」で目標となる受講人数を設定することが望ましい。
③(イ) 救命講習会	【意見 27】救命講習会の応募団体	応募があった団体等のみならず、いままで応募がなく講習をしていない団体に対しても受講の働き掛けをすることが望ましい。
③(ウ) 応急手当普及員講習会	【意見 28】応急手当普及員講習会	小中学校の教諭と埼玉県立大学の学生以外の、市内の会社・事業所からも、応急手当普及員講習会への参加を促すことが望まれる。また、応急手当普及員を失効させないための再講習について、小中学校教諭以外にも受講させることを検討することが望ましい。
(4) 常備消防車両等整備事業		
③(エ) 非常用救急自動車の台数	【意見 29】非常用救急車の配置の増車	稼働中の救急車が8台を超えた場合に、非常用救急自動車の台数を3台とするか否かにつき、検討しておくことが望まれる。

以上